

薬剤師のための

**アンチ・ドーピング
ガイドブック**

2007 年版

(社)日本薬剤師会

(社)秋田県薬剤師会

(財)日本体育協会(アンチドーピング部会ドーピングデータベース作業班)

序

ドーピングは、公正さを基本とするスポーツ競技において重大なルール違反であるというだけでなく、選手の生命自体にも影響を及ぼす可能性のある危険な行為です。また、医薬品の適正使用という観点からもドーピングは見過ごせるものではありません。医薬品の供給を担う薬剤師として、アンチ・ドーピング活動への貢献は非常に重要であると考えております。

その一方で、ドーピング目的で禁止物質を使用するつもりがなくても、市販のかぜ薬などを服用しただけでドーピング陽性になることがあります。例えば、禁止物質メチルエフェドリンを含むかぜ薬は数多く販売されており、その中には各種メディアで宣伝されている、大手企業有名ブランドの製品も少なからず含まれております。スポーツドクター等の支援が十分受けられない選手の中には、自分でこのような製品を購入し、ドーピングを意図せずに使用してしまうことがあるかもしれません。このような「うっかりドーピング」を最も有効に防止することができるのは、医薬品を直接販売する薬局・薬店の薬剤師です。

静岡国体における静岡県薬剤師会の活動を受けて開始した、日本薬剤師会のアンチ・ドーピング活動も今年で4年目に入りました。この間、埼玉国体・岡山国体・兵庫国体においては、地元薬剤師会と薬剤師の先生方のご尽力の結果、関係団体からも高い評価を頂き、アンチ・ドーピング活動における薬剤師の存在感は確実に増しております。そして、この活動は本年国体開催県である秋田県にも引き継がれ、薬剤師の新職能として更なる浸透を図れるものと期待しております。

また、アンチ・ドーピングについての最近の大きな動きとして、本年2月の「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の発効がありました。同規約では、ドーピングの防止及びドーピングとの戦いを促進するため、「国内及び国際的な規模において規範の原則に適合する必要な措置をとること」と定められており、今後はアンチ・ドーピングに対する国内体制も整備されていくと思われまます。このような国際的潮流の中で、医薬品の専門家として薬剤師が果たすべき役割はますます大きくなってきており、今後はうっかりドーピングの防止活動はもちろんのこと、青少年への医薬品の不適正使用がもたらす危険性の啓発といった、学校薬剤師活動も併せて重要になってくるものと考えられます。

本書「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」は、アンチ・ドーピング活動の一貫として、日本体育協会アンチドーピング部会ドーピングデータベース作業班からご提供頂いた情報に基づいて、平成16年より作成しており、薬剤師のアンチ・ドーピングの参考書として多くの方からご高評を頂いております。本書が、薬局をはじめとする幅広い場所で大いに活用され、スポーツをしている多くの方々の薬の適正使用に貢献することを願っております。

最後になりましたが、本書の作成作業に格別のご協力を賜りました、日本薬剤師会アンチ・ドーピングに関する特別委員会委員諸氏並びに快く情報をご提供下さった日本体育協会アンチドーピング部会ドーピングデータベース作業班の方々に、心より御礼申し上げます。また、作業にあたりご協力頂きました、日本体育協会、秋田県薬剤師会、秋田わか杉国体実行委員会、秋田県体育協会、兵庫県薬剤師会の皆様にも厚く御礼申し上げます。

2007年5月

日本薬剤師会
会長 中西 敏夫

発刊によせて

「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」も 2004 年から回を重ねて今年で第 4 版となりますが、このたび世界アンチ・ドーピング機構(WADA)のドーピング禁止リスト改訂にあわせて 2007 年度版として発刊されることとなりました。日本薬剤師会の国民スポーツにおけるアンチ・ドーピング活動へのご理解と、日頃のご協力に感謝し御礼申し上げます。

日本政府は、WADA アンチ・ドーピング規程から格上げされた UNESCO アンチ・ドーピング国際条約を 1 月 18 日の官報に公示し、その規程は本年 2 月 1 日から日本国内で規約として発効いたしました。この措置により、日本のアンチ・ドーピング活動は政府の枠組みを持つこととなり、今後アンチ・ドーピング活動も国を挙げた運動として展開されることが期待されます。

オリンピック憲章には「スポーツにおけるドーピングとの闘いを主導し、薬物に対する国際的闘いに参加する」と宣言されており、また国民体育大会においても「世界のアンチ・ドーピング活動の動向を踏まえ、競技や記録の公正さを保つため、厳正なドーピングコントロールを実施する」と規定されています。

国際的な競技大会でドーピング検査を実施することは今では当たり前のこととなっていますが、現在はそれぞれの国が自国の枠組みのなかでアンチ・ドーピング運動に取り組むことが求められており、国民スポーツはその枠組みの中心に位置するものです。日本では 1984 年のロサンゼルス五輪を機会に平常時におけるドーピング検査の重要性が認識され、欧米各国に先駆けて国際大会派遣者に対する派遣前ドーピング検査が実施されてきました。同時期に、現在のドーピングデータベース作業班の基となった日本体育協会アンチ・ドーピング委員会が中心となって教育啓発活動を展開し、選手への正しい知識の普及を計ってきたため、幸いにも国内のドーピング問題は深刻な状況を免れています。その後日本体育協会は、2003 年の静岡国体から参加選手に対するドーピング検査を開始、また翌年日本薬剤師会が本書を創刊し、この時から地区薬剤師会、日本薬剤師会とスポーツ界との連携が生まれました。

薬剤師の方々に期待されることは、必ずしも選手に薬物を使用させないことではなく、専門家として禁止あるいは使用が制限される薬物について正しくご理解いただき、選手、コーチなどの関係者にドーピングに抵触しない薬物の種類や使用方法を適切にアドバイスすることによって、すべての選手が万全な体調で競技に望めるようサポートしていただくことです。特に用法・用量に制限のある薬物や、使用時にはその内容を届け出、あるいは使用に先立って許可申請しなければならない薬物などもあるため、薬物使用可否の判断は一般の方々には必ずしも容易ではありません。本書は薬剤師の方々が競技関係者にアドバイスする際に必要な内容についてわかりやすくまとめられています。

これを機会に多くの薬剤師の方々に本書をご利用いただき、スポーツ界と一致団結してすべてのレベルにおけるアンチ・ドーピング活動の推進と、スポーツの健全な発展にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

(財)日本体育協会 アンチ・ドーピング部会
ドーピングデータベース作業班
班長 植木 眞琴

目次

1. 本書について	1
2. 2007年WADA禁止リスト掲載のドーピング禁止薬物の作用と禁止医薬品例	4
3. 2007年WADA禁止リストの主要な変更点	15
4. 特に気をつけたい一般用医薬品(大衆薬)と健康食品・サプリメント	17
5. 使用可能薬リスト/一般用医薬品(大衆薬): OTC DRUGS	
(1) 解熱鎮痛薬	20
(2) 解熱鎮痛薬【坐剤】	21
(3) 総合感冒薬	21
(4) 総合感冒薬【外用】	22
(5) 鎮咳・去痰薬	22
(6) 鎮咳・去痰薬【トローチ/ドロップ】	23
(7) 胃腸薬	23
(8) 消化薬	24
(9) 便秘治療薬	25
(10) 整腸薬・下痢止め	25
(11) アレルギー用薬(鼻炎内服薬を含む)	25
(12) 点鼻薬	26
(13) 吐き気・乗り物酔い予防薬	26
(14) 催眠・鎮静薬	27
(15) 鉄欠乏性貧血薬	27
(16) 痔疾用薬	27
(17) 目薬	28
(18) うがい薬・口腔内殺菌薬	30
(19) 皮膚外用薬	30
6. 使用可能薬リスト/医療用医薬品: ETHICAL DRUGS	
(1) 解熱・鎮痛・抗炎症薬	32
(2) 中枢性筋弛緩薬	33
(3) 酵素製剤(消炎・繊維素溶解)	34
(4) 鎮咳・去痰薬	34
(5) 気管支拡張・喘息治療薬	34
(6) アレルギー治療薬	35
(7) 抗めまい薬(乗り物酔い予防)	36
(8) 胃腸薬	36
(9) 総合消化酵素	38
(10) 便秘治療薬	38
(11) 止痢・整腸薬	38
(12) 高脂血症用薬	39

(13) 血圧降下薬	39
(14) 抗狭心薬	40
(15) 催眠・鎮静・抗不安薬	41
(16) 抗精神病薬(悪心・嘔吐)	42
(17) 抗うつ薬	42
(18) 抗てんかん薬	42
(19) 自律神経系作用薬	42
(20) 鉄欠乏性貧血薬	43
(21) 痛風・高尿酸血症治療薬	43
(22) 糖尿病用薬	43
(23) 抗菌薬・抗生物質	44
(24) 化学療法剤	45
(25) 抗真菌薬	45
(26) 抗ウイルス薬	45
(27) ワクチン(保険適用外)	46
(28) 経口避妊薬(保険適用外)	46
(29) 卵胞、黄体、混合ホルモン	46
(30) 痔疾用薬	47
(31) 耳鼻咽喉科用薬	47
(32) 眼科用薬	48
(33) 口腔用薬	49
(34) 皮膚外用薬	49
(35) 消毒薬	50
(36) 電解質補液	50
7. ドーピング検査 Q&A(日本体育協会作成)	51
8. 治療目的使用の適用措置(TUE)(日本アンチ・ドーピング機構作成)	54
9. 参考: JADA 標準/略式 TUE 申請書様式	56
10. よくある質問(医薬品の使用可否検索の手順について)	62
11. WADAドーピング・クイズ	64
12. 秋田わか杉国体ホットラインサービスについて	72
ドーピング禁止薬に関する問合せ専用用紙(国体用)	
購入医薬品等記載シート	
秋田わか杉国体アンチ・ドーピング活動に関するアンケート	
13. 薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン	76
ドーピング禁止薬に関する問合せ用紙(薬剤師会ホットライン用)	
14. 索引(使用可能薬リスト掲載医薬品の一覧表(50音順))	78

1. 本書について

1. 作成の経緯

2003 年静岡県で開催された「NEW!!わかふじ国体」から国体におけるドーピング検査が初めて行なわれました。ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、健全なスポーツの発展を妨げる「ずる」くて「危険」な行為です。その一方で、故意に使用したわけではなく、不注意のうっかりミスで検査にひっかかってしまう場合もあります。市販されている風邪薬や胃腸薬などには禁止物質を含むものが少なくなく、「風邪気味だから」「胃が痛いから」などと安易に使用してドーピング違反と判断され、その結果、重い罰則が科せられてしまうことがあります。

このような『うっかりドーピング』を防ぐため、(社)静岡県薬剤師会は、2003 年に『薬局におけるアンチ・ドーピングガイドブック』を作成し、アンチ・ドーピング活動を行ないました。翌年、(社)日本薬剤師会は「アンチ・ドーピングに関する特別委員会」を設置し、2004 年埼玉県にて開催の「彩の国まごころ国体」、2005 年岡山県にて開催の「晴れの国おかやま国体」、2006 年兵庫県にて開催の「のじぎく兵庫国体」、そして、2007 年秋田県にて開催の「秋田わか杉国体」をモデル事業と位置付け、(財)日本体育協会アンチ・ドーピング部会ドーピングデータベース作業班、(社)埼玉県薬剤師会、(社)岡山県薬剤師会、(社)兵庫県薬剤師会、(社)秋田県薬剤師会の協力を得て、「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」を 2004 年から作成し、今回、2007 年版が出来上がりました。

2. 2007 年禁止リストについて

国際レベルのあらゆるスポーツにおけるドーピング行為は、1999 年に設立された世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が監視しています。そして、2004 年 1 月 1 日、WADA が世界アンチ・ドーピング規程(WADC)を発効し、これまでのオリンピックムーブメントアンチ・ドーピング規程(OMADC)に代わり、すべての競技団体がこの新しい国際基準の禁止リストを利用することになりました。2004 年埼玉県で開催された「彩の国まごころ国体」でもこの禁止リストが適用されました。

そして、毎年禁止リストは改訂され、「秋田わか杉国体」では 2006 年 9 月にすでに公開され 2007 年 1 月 1 日に発効した禁止リストが適用されます。

新しい禁止リストは、2006 年禁止リストと比べて分類は変わりなく、I.常に禁止される物質と方法(競技会検査及び競技外検査)、II.競技会検査で禁止対象となる物質と方法、III.特定競技において禁止される物質、IV.指定物質(禁止物質の中で医薬品として広く市販され、ドーピング物質として乱用されにくく、不注意によりアンチ・ドーピング違反を誘いやすい物質。これらの使用が競技能力の向上でないことを競技者が立証できれば制裁が軽くなることがある。)、そして、禁止リストに掲載されていない物質のうち、競技における薬物乱用パターンを把握した方が得策であると WADA が判断した「V. 監視プログラム(モニタリングプログラム)」となっています。2006 年禁止リストとの違いは WADA のホームページ

http://www.wada-ama.org/rtecontent/document/Explanatory_Note_2007_En.pdf

に掲載(和訳は本書 15 ページ)されていますが、2007 年禁止リスト改訂に伴う留意すべき主なポイントを下記に記載します。

●留意すべき改訂の主なポイント

1. 糖質コルチコイドにおける TUE の略式申請(a-TUE)の適用範囲が、具体的に「関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮下注入および吸入」と示されました。
2. 糖質コルチコイドの局所使用で禁止されない事例が、2006 年禁止リストでは、「皮膚、耳、鼻、目、口腔内」でしたが、2007 年禁止リストでは「歯肉および肛門周囲」が禁止されない事例として追加されました。
3. 監視プログラムの対象が競技会検査のみになりました。(カフェイン等のモニタリング物質は、競技外検査ではモニターされなくなりました。)

○治療目的使用の適用措置(TUE)の提出について

禁止物質であっても治療目的であれば、所定の手続きによって使用が認められることもあります(「治療目的使用の適用措置(TUE)」)。手続きの詳細は、本書 54 ページの「治療目的使用の適用措置(TUE)」(あるいは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)作成「国体選手必携書」)をご参照下さい。

3. 本書の使い方

「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」には、①2007 年 WADA 禁止リスト掲載のドーピング禁止物質の作用と禁止医薬品例、②特に気をつけたい一般用医薬品(大衆薬)と健康食品・サプリメント、③使用可能薬リスト(一般用医薬品 19 薬効群)、④使用可能薬リスト(医療用医薬品 36 薬効群)、⑤ドーピング検査 Q&A、⑥治療目的使用の適用措置(TUE)、⑦秋田わか杉国体ホットラインサービスについて、などを掲載し薬局店頭において常時使用できるようにしました。

使用可能な医薬品を選択する場合には、まず、一般用医薬品、医療用医薬品の「はじめに」を読みます。次に、薬効別の四角に囲まれた(注意)をよく読み、〈使用可能薬例〉の表の中から販売名を探します。使用可能薬リストは薬効群別に記載し、その薬効群別に注意を掲載しました。

使用の可否に迷ったら、不明な点は本書掲載の『ホットラインサービス』にてご確認ください。決して、安易な判断はしないでください。

なお、本書 4 ページから 19 ページまで(黄色い紙のページ)は、2007 年 WADA 禁止リストと禁止医薬品の例、禁止薬物を含む一般用医薬品などが掲載されていますので、間違えて使用することがないように特にご注意ください！！

4. 最後に

WADA 禁止リストは 1 年ごとに更新されるため、毎年最新の内容を勉強する必要がありますが、本書は「使用可能薬を探す」ことを目的に販売名と薬効別の販売上の注意を記載しており、薬剤師にとって利用価値の高いものとなっています。

アンチ・ドーピング活動における薬局・一般販売業の薬剤師の役割は、『うっかりドーピング』を防止するために選手等へアドバイスすることであり、日頃の業務の一環として取り組むことができます。国体などにおけるアンチ・ドーピング活動は、これまでのような薬の安全使用の確保とは視点を

異にした活動として、スポーツ界はもとより一般社会に対しても、薬剤師の新職能として貢献できるものなのです。

アンチ・ドーピングに関する特別委員会 大石順子

文献

- 1) The World Anti-Doping Agency : The World Anti-Doping Code Ver3.0
- 2) 財団法人日本アンチ・ドーピング機構:2007年禁止リストに関する国際基準 2007
- 3) 財団法人日本アンチ・ドーピング機構:治療目的使用の適用措置に関する国際基準 2007
- 4) 薬局におけるアンチ・ドーピングガイドブック, 静岡県薬剤師会編, 2003
- 5) アンチ・ドーピング活動と薬剤師, 日本薬剤師会雑誌, 56, 959-961(2004)
- 6) 沼田稔 : 「うっかりドーピング」と薬剤師の新職能, 医薬ジャーナル, 40, 2425-2427(2004)

2. 2007 年 WADA 禁止リスト掲載のドーピング禁止薬物の作用と禁止医薬品例

WADA 禁止リストでは、大会中に実施する「競技会検査」および不定期に実施する「競技外検査」の対象となる物質を2つに分類し、さらに「禁止物質」、「禁止方法」、「特定競技において禁止の対象となる物質」ならびに「指定物質」について、具体的かつ詳細に規定している。競技会検査ではすべての禁止物質、禁止方法、指定物質が対象である。この他にも禁止物質ではないが、乱用の動向を把握する目的で調査対象とする薬物を「監視プログラム」として定めている。

I. 常に禁止される物質と方法(競技会検査および競技外検査)

[禁止物質]

S1. 蛋白同化薬

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)

- ・ 外因性のスタノゾロールなど合成蛋白同化ステロイド薬のほか、天然の男性ホルモンである内因性のテストステロンやデヒドロエピアンドロステロン(DHEA)を例示。
- ・ いわゆる筋肉増強剤として、筋力の強化と筋肉量の増加によって運動能力を向上させ、同時に闘争心を高める目的で使用され、様々な投与方式で大量に使用されるため禁止。
- ・ 肝臓癌など致命的な有害作用が発生。高インスリン血症、HDL コレステロールの低下、血圧上昇など心血管系障害の発症も示唆。
- ・ 女性では多毛、嚔声などの男性化や痤瘡が発現。
- ・ 男性では女性化乳房、無精子症、インポテンツが発現。
- ・ 分析機関によって報告された 19-ノルアンドロステロンの疑わしい分析結果は信頼される。

2. その他の蛋白同化剤

- ・ 臨床では気管支拡張薬として喘息の治療に投与するクレンプテロールが、筋肉増強剤として使用されることから禁止。
- ・ ゼラノールは、動物に肥育ホルモンとして利用され、体重増加など成長促進作用を有するので禁止。

○外因性 AAS の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
1-アンドロステンジオール	—
1-アンドロステンジオン	—
ボランジオール	—
ボラステロン	—
ボルデノン	—
ボルジオン	—
カルステロン	—
クロステボール	—
ダナゾール	ボンゾール(三菱ウェルファーマ)他:子宮内膜症治療薬
デヒドロクロロメチルテストステロン	—
デソキシメチルテストステロン	—
ドロスタノロン	—
エチルエストレノール	—

フルオキシメステロン	—
フォルメボロン	—
フラザボール	—
ゲストリノン	—
4-ヒドロキシテストステロン	—
メスタノロン	メサノロン(持田): 蛋白同化ホルモン
メステロロン	—
メテノロン	プリモボラン(シエーリング)他: 蛋白同化ホルモン
メタンジエノン	—
メタンドリオール	—
メタステロン	—
メチルジエノロン	—
メチル-1-テストステロン	—
メチルノルテストステロン	—
メチルトリエノロン	—
メチルテストステロン	エナルモン(あすか)他、OTC: 経口男性ホルモン
ミボレロン	—
ナンドロロン	デカ・デュラミン(富士製薬)他: 蛋白同化ホルモン
19-ノルアンドロステンジオン	—
ノルボレトン	—
ノルクロステボール	—
ノルエタンドロロン	—
オキサボロン	—
オキサンドロロン	—
オキシメステロン	—
オキシメロン	—
プロスタノゾール	—
キンボロン	—
スタノゾロール	—
ステンボロン	—
1-テストステロン	—
テトラヒドロゲストリノン	—
トレンボロン	—

○内因性 AAS の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
アンドロステンジオール	メサルモン F(日本臓器): 両性混合ホルモン製剤
アンドロステンジオン	メサルモン F(日本臓器): 両性混合ホルモン製剤
デヒドロエピアンドロステロン(DHEA)	マイリス(オルガノン)他: 子宮頸管熟化薬
ジヒドロテストステロン	—
テストステロン及びその代謝物と異性体	エナルモン(あすか)他: 男性ホルモン製剤

○その他の蛋白同化薬の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
クレンプテロール	スピロペント(帝人)他:気管支拡張薬
チボロン	日本未発売:骨粗鬆症薬
ゼラノール	—
ジルパテロール	—

S2. ホルモンと関連物質

- ・ エリスロポエチンは赤血球生成促進因子であるため酸素運搬能が上昇し、持久力が必要な運動種目では運動能力の強化につながるため禁止。
- ・ 成長ホルモンは脂肪組織におけるトリグリセリドの加水分解、肝臓でのグルコース排泄促進などを有するが、筋肉増強を期待する乱用はアレルギー症状や糖尿病を誘発し、大量投与で末端肥大症などの有害作用が発現するため禁止。
- ・ インスリン様成長因子は成長促進作用とインスリン様作用を有し、細胞の増殖と分化を促進するペプチドであるため禁止。
- ・ ゴナドトロピン類は、男子不妊症や男性の下垂体性性腺機能不全の治療に投与され、男性ホルモンの産生量を増加させるため男性においてのみ禁止。
- ・ インスリンは筋肉におけるグルコースの利用とアミノ酸の貯蔵を促進し、蛋白の合成を刺激し分解を抑制するため禁止。
- ・ コルチコトロピン類(ACTH)は副腎皮質を刺激し、血中の糖質コルチコイド、鉱質コルチコイドを上昇させ弱い活性の男性ホルモンの分泌を促進するため禁止。

○ホルモンと関連物質の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
エリスロポエチン	エスポー(キリン)他
成長ホルモン	ジェントロピン(ファイザー)他
インスリン様成長因子	ソマゾン(アステラス)他
メカノグロースファクター	—
ゴナドトロピン類(LH、hCG)	ゴナドリール(持田)他
インスリン	インスリン(各社)
コルチコトロピン類	コートロシン(第一三共)他

S3. β_2 作用薬

- ・ 気管支拡張剤であるが、交感神経興奮作用、蛋白同化作用による筋組織量の増加を期待して使用されるためすべての β_2 作用薬が常時使用禁止。
- ・ ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンの吸入に限り TUE 略式申請(a-TUE)をすれば使用できる。
- ・ 1000 ng /mL 以上のサルブタモール(フリーとグルクロン酸抱合体の濃度)とクレンプテロールを除くすべての吸入 β_2 作用薬の使用が、競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある。(指定物質)

注意: サルブタモールの濃度が 1000 ng /mL を超えた場合には、指定物質の制裁措置の軽減は適応されないことになる。

S4. 抗エストロゲン作用を有する薬物

- ・ 抗エストロゲン作用のため、乳癌治療剤、骨粗鬆症治療薬、排卵誘発剤として使われるが、蛋白同化作用を有するため禁止。

○抗エストロゲン作用を有する薬物の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
1.アロマターゼ阻害薬	
アナストロゾール	アリミデックス(アストラゼネカ):乳癌治療剤
レトゾール	フェマーラ(ノバルティス—中外)
アミノグルテチミド	—
エキセメスタン	アロマシン(ファイザー):乳癌治療剤
フォルメスタン	—
テストラクトン	—
2.選択的エストロゲン受容体モジュレーター	
ラキシフェン	エビスタ(イーライリリー—中外):骨粗鬆症治療薬
タモキシフェン	ノルバデックス(アストラゼネカ)他:乳癌治療剤
トレミフェン	フェアストン(日本化薬)他:乳癌治療剤
3.その他の抗エストロゲン作用を有する薬剤	
クロミフェン	クロミッド(塩野義)他:排卵誘発剤
シクロフェニル	セキノビット(あすか):排卵誘発剤
フルベストラント	—

S5. 利尿薬と隠蔽薬

- ・ 隠蔽薬として、利尿薬、エピテストステロン、プロベネシド、 α -還元酵素阻害薬、血漿増量物質及び類似の生物学的効果を有するものが含まれる。
- ・ 利尿薬が血圧降下薬や浮腫治療薬以外に乱用されるため禁止される理由に下記が考えられる。
 - ① 排出する尿量を増加させ尿中に排泄する禁止薬物や代謝物の尿中濃度を下げて禁止物質の検出を逃れること。
 - ② 柔道、ボクシング、重量挙げなどの体重別種目で競技成績を有利に導くため、体水分の排泄を促して体重を急速に減量すること。
- ・ ドロスペリノン(経口避妊薬:日本未発売)は禁止物質ではない。
- ・ プロベネシドの使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある。(指定物質)

○利尿薬の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
アセタゾラミド	ダイアモックス(三和化学)
アミロリド	—
ブメタニド	ルネトロン(第一三共)
カンレノン	—
クロルタリドン	ハイグロトン(ノバルティス)
エタクリン酸	—
フロセミド	ラシックス(サノフィ・アベンティス)他

インダパミド	ナトリックス(京都ー日本セルヴィエ, 大日本住友)他
メラゾン	ー
スピロラクトン	アルダクトン A(ファイザー)他
チアジド類	ダイクロトライド(万有)他
トリアムテレン	トリテレン(大日本住友)他

○隠蔽薬の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
エピテストステロン	ー
プロベネシド	ベネシッド(科研):尿酸排泄促進薬
α -還元酵素阻害剤 フィナステリド	プロペシア(万有):男性型脱毛症治療薬
デュタステリド	ー
ゲストロン	デポスタット(富士):前立腺肥大治療薬
ホスフェストロール	ホンバン(杏林):前立腺癌治療薬
血漿増量剤 アルブミン	赤十字アルブミン(日赤)他:アルブミン製剤
デキストラン	デキストセラン(テルモ)他:血漿代用剤
ヒドロキシエチルデンプン	サリンヘス(杏林)他:血漿代用剤

[禁止方法]

M1. 酸素運搬能の強化

下記の事項が禁止されている。

- 血液ドーピング。血液ドーピングとは、自己血、同種血、異種血又はすべての赤血球製剤を投与すること。
- 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること(過フルオロ化合物、エファプロキシラール(RSR13)、修飾ヘモグロビン製剤(ヘモグロビンを基にした血液代替物質、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤等)が含まれるが、これらに限定するものではない。)

M2. 化学的・物理的操作

- ドーピングコントロールで採取された検体の完全性及び有効性を変化させるために改ざん又は改ざんしようとすることは禁止される。これらにはカテーテルの使用、尿のすり替え、尿の改変などが含まれるが、これらに限定するものではない。
- 正当な医療行為を除き、静脈内注入は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング

治療以外の目的で、競技能力を高める可能性のある細胞、遺伝子、遺伝因子又は遺伝子発現の修飾は禁止される。

II. 競技会検査で禁止対象となる物質・方法

S6. 興奮薬

- すべての興奮薬(関連したその光学異性体(D体及びL体)も含めて)は、局所使用されるイミダゾール誘導体と2007年監視プログラムに含まれる薬物を除いて、禁止される。
- 中枢神経系を刺激して敏捷性を高め、疲労感を低減して競争心を高める効果を有するが、疲労の限界に対する正常な判断力を失わせ、ときには競技相手に危害を与えかねないため禁止。
- アンフェタミンは有害な中枢神経興奮作用をもち、オリンピック大会の自転車競技で本剤に起因する死亡事故が発生しているため禁止。
- エフェドリンは中枢神経興奮作用をもち、大量投与で精神を高揚させ、血流を増加させるため禁止。
- 一般用医薬品の感冒・鼻炎用の配合剤に指定薬物のエフェドリンやメチルエフェドリンが配合され、選手がこれらの風邪薬を服用した場合、ドーピング陽性と判定される可能性がある。
- ダイエットサプリメントとして乱用されるエフェドラ、シブトラミンで死亡例が増加している。
以下の興奮薬の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある。(指定物質):カチン、クロプロパミド、クロテタミド、エフェドリン、エタミバン、ファンプロファゾン、ヘプタミノール、イソメテプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキセート、p-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン、ニケタミド、ノルフェネリン、オクトパミン、オルテタミン、オキシフロリン、フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、セレギリン、シブトラミン、ツアミノヘプタン及びその他の興奮薬でS6に明確に記載されておらず、S6に述べた条件を満たすことを競技者が証明した薬物

⚠ADHD(注意欠陥多動性障害)治療薬メチルフェニデートなどは興奮薬として禁止されているが、標準申請でTUEが認められた例も報告されている(アメリカ、ノルウェーなど)。

○興奮薬の禁止医薬品例

成分名	販売名(メーカー)
アドラフィニル	—
アドレナリン *局所麻酔剤、あるいは局所投与(鼻、眼)は禁止されない。	ボスミン(第一三共)他:強心薬
アンフェプラモン	—
アミフェナゾール	—
アンフェタミン	—
アンフェタミニル	—
ベンズフェタミン	—
ベンジルピペラジン	—
ブロマンタン	—
カチン *尿中濃度5 μ g/mL以上が禁止	—
クロベンゾレックス	—
コカイン	塩酸コカイン(塩野義、武田):麻薬
クロプロパミド	—
クロテタミド	—
シクラゾドン	—
ジメチルアンフェタミン	—
エフェドリン *尿中濃度10 μ g/mL以上が禁止	エフェドリン(大日本住友)他:気管支拡張薬
エタミバン	—
エチルアンフェタミン	—

エチレフリン	エホチール(日本ベーリンガー)他:昇圧薬
ファンプロファゾン	—
フェンブトラゼート	—
フェンカンファミン	—
フェンカミン	—
フェネチリン	—
フェンフルラミン	—
フェンプロポレックス	—
フルフェノレックス	—
ヘプタミノール	—
イソメテプテン	—
レブメタンフェタミン	—
メクロフェノキサート	ルシドリール(共和)他:脳循環代謝改善薬
メフェノレックス	—
メフェンテルミン	—
メソカルブ	—
メタンフェタミン	ヒロポン(大日本住友):覚醒剤
メチレンジオキシアンフェタミン	—
メチレンジオキシメタンフェタミン	—
p-メチルアンフェタミン	—
メチルエフェドリン *尿中濃度 10 μ g/mL 以上が禁止	メチエフ(田辺):気管支拡張薬
メチルフェニデート	リタリン(ノバルティス):精神刺激薬
モダフィニル	モディオダール(アルフレッサ、田辺)
ニケタミド	—
ノルフェネフリン	—
ノルフェンフルラミン	—
オクトパミン	—
オルテタミン	—
オキシフロリン	—
パラヒドロキシアンフェタミン	—
ペモリン	ベタナミン(三和化学):精神刺激薬
ペンテトラゾール	—
フェンジメトラジン	—
フェンメトラジン	—
フェンプロメタミン	—
フェンテルミン	—
4-フェニルピラセタム(カルフェドン)、	—
プロリント	—
プロピルヘキサドリン	—
セレギリン	エフピー(エフピー)他:パーキンソン病治療薬
シブトラミン	—
ストリキニーネ	ホミカエキス
ツアミノヘプタン	—

S7. 麻薬

- ・ 麻薬は鎮痛、鎮静による精神・心理機能の向上とリラクゼーション、また、陶酔感、多幸福感を期待して使用されるため禁止。
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法にて規制。
- ・ 副作用として、呼吸抑制、呼吸麻痺、依存性、血圧降下、ショック、めまい、眠気、嘔吐、虚脱、便秘、筋萎縮、視調節障害が見られる。
- ・ モルヒネ/コデイン比はモニタリングプログラムにて監視される。

○禁止リストに掲載され明確に禁止されている麻薬

成分名	販売名(メーカー)	分類
ブプレノルフィン	レペタン(大塚)、ザルバン(日新・山形)	非麻薬性鎮痛薬
デキストロモラミド	—	
ジアモルヒネ(ヘロイン)	—	
フェンタニルと誘導体	デュロテップ(協和発酵)、フェンタネスト(第一三共)、タラモナル(第一三共)、フェンタニル(第一三共)	麻薬
ヒドロモルフォン	—	
メサドン	—	
モルヒネ	塩酸モルヒネ、オプソ(大日本住友)、アンペック(大日本住友)、プレペノン(武田)、MS コンチン(塩野義)、カディアン(大日本住友)、ピーガード(田辺)、モルペス(藤本)、MS ツワイスロン(帝国製薬-日本化薬)、モヒアト(三共、武田、田辺)、パシーフ(武田)	麻薬
オキシコドン	オキシコンチン(塩野義)、パビナール(武田)、パビナール・アトロピン(武田)	麻薬
オキシモルフォン	—	
ペンタゾシン	ソセゴン(アステラス)、ペンタジン(第一三共)、トスパリアル(小林化工)、ヘキサット(メルク)	非麻薬性鎮痛薬
ペチジン	塩酸ペチジン(武田)、オピスタン(田辺)	麻薬

S8. カンナビノイド

- ・ 世界各国において、さまざまな呼称で street drug として使われている。
- ・ 思考、知覚、気分を異常に変化させ、多幸福感、高揚感を期待して使用されるため禁止。
- ・ 憂うつ感、被暗示性の増強、錯乱、幻覚を伴うことがある。選手が競技に対する不安や焦りから逃避する目的で嗜癖に陥る危険性がある。
- ・ 大麻草 *Cannabis sativa* の葉を乾燥したものがマリファナ、樹脂がハシシュである。
- ・ 成分はテトラヒドロカンナビノール(THC)、カンナビロール。
- ・ 尿中代謝物の THC が 15 ng/mL を超えた場合、陽性として報告される。
- ・ 麻子仁は麻の果仁を乾燥したもの。
- ・ 本剤の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある(指定物質)。
- ・ 大麻取締法にて規制。

S9. 糖質コルチコイド

- ・ エネルギー代謝を活性化させ、競技力向上をねらって使用される。あるいは、陶酔感を期待して使用されるため禁止。
- ・ 炎症を抑える作用があるので、ケガをしていても競技を継続できてしまうことがあるので注意。
- ・ 感染の増悪、続発性副腎機能不全、消化性潰瘍が発現。
- ・ 使い方(申請の種類)
 - a) 皮膚(イオントフォoresis/フォノフォoresisを含む)、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止されない。
 - b) 関節内/関節周囲/腱周囲/硬膜外/皮内注入および吸入は TUE 略式申請(a-TUE)が必要。
 - c) 経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用はすべて禁止。治療目的の使用では TUE の標準申請が必要。
- ・ 本剤の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある(指定物質)。

Ⅲ. 特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

- ・ アルコール(エタノール)は、下記の競技種目において競技会検査に限って禁止。
- ・ 血中濃度が 35 mg/mL を超えると精神運動障害が発現、精緻で複雑な運動調節機能の障害やバランスの維持が不安定になり、反応時間や運動能力が低下する。
- ・ 検出方法は、呼気分析あるいは血液分析。
- ・ ドーピング違反が成立する閾値(血液の値)が競技団体ごとに()で表示。
- ・ 本剤の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある(指定物質)。

航空スポーツ(国際航空連盟:FAI)	(0.20 g/L)
アーチェリー(国際アーチェリー連盟:FITA、国際パラリンピック委員会:IPC)	(0.10 g/L)
自動車(国際自動車連盟:FIA)	(0.10 g/L)
ブル(国際スポーツ・ド・ブル連合:CMSB、 国際パラリンピック委員会ローンボウルズ:IPC bowls)	(0.10 g/L)
空手(世界空手道連盟:WKF)	(0.10 g/L)
近代五種(国際近代五種連合:UIPM)	(0.10 g/L)
モーターサイクル(国際モーターサイクル連盟:FIM)	(0.10 g/L)
パワーボート(国際パワーボート連盟:UIM)	(0.30 g/L)

P2. β 遮断薬

- ・ 特段の定めがある場合を除き、下記の競技種目において競技会検査に限って禁止。
- ・ 静穏作用のため選手の不安解消や「あがり」の防止、また、心拍数と血圧の低下作用で心身の動揺を少なくするため禁止。
- ・ 本剤の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が立証できれば制裁措置が軽減されることがある(指定物質)。

航空スポーツ(国際航空連盟:FAI)	
アーチェリー(国際アーチェリー連盟:FITA、国際パラリンピック委員会:IPC)	(競技外においても禁止)
自動車(国際自動車連盟:FIA)	
ビリヤード(世界ビリヤード・スポーツ連合:WCBS)	
ボブスレー(国際ボブスレー連合:FIBT)	
ブル(国際スポーツ・ド・ブル連合:CMSB、 国際パラリンピック委員会ローンボウルズ:IPC bowls)	
ブリッジ(世界ブリッジ連盟:FMB)	
カーリング(世界カーリング連盟:WCF)	
体操(国際体操連盟:FIG)	
モーターサイクル(国際モーターサイクル連盟:FIM)	
近代五種(国際近代五種連合:UIPM)射撃種別において	
ナインピン・ボーリング(国際ボーリング連盟:FIQ)	
セーリング(国際セーリング連盟:ISAF) - マッチレースにおけるヘルムのみ	
射撃(国際射撃連盟:ISSF,IPC) (競技外においても禁止)	
スキー・スノーボード(国際スキー連盟:FIS)	
スキー	ジャンプ競技/フリースタイルエアリアル/ハーフパイプ
スノーボード	ハーフパイプ/ビッグエアー
レスリング(国際レスリング連盟:FILA)	

○禁止リストに掲載されているβ遮断薬

成分名	販売名(メーカー)
アセブトロール	セクトラール(オルガノン)他
アルプレノロール	レグレチン(あすか)他
アテノロール	テノーミン(大日本住友-アストラゼネカ)他
ベタキソロール	ケルロング(三菱ウェルファーマ)他
ビソプロロール	メインテート(田辺)他
ブノロール	—
カルテオロール	ミケラン(大塚)他
カルベジロール	アーチスト(第一三共)他
セリプロロール	セレクトール(日本新薬)他
エスモロール	プレビブロック(丸石)
ラベタロール	トランデート(GSK-武田)他
レボブノロール	ミロル点眼液(杏林-科研)
メチプラノロール	—
メトプロロール	セロケン(アストラゼネカ)他
ナドロール	ナディック(大日本住友)他
オクスプレノロール	トラサコール(ノバルティス)他
ピンドロール	カルビスケン(アルフレッサ)他
プロプラノロール	インデラル(大日本住友-アストラゼネカ)他
ソタロール	ソタコール(ブリストル):抗不整脈
チモロール	チモプトール点眼(参天)他

IV. 指定物質

- ・ 全ての吸入β₂作用薬(1000 ng/mL以上のサルブタモール(フリーとグルクロン酸抱合体の濃度)とクレンブテロールを除く);
- ・ プロベネシド;
- ・ カチン、クロプロパミド、クロテタミド、エフェドリン、エタミバン、ファンプロファゾン、ヘプタミノール、イソメテプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキセート、p-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン、ニケタミド、ノルフェネフリン、オクトパミン、オルテタミン、オキシロフリン、フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、セレギリン、シブトラミン、ツアミノヘプタン及びその他の興奮薬でS6に明確に記載されておらず、S6に述べた条件を満たすことを競技者が証明した薬物;
- ・ カンナビノイド;
- ・ 全ての糖質コルチコイド;
- ・ アルコール;
- ・ 全てのβ遮断薬。

V. 監視プログラム

1. 興奮剤 競技会検査のみ:ブプロピオン、カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール、プソイドエフェドリン、シネフリン
2. 麻薬 競技会検査のみ:モルヒネ/コデイン比

JPNドーピング・データベース(日本体育協会監修、(株)じほう 発行)も併せてご参照ください。

3. 2007 年 WADA 禁止リストの主要な変更点

常に禁止される物質と方法(競技会検査及び競技外検査)

S1. 蛋白同化ステロイド

目的を明確にするために、説明文の文言が変更されました。

S5. 利尿剤

目的を明確にするために、導入の文章と最初の段落の文言が変更されました。

M2. 化学的・物理的操作

2006 年度の「正当で緊急な医療行為を除き、静脈内注入は禁止」という規定から、「緊急な」という文言が削除されました。これは、医療目的の静脈内注入の正当な使用は、選手の治療に責任を持つ医師の判断に委ねられるべきという理由のためです。

競技会検査で禁止される物質と方法

S6. 興奮剤

- より明確に禁止物質を特定できるように、このセクションの文言が変更されました。この関連で以下のように規定されました：すべての興奮薬(関連したその光学異性体(D 体及び L 体)も含めて)は、局所使用されるイミダゾール誘導體と 2007 年監視プログラムに含まれる薬物を除いて、禁止される。
また、禁止薬の例に含まれていない興奮薬が特定の例で指定物質となる可能性を考えるため、セクションの最後に説明が加えられました：このセクションで例として明確に挙げられていない興奮薬は、競技者がその薬物が医薬品として広く市販され、従って不注意でドーピング規則違反を特に起こしやすい薬物である、あるいはドーピング物質としては比較的乱用されることが少ない薬物であることを証明した場合のみ、指定物質として考慮されるべきである。
- ベンジルピペラジンはもともと禁止物質とみなされていましたが、2007 年より禁止物質として例示されました。
- いくつかの国で鼻づまりに使用される、 α 受容体作動薬のツアミノヘプタンが興奮剤として新たに例示されました。また、ツアミノヘプタンは指定物質にも含まれました。
- よりわかりやすくするため、カルフェドンの化学名として 4-フェニルピラセタムが記載されました。
- イミダゾール誘導體の許可される状態の説明が加えられました。

S.9 糖質コルチコイド

- TUE 標準申請と TUE 略式申請(a-TUE)をはっきりさせるため、糖質コルチコイドの投与経路の例示が追加されました。

特定の競技で禁止される物質

P1. アルコール

- WCBS の要望により、ビリヤードが削除されました。
- 記載されているドーピング違反の閾値は、血中濃度であることが明記されました。

P2. β 遮断剤

- FIDE の要望により、チェスが削除されました。

指定物質

- β_2 アゴニストのサルブタモールの吸入は、尿中濃度が 1000ng/mL を超えた時点で、指定物質から除外されることが明記されました。このため、尿中濃度が 1000ng/mL を超えた場合には、指定物質の制裁措置の軽減は適応されないこととなります。(S3. β_2 作用薬も参照のこと。)
- ツアミノヘプタン(S6.興奮剤)が指定物質例に追加されました。
- S.6 の文言の変更に伴い、興奮剤を記載している部分を明確にするため文言が変更されました。

詳しくは、WADA ホームページ(2007 Prohibited List Summary of Major Modification)をご参照下さい。

http://www.wada-ama.org/rtecontent/document/Explanatory_Note_2007_En.pdf

4. 特に気をつけたい一般用医薬品(大衆薬)と健康食品・サプリメント

1) 胃腸薬に注意

胃腸薬にはストリキニーネ(禁止物質)を含有する生薬ホミカが成分として含まれているものがあります。ストリキニーネ(ホミカ)は興奮剤として禁止され、検出されれば直ちに違反です。胃腸薬を使う場合はホミカ(ストリキニーネ)が含まれていないことを確認しましょう。

(例) 使ってはいけない胃腸薬

どくじん A 錠(東宝製薬)	大昭晴快散(大昭製薬)
パンジラス顆粒(第一薬品-白石薬品)	ガロン錠(全薬工業)
ホミカロート錠(佐藤製薬)	ワクナガ胃腸薬 G(湧永製薬)
救胆(島伊兵衛薬品)	金魚胃腸薬(大和合同製薬)
済仁(森本製薬)	赤玉はら薬(大和合同製薬) など

2) 滋養強壮薬に注意

滋養強壮薬には、禁止物質である蛋白同化剤(テストステロン)及び関連物質を含む漢方薬、また、禁止物質であるストリキニーネ(ホミカ)が含まれているものがあります。そして、医薬品以外のいわゆる健康食品として、滋養強壮目的の錠剤やドリンク剤が多数市販されており、これらの中にテストステロン等の関連物質が含まれている可能性も否定できません。**国体期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。**

* 蛋白同化剤及び関連物質には、テストステロン、メチルテストステロンの他に、生薬成分である、海狗腎(カイクジン)、麝香(ジャコウ)、鹿茸(ロクジョウ)、驢腎(ロジン)、鹿鞭(ロクベン)があります。

(例) 使ってはいけない滋養強壮薬:蛋白同化剤(テストステロン)及び関連物質を含む

延寿回生(広貴堂-大和製薬・愛知)	オットローヤル(牛津製薬-日邦薬品工業)
活力・M(東南製薬)	オットピン-S(プロ・シール)
オノック(キクリウ製薬)	オットピン(プロ・シール)
強カバロネス(日新製薬・滋賀)	強カラー(精進堂製薬)
金蛇精「糖衣錠」(摩耶堂製薬)	グローミン(大東製薬工業)
トノス(大東製薬工業)	マヤ金蛇精(カプセル)(摩耶堂製薬)
プリズマホルモン錠(原沢製薬工業)	プリズマホルモン精(原沢製薬工業)
ヘヤーグロン(大東製薬工業) など	

(例) 使ってはいけない滋養強壮薬:ストリキニーネ(ホミカ)を含む

ハンビロン(日本薬品-あかひげ薬局)	マヤ金蛇精(カプセル)(摩耶堂製薬)など
--------------------	----------------------

3) 毛髪・体毛用薬に注意

内服の毛髪用薬として用いられている成分(フィナステリド等の α -還元酵素阻害剤)が2005年から禁止になりました。日本では、2005年12月よりプロペシア(万有製薬)という販売名で販売が開始されています。処方せんが必要ですが、自費購入です。また、個人輸入をしたり、サプリメントの中にはその成分に似た物質が入っていることもあります。

毛髪・体毛用塗り薬では、男性ホルモンが配合されているものがあり、これらも禁止されています。**国体期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。**

(例) 使ってはいけない体毛用薬: 蛋白同化剤(テストステロン) 及び関連物質を含む

ハツモール・軟膏(体毛用)(田村治照堂) ペレウス(協和新薬-キョーワメディカル銀座)
マイクロゲン・パスタ(啓芳堂製薬) など

参考: 一般用医薬品ではありませんが、円形脱毛症の場合には、糖質コルチコイドの内服や局所注射が処方されることがあり、申請が必要になることがあります。

4) 鎮咳去痰薬に注意

β_2 作用薬は常時禁止です。市販の鎮咳去痰薬に含まれるトリメチノール、メキシフェナミンには β_2 作用があり禁止物質とみなされます。**国体期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。**

(例) 使ってはいけない鎮咳去痰薬: β_2 作用薬を含む

アスクロン(大正製薬)	アスターマゴールド(日医工)
エスエスブロン錠 Z・液 Z(エスエス)	エスタックこども用鼻炎シロップ(エスエス)
エフストリン糖衣錠(大昭製薬)	カイゲンせき止めカリュー(堺化学工業-カイゲン)
強力カスメトン(三共)	コデポンサット(佐藤薬品工業)
コルゲンコーワ咳止め透明カプセル(興和-興和新薬)	新カネドリン錠(廣昌堂-ノーエチ薬品)
新セキコデチンカプセル(至誠堂製薬)	新トニン咳止め液(佐藤製薬)
スパークせきどめ顆粒(滋賀県製薬)	セキエース(ダイト-北海道厚生農業共同組合連合会)
セキオール(第一薬品工業)	セキカット(ダイト)
大心せきどめ錠(喜多薬品工業)	フストールシロップ A(オール薬品工業)
ヘルビック A 糖衣錠(明治製薬) など	

5) 漢方薬に注意

漢方薬を構成する生薬には、それぞれたくさんの成分が含まれており、1つ1つの成分を禁止物質にあたるかどうか特定するのは困難です。漢方薬にも明らかに禁止物質を含むものがあり、麻黄はその代表です。さらに名前が同じでも製造会社、原料の産地、収穫の時期などで成分が違うことがあります。また、カタカナ表記で西洋薬と間違えてしまうような漢方薬もあります。

例として、麻黄にはエフェドリン(指定物質)やメチルエフェドリン(指定物質)、茶葉にはカフェイン(監視プログラム)、ホミカにはストリキニーネ(禁止物質)、陳皮にはシネフリン(監視プログラム)、そして前述の滋養強壮薬には蛋白同化作用を示す成分が含まれています。

6) 風邪薬に注意

多くの総合感冒薬(いわゆる風邪薬)には禁止物質のエフェドリンやメチルエフェドリン等が含まれています。エフェドリンが含まれる場合は、 $t_{1/2}$ から考えて競技会 3 日前までには服用を止めましょう。

7) その他の注意する医薬品

○**痔の軟膏**: 糖質コルチコイド入り軟膏は塗布の仕方により経直腸投与とみなされることがあるので注意が必要です。

○**鼻づまりの点鼻薬、点眼薬**: 塩酸ナファゾリン等の血管収縮剤は、点鼻・点眼を含む局所使用が許されていますが、何回も多量に使用して体内に吸収されると、ドーピング違反が疑われる可能性があります。また、点鼻薬は連用により鼻づまりを悪化させる恐れがあります。

○**アレルギーの内服薬**: 市販のアレルギー薬には禁止物質やモニタリング物質が配合されていることが多く、注意が必要です。

8) 健康食品・サプリメントに注意

健康食品・サプリメントと呼ばれているものは、医薬品ではなくあくまで「食品」です。医薬品ではないので製造・販売の規制が厳しくなく、成分表示が信頼できるものばかりではありません。実際に表示されていない禁止物質が混入されている商品もあり、評判を上げるために意図的に行われていることもあります。

○海外の製品

- * 2004年3月、米国食品医薬品局(FDA)はアンドロステンジオン配合サプリメントの販売を自主的に中止するよう通知し、2004年4月には「エフェドラ(エフェドリン類)」成分を含むサプリメントの販売を禁止しました。しかし、これらがまだ流通している可能性は否定できず、また、エフェドラの代わりにダイエットサプリメントとして登場した「ビターオレンジサプリメント」にはシネフリン(監視プログラム)が含まれています。
- * 中国製ダイエット食品による死亡例を含む肝機能障害が国内で多数報告されていますが、これらには2007年禁止リストに掲載された興奮剤のシブトラミンやマジンドールが含まれているものがあつたことが判明しています。

○ビタミン、ビタミン様物質(コエンザイム Q10、L-カルニチンなど)

ビタミン、コエンザイム Q10 や L-カルニチンなどのビタミン様物質は禁止されていません。しかし、これらに種々の強壯剤を配合した製剤、特に外国製品には禁止物質を含むものがあります。

○アミノ酸

アミノ酸含有のスポーツドリンクが流行です。アミノ酸そのものはドーピング物質ではありませんが、スポーツドリンクには製品によってさまざまな天然物(ホルモン性の天然・合成成分)を添加したものもありますから注意が必要です。

(参考) JADA オフィシャルスポンサーシッププログラムにより認定されたスポーツドリンク、エネルギーアシスト系食品等の競技者が使用する機会が多い飲料及び食品があります。これらは1年ごとに更新されますので、下記の(財)日本アンチ・ドーピング機構のホームページを参照してください。

<http://www.anti-doping.or.jp/sponsor/>



JADA マーク



JADA 認定商品マーク

5. 使用可能薬リスト / 一般用医薬品(大衆薬): OTC DRUGS

はじめに

- ドーピング禁止物質を含まない、あるいは禁止物質が含まれていても使用方法(添付文書記載の用法・用量)を守れば許可される国内の一般用医薬品(一部医薬部外品を含む)の例をあげました。
- 禁止物質には「常に禁止される物質(競技会及び競技外)」と「競技会で禁止される物質」があります。
- 主に健康なスポーツ選手が急性の病気に使用する内服薬、外用薬をあげています。
- 名前全体が完全に一致することを確かめてください。ほとんど同じ名前でも、接頭語として「新」がついたり、接尾語として「錠」や「会社名」がついているだけで、成分の組成が異なることもあります。
- JAPIC 一般用医薬品集 2007 を参考に、店頭で販売されていると思われる製品をあげています。
- ここにあげた薬だけが許可されているわけではありません。一部の例示であり、他にも使える薬は数多くあります。

(1) 解熱鎮痛薬

(注意)

- カフェインは 2004.1.1 より禁止物質からモニタリング物質に変更となり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
→ 医薬品だけでなく、コーヒーなどの食品からのカフェイン摂取も考慮し、尿中濃度に注意する。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
アスピリン	バイエルアスピリン	明治製菓
アスピリン・ダイバフファーHT	バファリン A	ライオン
アセトアミノフェン	タイレノール A・FD 小児用バファリン C II こどもリングルサット	ジョンソン・エンド・ジョンソン ライオン 佐藤製菓
アセトアミノフェン・ジベンゾイルチアミン	ノーシンホワイトジュニア	アラクス
イブプロフェン	イブ クラライト A フェリア リングルアイビー・リングルアイビー ジェルカプセル	エスエス製菓 龍角散 武田薬品工業、ダイト 佐藤製菓

(2) 解熱鎮痛薬【坐剤】

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
アセトアミノフェン	アルピニーA 坐剤 宇津こども解熱坐薬 こどもパブロン坐薬 ヒストミン坐薬	エスエス製薬 宇津救命丸 大正製薬 小林薬品工業

(3) 総合感冒薬

● かぜ薬について基本的な考え方

カフェインなどが禁止物質から外れたため、禁止物質を含む総合感冒薬は少なくなった。しかし、依然多くの総合感冒薬にはエフェドリン類などの禁止物質が含まれており、注意が必要である。また、カフェインは禁止物質からは外れたが、モニタリング物質として使用をモニターされる。身体の中で禁止物質に変化して誤解される恐れのある物質もある。

いずれにせよ、かぜのウイルスに直接作用する薬はないので、症状にあわせて禁止物質を含まない薬を選択し、使用する方が安全である。

(注意)

- 多くの総合感冒薬には禁止物質が含まれている。
→エフェドリン類など多くの禁止物質が含まれている。
- エフェドリン、麻黄(エフェドリン類)は競技会検査禁止物質。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤、指定物質)
→競技会検査禁止物質であるが指定物質に該当するので、競技力向上を目的としたものでないことを証明できる場合には制裁措置が軽減されることがある。
- よく使われる漢方薬(葛根湯・小青竜湯など)には禁止物質(麻黄)が含まれている。
→漢方の風邪薬は穏やかと思われがちだが、麻黄にはエフェドリン類などの禁止物質が含まれている。ロスオリンピックでは葛根湯を服用した男子バレーボール選手がドーピング検査で陽性となった。
- 似たような名前でも処方異なるものに注意。特に、「ベンザ」や「ストナ」と名前がつくものは多数あるので、名前が完全に一致することを確認する。
(例)○ストナアイビー、×ストナアイビー顆粒
→「ストナアイビー」は使用可能であるが、「ストナアイビー顆粒」にはメチルエフェドリンが含まれている。
- エフェドリンが含まれていると考えられる場合には競技会 3 日前までには服用を止める。
→総合感冒薬に含まれているエフェドリンの血中濃度半減期 ($t_{1/2}$) は 6.8 時間。医薬品は正常な代謝が行なわれれば、一般的には 5 半減期で 94~97% は排泄されると考えられ、6.8 時間 × 5 = 34 時間(1.5 日)となり、慎重に考えて 2 倍の 3 日前までには服用を止めなければいけない。
- パブロンや新ルルシリーズには禁止物質(メチルエフェドリン、麻黄)が含まれている。
→パブロンや新ルルシリーズは一般的な総合感冒薬であるため注意。
- カフェイン、フェニルプロパノールアミン、プソイドエフェドリンは 2004.1.1 禁止物質からモニタリング物質に変更となり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
→カフェインだけでなく、フェニルプロパノールアミン、プソイドエフェドリンもモニタリング物質に該当する。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
イブプロフェン・リン酸ジヒドロコデイン・グアヤコールスルホン酸カリウム・塩酸ジフェニルピラリン・無水カフェイン	ストナアイビー ポジナール EV 顆粒	佐藤製薬 ノーエチ薬品
アセトアミノフェン・サリチルアミド・マレイン酸クロルフェニラミン・塩酸ノスカピン・カフェイン・アスコルビン酸	新エスタック 12 新エスタック「W」	エスエス製薬
アセトアミノフェン・エテンザミド・マレイン酸クロルフェニラミン・リン酸ジヒドロコデイン・無水カフェイン・リボフラビン	感冒 K	大生堂薬品工業
アセトアミノフェン・エテンザミド・マレイン酸クロルフェニラミン・臭化水素酸デキストロトルファン・無水カフェイン	コーセー感冒錠 D	愛知厚生連
アセトアミノフェン・エテンザミド・マレイン酸クロルフェニラミン・ノスカピン	ラモンドール	中央薬品

(4) 総合感冒薬【外用】

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
dl-カンフル・テレピン油・l-メントール・ユーカリ油・ニクズク油・杉葉油	ヴィックスヴェポラップ	大正製薬

(5) 鎮咳・去痰薬

(注意)

- エフェドリン、麻黄(エフェドリン類を含む)、メチルエフェドリン、メキシフェナミン、トリメチノールは競技会検査禁止物質。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)
→メキシフェナミン、トリメチノールは WADA 禁止リストに名称の記載はないが、 β_2 作用があるため、類似の化学構造又は類似の薬理効果を有するものとして禁止される。普段から使用しないようにする。
- フェニルプロパノールアミン、プソイドエフェドリンは 2004.1.1 より禁止物質からモニタリング物質に変更となり現在は使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
→鎮咳去痰薬にもモニタリング物質が含まれている。
- コデインは、2004.1.1 からモルヒネ/コデイン比がモニタリングプログラムとなり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
- リン酸コデイン 1%は可。→1%以外は麻薬。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
リン酸ジヒドロコデイン・塩化リゾチーム・マレイン酸クロルフェニラミン	エスエスブロン「カリュー」 新ルビカップ	エスエス製薬 日水製薬
臭化水素酸デキストロトルファン・ジプロフィリン・塩化リゾチーム	スカイナーせき・たん用	エーザイ
l-カルボシステイン・塩酸ブロムヘキシン	クールワン去たんソフトカプセル ストナ去たんカプセル	杏林製薬 佐藤製薬
リン酸ジヒドロコデイン・グアイフェネシン・マレイン酸クロルフェニラミン・無水カフェイン	新ブロン液エース	エスエス製薬
リン酸コデイン・マレイン酸クロルフェニラミン	ユアシロップ 12	ロート製薬

(6) 鎮咳・去痰薬【トローチ/ドロップ】

＜使用可能薬例＞

成分名	販売名	販売会社名
塩化セチルピリジニウム	ヴィックスメディケイテッドドロップ C・L・O・R	大正製薬
塩化セチルピリジニウム・デキストロメトルフアンフェノールフタリン塩	エフストリントローチ	大昭製薬
デキストロメトルフアンフェノールフタリン塩・グアヤコールスルホン酸カリウム・塩化セチルピリジニウム	コデミン G トローチ コバドリントローチ S タイワケシノールトローチ ディオネトローチ ドロップコフ ストナコフ セキトローチ ベンザブロックトローチ	伊丹製薬 小林薬学工業 大和製薬・愛 オノジユウ 日新薬品工業 佐藤製薬 翠松堂製薬、三宝製薬、 日本薬品 武田薬品工業

(7) 胃腸薬＜①胃炎・胃潰瘍、②腹痛(鎮痙・鎮痛薬)、③健胃・総合胃腸薬(配合薬)＞

(注意)

- ホミカ(ストリキニーネを含む)は競技会検査禁止物質。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)
- ホミカ(ストリキニーネを含む)を含有するものは1週間前から服用しない。
→ストリキニーネの排泄は48～72時間と考えられ、尿中濃度の基準値が設定されていないので検出されれば直ちに違反が疑われる。大会の1週間前から服用してはいけない。
- 似たような名前で処方異なるものに注意。
(例)○ワクナガ胃腸薬 U、×ワクナガ胃腸薬 G
→例えば、「ワクナガ胃腸薬 U」にはホミカが含まれていないが、「ワクナガ胃腸薬 G」にはホミカが含まれている。
- 局所麻酔薬(オキシセザイン:スイッチ OTC 薬)は2004.1.1 から使用可能。
→局所麻酔薬は以前は禁止されていたが、2004 年禁止リストから削除され、使用可能となった。

＜使用可能薬例＞

成分名	販売名	販売会社名
① 胃炎・胃潰瘍		
シメチジン	アルサメック錠、細粒	佐藤製薬
シメチジン・アルジオキサ・ケイ酸アルミン酸マグネシウム	パンシロン H2 ベスト	ロート製薬
塩酸ラニチジン・ケイ酸アルミン酸マグネシウム・酸化マグネシウム・水酸化アルミナマグネシウム	三共 Z 胃腸薬 アバロン Z	第一三共ヘルスケア 大正製薬
ファモチジン	ガスター10、ガスター10(散)	第一三共ヘルスケア
塩酸ロキサチジンアセタート	アルタット A イノセアワンブロック	興和 佐藤製薬
乾燥水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム・ジメチルポリシロキサン(ジメチコン)	マーロックスプラスチュアブル	第一三共ヘルスケア

② 腹痛(鎮痙・鎮痛薬)		
臭化ブチルスコポラミン	ストマオフ糖衣錠 ブスコパン A 錠 ブチスコミン ブスポン S	ゼリア新薬 エスエス製薬 佐藤製薬 小林薬品工業、三友薬品
臭化ブチルスコポラミン・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	ブスコパン M カプセル	エスエス製薬
塩酸ジサイクロミン・乾燥水酸化アルミニウムゲル・酸化マグネシウム	コランチル A 顆粒	塩野義製薬
③ 健胃・総合胃腸薬(配合薬)		
ロートエキス・スクラルファート・合成ヒドロタルサイト・ケイ酸アルミン酸マグネシウム・アズレンスルホン酸ナトリウム・L-グルタミン	新中外胃腸薬顆粒	ライオン
ロートエキス・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・スクラルファート・ソウジュツ乾燥エキス	イノセアグリーン	佐藤製薬
メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・スクラルファート・合成ヒドロタルサイト・コウボク流エキス・ソウジュツ流エキス	イノセア胃腸内服液	佐藤製薬
ロートエキス・銅クロロフィリンカリウム・水酸化マグネシウム・無水リン酸水素カルシウム	サクロン S	エーザイ
ロートエキス・炭酸水素ナトリウム・重質炭酸マグネシウム・水酸化アルミナマグネシウム・ジアスメン SS・プロザイム・沈降炭酸カルシウム・ケイヒ・ケイヒ油・シユクシヤ・センブリ・L-グルタミン	パンシロン G	ロート製薬
ラクトミン(アシドフィルス菌)・ビフィズス菌・ラクトミン(フェカリス菌)・糖化菌(納豆菌)・アミロリシン-5・サンブローゼ F・セルロシン A.P.	パンシロン N10	ロート製薬
塩酸ピレンゼピン・炭酸水素ナトリウム・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・ピオチアスターゼ 2000	ガストール細粒	エスエス製薬
水酸化マグネシウム	ミルマグ液 スイマグ	エムジーファーマ 三保製薬研究所
タカチアスターゼ N1・リパーゼ AP12・有胞子性乳酸菌・アカメガシワエキス・カンゾウ末・ケイ酸アルミン酸マグネシウム・水酸化マグネシウム・合成ヒドロタルサイト・オウバク末・ケイヒ末・ウイキョウ末・チョウジ末・ショウキョウ末・トメントール	新三共胃腸薬〔細粒〕	第一三共ヘルスケア
アズレンスルホン酸ナトリウム・アルジオキサ・合成ヒドロタルサイト・ロートエキス散・沈降炭酸カルシウム	ワクナガ胃腸薬 U	湧永製薬
乾燥酵母	エビオス錠	アサヒフードアンドヘルスケア
ウルソデオキシコール酸・ピオチアスターゼ 2000・リパーゼ AP6・ケイヒ末・ウイキョウ末・ゲンチアナ末	ハイウルソ顆粒	佐藤製薬

(8) 消化薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
タカチアスターゼ N1	新タカチア錠	第一三共ヘルスケア

(9) 便秘治療薬

(注意)

- 女性薬の便秘効果薬に注意。カタカナ表記でも漢方薬の製品がある。
 (例) × ココアポ A 錠・S 錠
 → 「ココアポ A 錠・S 錠」は防風通聖散という漢方薬であり、禁止物質である麻黄(エフェドリン類)を含有する。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
アロエ末	アロエ錠	各社
アロエエキス・センノシド	新サラリン	大塚製薬
センナ成分(末・エキス・実・実末・センノシド)	センナ	各社
センナ実・プランタゴオバタ種子	サトラックス	佐藤製薬
センノシド・プランタゴオバタ種皮	ウイズワン	ゼリア新薬
センナ末・ダイオウ末	ハイベン	大杉製薬、久美愛化学
センノシド・ビスコジル	カイベール C	アラクス
ビスコジル	コーラック	大正製薬
ビスコジル・ジオクチルソジウムスルホサクシネート・塩酸ピリドキシン	サトラックスエース	佐藤製薬
ピコスルファートナトリウム	ピコラックス コーラックソフト ソフィット・ソフィットピュア	佐藤製薬 大正製薬 第一三共ヘルスケア
グリセリン	イチジク浣腸 グリセリン浣腸	イチジク製薬 各社

(10) 整腸薬・下痢止め

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
塩酸ロペラミド	イノック下痢止め シグナル下痢止め ロペラマックサット	湧永製薬 エスエス製薬 佐藤製薬
タンニン酸アルブミン・ゲンノショウコエキス・ロートエキス・フェカリス菌末	ビオフェルミン止瀉薬	武田薬品工業
ビオラクチス原末・ビフィズス菌原末	ヤクルト BL 整腸薬	ヤクルト本社
ビフィズス菌・ラクトミン	わかもと整腸薬	わかもと製薬
宮入菌末	強ミヤリサン(錠)	ミヤリサン
コンクアシドフィルス菌末・コンクビフィズス菌末・コンクフェカリス菌末	新ビオフェルミン S 錠・S 細粒	武田薬品工業

(11) アレルギー用薬(鼻炎内服薬を含む)

(注意)

- メチルエフェドリンは競技会検査禁止物質。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤、指定物質)
- カフェイン、フェニルプロパノールアミン、プソイドエフェドリン、フェニレフリンは 2004.1.1 より禁止物質からモニタリング物質に変更となり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。

→アレルギー用薬にもモニタリング物質が含まれている。

- 市販のアレルギー薬には禁止物質やモニタリング物質を配合する薬が多い。

→生薬配合成分にも注意が必要。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
メキタジン	リリース錠 ポジナール M 錠	アルフレッサファーマ ノーエチ薬品
メキタジン・リボフラビン・塩酸ピリドキシ ン・ニコチン酸アミド	ピロット A 錠	全薬工業
塩酸ジフェンヒドラミン	レスタミンコーワ糖衣錠	興和新薬
マレイン酸クロルフェニラミン・グルコン 酸カルシウム・アスコルビン酸	タミナス A 錠	湧永製薬
マレイン酸クロルフェニラミン・グリチルリ チン酸ニカリウム・グルコン酸カルシウ ム	プラタギン	三宝製薬
マレイン酸クロルフェニラミン・グリチルリ チン酸カリウム・リン酸ピリドキサール	アレギトール	日邦薬品工業
マレイン酸クロルフェニラミン・グリチルリ チン酸カリウム・塩酸ピリドキシ ン・グル コン酸カルシウム	アレルギーール錠	第一三共ヘルスケア

(12) 点鼻薬

(注意)

- 多くの点鼻薬には、塩酸ナファゾリン(血管収縮剤)等の競技会検査禁止物質または関連物質が含まれている。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)
- 塩酸ナファゾリン等の血管収縮剤は、点鼻を含む局所使用が許されている。しかし、何回も多量に使用して体内に吸収されると、ドーピング違反が疑われる可能性がある。
→ナファゾリンなどのイミダゾール系薬の局所使用(点鼻、点眼、外用水虫薬など)は使用可能。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
クロモグリク酸ナトリウム・塩酸 ナファゾリン・マレイン酸クロル フェニラミン	エージーノーズ ナザールブロック	第一三共ヘルスケア 佐藤製薬
フマル酸ケトチフェン	パブロン点鼻 Z	大正製薬

(13) 吐き気・乗り物酔い予防薬

(注意)

- 吐き気・乗り物酔いの予防薬には、カフェインを含むものが多数ある。
- カフェインは 2004.1.1 より禁止物質からモニタリング物質に変更となり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
塩酸メクリジン	センペア S タイザー・タイザー小児用	大正製薬 ファイザー・テイカ製薬
塩酸メクリジン・臭化水素酸スコポラミン	センペア	大正製薬

塩酸メクリジン・臭化水素酸スコポラミン・塩酸ピリドキシン	パンシロントラベル	京都薬品工業
塩酸メクリジン・d-マレイン酸クロルフェニラミン・塩酸ピリドキシン	アネロンチュアブル	エスエス製薬
塩酸メクリジン・ジブプロフィリン	スヨロミン	三宝製薬
ジメンヒドリナート・ジブプロフィリン・臭化水素酸スコポラミン・塩酸ピリドキシン	ポード錠	森下仁丹
サリチル酸ジフェンヒドラミン・ジブプロフィリン	トラベルミン	エーザイ

(14) 催眠・鎮静薬

(注意)

- パフォーマンス低下と競技中の事故に注意！→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
塩酸ジフェンヒドラミン	ドリエル ナイトール	エスエス製薬 GSK
ブロムワレリル尿素・アリルイソプロピルアセチル尿素・塩酸ジフェンヒドラミン	ウット	伊丹製薬

(15) 鉄欠乏性貧血薬

(注意)

- 生薬由来成分が配合されている鉄剤は注意。→成分が確認出来るかチェックする。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
フマル酸第一鉄・硫酸銅・硫酸コバルト・硫酸マンガン・塩酸ピリドキシリン・シアノコバラミン・アスコルビン酸・酢酸トコフェロール・葉酸・銅クロロフィリンカリウム・銅クロロフィリンナトリウム	エミネトン	佐藤製薬
シアノコバラミン・硝酸チアミン・リポフラビン・塩酸ピリドキシリン・ニコチン酸アミド・アスコルビン酸・酢酸トコフェロール・葉酸・フマル酸第一鉄・リン酸水素カルシウム・硫酸銅・硫酸コバルト	マステゲン-S錠	日本臓器製薬
溶性ピロリン酸第二鉄・シアノコバラミン・葉酸	ヘマニック	全薬工業

(16) 痔疾用薬

(注意)

- 多くの痔疾用の坐薬・軟膏には血管収縮剤や糖質コルチコイドなどの競技会検査禁止物質が含まれている。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤、S9.糖質コルチコイド)

→糖質コルチコイドは投与形態により申請方法が異なる。経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用は TUE 標準申請、それ以外(関節内・関節周囲・腱周囲・硬膜外・皮内注入および吸入)は TUE 略式申請(a-TUE)が必要となる。ただし、皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止されない。

- 似たような名前でも処方が異なるものに注意。

(例)○ボラギノール M 軟膏、×ボラギノール A 注入軟膏

→「ボラギノール M 軟膏」は使用可能であるが、「ボラギノール A 注入軟膏」には糖質コ
ルチコイドが含有されており、かつ経直腸投与であるので注意が必要。

- 糖質コルチコイド入り坐薬・注入軟膏は事前に医師による『TUE 標準申請』が必要。

→坐薬・注入軟膏は経直腸使用。

- 糖質コルチコイド入り軟膏は皮膚外用剤であるが、塗布の仕方により経直腸投与とみなさ
れる可能性がある。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
静脈血管叢エキス	ヘモリンド舌下錠	扶桑薬品
セイヨウトチノキ種子エキス・酢酸トコフ エロール・ボタンピエエキス・シコン水製エ キス	内服ボラギノール EP	武田薬品工業
アミノ安息香酸エチル・タンニン酸・dl-カ ンフル・カカオ脂・アミノエチルスルホ ン酸	タウリン坐薬	湯の川製薬
リドカイン・グリチルレチン酸・アラントイ ン・酢酸トコフェロール	ボラギノール M 軟膏	武田薬品工業

(17) 目薬<①感染症・②ビタミン類・疲れ目・③人工涙液・ドライアイ・④洗眼液・⑤花粉症・抗アレルギー>

(注意)

- 塩酸ナファゾリンなど(イミダゾール誘導体)の血管収縮剤の点眼などの局所使用は許さ
れる。しかし、何回も多量に使用して体内に吸収されると、ドーピング違反が疑われる可
能性がある。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
① 感染症		
スルファメキサゾールナトリウム・グリ チルリチン酸二カリウム・アミノエチルス ルホン酸	抗菌アイリス α	大正製薬
スルファメキサゾールナトリウム・グリ チルリチン酸二カリウム	ノアール SG ノアールワン SG	佐藤製薬 佐藤製薬
スルファメキサゾール・グリチルリチ ン酸二カリウム	マイティア抗菌目薬 ユニーサルファ目薬	武田薬品工業 小林薬品工業
スルファメキサゾール・グリチルリチ ン酸二カリウム・マレイン酸クロルフェニ ラミン・アミノエチルスルホン酸	サンテ抗菌新目薬	参天製薬
スルファメキサゾール・グリチルリチ ン酸二カリウム・マレイン酸クロルフェニ ラミン・コンドロイチン硫酸ナトリウム	新エスビヤン抗菌目薬	ゼリア新薬工業
② ビタミン類・疲れ目		
マレイン酸クロルフェニラミン・塩酸ピリ ドキシン・シアノコバラミン・アミノエチルス ルホン酸	サンテドウ	参天製薬
塩酸テトラヒドロゾリン・メチル硫酸ネオ スチグミン・グリチルリチン酸二カリウ ム・マレイン酸クロルフェニラミン・塩酸ピ リドキシン・コンドロイチン硫酸ナトリウ ム・アミノエチルスルホン酸	アイリス Rinc	大正製薬
メチル硫酸ネオスチグミン・イプシロン アミノカプロン酸・マレイン酸クロルフェ ニラミン・塩酸ピリドキシン・酢酸 d-α-ト コフェロール・アミノエチルスルホン酸・ パンテノール	サンテ 40 ハイ	参天製薬

アミノエチルスルホン酸・酢酸 d- α -トコフェロール・塩酸ピリドキシン・L-アスパラギン酸カリウム・メチル硫酸ネオスチグミン・マレイン酸クロルフェニラミン	ロート V40 タウ	ロート製薬
③ 人工涙液・ドライアイ		
塩化ナトリウム・塩化カリウム	レンズティア S	参天製薬-エイエムオー ジャパン
塩化ナトリウム・塩化カリウム・ 結晶リン酸二水素ナトリウム	アスパラ目薬ソフト	田辺製薬-テイカ製薬
塩化ナトリウム・塩化カリウム・ヒド ロキシエチルセルロース	なみだロートコンタクト	ロート製薬
塩化ナトリウム・塩化カリウム・ブド ウ糖	New マイティア CL	武田薬品工業
塩化ナトリウム・L-アスパラギン酸 カリウム・アミノエチルスルホン酸	スマイルコンタクト	ライオン
塩化ナトリウム・塩化カリウム・ アミノエチルスルホン酸	アイリス CL-I ネオ	大正製薬
④ 洗眼薬		
イブシロン-アミノカプロン酸・マレイン酸 クロルフェニラミン・コンドロイチン硫酸ナ トリウム・グリチルリチン酸二カリウム・ 塩酸ピリドキシン・酢酸トコフェロール	アイボン c	仙台小林製薬-富山小林 製薬
イブシロン-アミノカプロン酸・マレイン酸 クロルフェニラミン・コンドロイチン硫酸ナ トリウム・アミノエチルスルホン酸・L-ア スパラギン酸カリウム・グリチルリチン酸 二カリウム	洗眼アイリス	大正製薬
イブシロン-アミノカプロン酸・マレイン酸 クロルフェニラミン・グリチルリチン酸ニ カリウム・塩酸ピリドキシン・アミノエチル スルホン酸	フレッシュアイ AG	第一三共ヘルスケア
⑤ 花粉症・抗アレルギー		
クロモグリク酸ナトリウム・ マレイン酸クロルフェニラミン	ノアールアレジ アイブル-AG II アイロウ AG アスゲン点眼薬 アスピーアイ CA エージーアイズ 眼涼アルファースト サンテアルフリー新目薬 スマリン「アレルギー」CG セピア AR クール バイシンアルメディクール ビュークリア AL クール	佐藤製薬 カイゲン 興和 アスゲン製薬 アスゲン製薬 第一三共ヘルスケア 久光製薬 参天製薬 エスエス製薬 カネボウ薬品 ファイザー ゼリア新薬工業

(18) うがい薬・口腔内殺菌薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
ポビドンヨード	浅田飴のどクールスプレー イソジンうがい薬 ネオヨジンうがいぐすり	浅田飴 明治製菓 岩城製菓
グルコン酸クロルヘキシジン	パブロンうがい薬	大正製菓
クルコン酸クロルヘキシジン・トメントール	タイヨーうがい薬	大洋製菓
塩化セチルピリジニウム・塩化リゾチーム・グリチルリチン酸二カリウム・マレイン酸クロルフェニラミン	エスエスプロントローチ<クール>	エスエス製菓
塩酸クロルヘキシジン・塩化リゾチーム・グリチルリチン酸二カリウム	ダントローチ L ラダーA	ダンヘルスケア 日水製菓

(19) 皮膚外用薬<①殺菌消毒薬、②鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬、③毛髪用薬、④抗真菌薬>

(注意)

- 多くの軟膏には糖質コルチコイドなどの競技会検査禁止物質が含まれているが、2005.1.1から皮膚外用薬としての糖質コルチコイドは使用可能になった。
→皮膚外用剤の糖質コルチコイドは申請不要。

<使用可能薬例>

成分名	販売名	販売会社名
① 殺菌消毒薬		
ポビドンヨード	イソジンウォッシュ・きず薬・軟膏 ケンエイオダイン	明治製菓 健栄製菓
オキシドール	オキシドール	各社
塩化ベンザルコニウム	オスバン S ラビネット P	武田薬品工業 健栄製菓
グルコン酸クロルヘキシジン	オロナイン H 軟膏 ヒビスコール S	大塚製菓 サラヤ
② 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬		
インドメタシン	インドメサール Hi	ゼリア新薬工業
インドメタシン・トメントール	バンテリンコーワ チールメタシン・ゲル パテックス ID1.0%液・クリーム	興和新薬 トクホン 第一三共ヘルスケア
ケトプロフェン	エパテック A クリーム・ゲル・ローション	ゼリア新薬工業
フェルビナク・トメントール	ゼノールエクサム FX・SX	大鵬薬品工業
サリチル酸グリコール・dl-メントール・グリチルレチン酸	アイスラブスプレー・ゲル	ロート製菓
サリチル酸メチル・サリチル酸グリコール・トメントール・グリチルレチン酸・ユーカリ油・dl-カンフル	エアーサロンパス EX	久光製菓
サリチル酸メチル・トメントール・dl-カンフル・ノニル酸ワニリルアミド・マレイン酸クロルフェニラミン・チモール	アンメルツヨココ	仙台小林製菓

サリチル酸メチル・トメントール・ハッカ油・dl-カンフル・ノニル酸ワニル ルアミド・酢酸トコフェロール	メンフラ A	大正製薬
サリチル酸メチル・サリチル酸グリ コール・トメントール・dl-カンフル・ニ コチン酸ベンジル・チモール・ユーカ リ油・カプサイシン	サロメチール	佐藤製薬
サリチル酸グリコール・トメントー ル・ノニル酸ワニルアミド・酢酸ト コフェロール・グリチルリチン酸	チール A	トクホン
③ 毛髪用薬		
ミノキシジル	リアップ	大正製薬
④ 抗真菌薬		
塩酸アモロルフィン	ダマリンエース	大正製薬
塩酸ネチコナゾール	アトラントエース	エスエス製薬
ラノコナゾール	ウインダム	第一三共ヘルスケア
塩酸ブテナフィン	ブテナロッククリーム スコルバダッシュクリーム ラマストン MX クリーム	久光製薬 武田薬品 科研製薬-佐藤製薬
塩酸テルビナフィン	ラミシール AT クリーム	ノバルティス

6. 使用可能薬リスト / 医療用医薬品:ETHICAL DRUGS

はじめに

- ドーピング禁止物質を含まない、あるいは禁止物質が含まれていても使用方法(添付文書記載の用法・用量)を守れば許可される国内の医療用医薬品の例をあげました。
- 禁止物質には「常に禁止される物質(競技会及び競技外)」と「競技会で禁止される物質」があります。
- 使用可能薬リストの医薬品は、主要な製品を記載してあります。「他」と書いてあるものは、記載以外にも医薬品があることを意味します。メーカー名は(製造販売-発売・販売)です。
- ここにあげた薬だけが許可されているわけではありません。一部の例示であり、他にも使える薬は数多くあります。

- (1) 解熱・鎮痛・抗炎症薬 <①非ピリン系解熱鎮痛薬、②合剤、③非ステロイド性抗炎症薬、④片頭痛治療薬>

● かぜ薬について基本的な考え方

カフェインなどが禁止物質から外れたため、禁止物質を含む総合感冒薬は少なくなった。しかし、カフェインは禁止物質からは外れたが、モニタリング物質として使用をモニターされる。また、身体の中で禁止物質に変化して誤解される恐れのあるものもある。

いずれにせよ、かぜのウイルスに直接作用する薬はないので、症状にあわせて禁止物質を含まない薬を選択し、使用の方が安全である。

(注意)

- カフェインは2004.1.1より禁止物質からモニタリング物質に変更となり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
→医薬品だけでなく、コーヒーなどの食品からのカフェイン摂取も考慮し、尿中濃度に注意する。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
① 非ピリン系解熱鎮痛薬	
アセトアミノフェン (パラセタモール)	ピリナジン(アステラス)、カロナール(昭和薬化工)他
② 合剤(頭痛、感冒など)	
アンチピリン・カフェイン・クエン酸	ミグレニン(各社)他
シメトリド・無水カフェイン	キョーリン AP2 顆粒(杏林)
サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・メチレンジサリチル酸プロメタジン	PL 顆粒(塩野義)、幼児用 PL 顆粒(塩野義)、ピーエイ錠(全星-沢井、三菱ウエルファーマ)、トーワチーム顆粒(東和)他
サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・マレイン酸ク rolフェニラミン	ペレックス顆粒(大鵬)、ペレックス 1/6 顆粒(大鵬)、LLシロップ(第一三共-和光堂)他
アスピリン・ダイアルミネート	バファリン(ライオン-プリストル)他
イソプロピルアンチピリン・アセトアミノフェン・アリルイソプロピルアセチル尿素・無水カフェイン	SG 顆粒(塩野義)
③ 非ステロイド性抗炎症薬	
—酸性抗炎症薬— アスピリン	アスピリン(各社)

メフェナム酸	ポンタール(第一三共)他
ジクロフェナクナトリウム	ナポール SR カプセル(久光)、ボルタレン(同仁-ノバルティス)他
スリンダク	クリノリル(万有-杏林)他
アンフェナクナトリウム	フェナゾックスカプセル(明治製菓-日研)
インドメタシン	インダシン(万有)、インテバン(大日本住友)他
インドメタシンファルネシル	インフリー(エーザイ)
アセメタシン	ランツジールコーワ(興和)、コバメタシンカプセル(小林化工)
ナブメトン	レリフェン(三和化学)
イブプロフェン	ブルフェン(科研)他
ケトプロフェン	オルチス(アボット)、メナミン(サノフィ・アベンティス-中外)他
フルルビプロフェン	フロベン(科研)他
オキサプロジン	アルボ(大正-大正富山)他
ナプロキセン	ナイキサン(田辺)他
プラノプロフェン	ニフラン(三菱ウェルファーマ)他
ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニン(第一三共)、オロロックス(テイコク)他
アルミノプロフェン	ミナルフェン(ユーシービー-マルホ)
ザルトプロフェン	ソルトン(日本ケミファ)、ペオン(ゼリア)他
ピロキシカム	バキソ(富山-大正富山)他
アンピロキシカム	フルカム(ファイザー-大正富山)他
テノキシカム	チルコチル(中外-杏林)他
ロールノキシカム	ロールカム(大正-大正富山)
エトドラク	ハイベン(日本新薬)他
メロキシカム	モービック(日本ベーリンガー-第一三共)
—塩基性抗炎症薬— エピリゾール(メピリゾール)	メブロン(第一三共)他
塩酸チアラミド	ソランタール(アステラス)他
—その他— ワクシニアウイルス接種家兔 炎症皮膚抽出液	ノイロトロピン(日本臓器)
④ 片頭痛治療薬	
メシル酸ジヒドロエルゴタミン	ジヒデルゴット(ノバルティス)、ヒポラール(あすか-武田)他
ゾルミトリプタン	ゾーミッグ(アストラゼネカ)
コハク酸スマトリプタン	イミグラン(GSK)
臭化水素酸エトレトリプタン	レルパックス(ファイザー)
安息香酸リザトリプタン	マクサルト(杏林-エーザイ)
塩酸ロメリジン	テラナス(日本オルガノン)、ミグシス(ファイザー)

(2) 中枢性筋弛緩薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
塩酸エペリゾン	ミオナール(エーザイ)他
カルバミン酸クロルフェネシン	リンラキサー(大正-大正富山)他
アフロクアロン	アロフト(田辺)他
塩酸チザニジン	テルネリン(ノバルティス)他

(3) 酵素製剤(消炎・繊維素溶解)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
セラペプターゼ	ダーゼン(武田)他
塩化リゾチーム	アクディーム(あすか-武田)、ノイチーム(サンノーバー-エーザイ)、レフトーゼ(日本新薬)他
プロメライン	キモタブ S(持田)他
プロメライン・結晶トリプシン	キモタブ(持田)

(4) 鎮咳・去痰薬

(注意)

- リン酸コデイン 1%は可。→1%以上は麻薬。
- コデインは、2004.1.1 からモルヒネ/コデイン比がモニタリングプログラムとなり使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—中枢性鎮咳薬—	
リン酸コデイン	リン酸コデイン(各社)
リン酸ジメモルファン	アストミン(アステラス)他
ヒベンズ酸チペピジン	アスベリン(田辺)他
グアイフェネシン	フストジル(京都-大日本住友)
臭化水素酸デキストロトルファン	メジコン(塩野義)、ハイフスタン M(マルコ-日医工)他
臭化水素酸デキストロトルファン ・クレゾールスルホン酸カリウム	メジコンシロップ(塩野義)他
クロペラスチン	フスタゾール(同仁-三菱ウェルファーマ)
塩酸エブランチン	レスブレン(中外)他
—去痰薬—	
塩酸アンブロキシール	ムコソルバン(帝人ファーマ)、アンブロン(日本ユニバーサル)、フストレス(大洋薬品-昭和薬化工)、ムコサル(日本ベーリンガー)他
カルボシステイン	ムコダイン(杏林)他
塩酸ブロムヘキシシ	ビスソルボン(日本ベーリンガー)他

(5) 気管支拡張・喘息治療薬

(注意)

- β_2 作用薬は常時禁止物質。(WADA 禁止リスト S3. β_2 作用薬)
 - 禁止物質「 β_2 作用薬」のうち、喘息および運動誘発性喘息発作の予防と治療を目的とした吸入(サルメテロール、サルブタモール*、ホルモテロール**、テルブタリン**)に限り使用が認められるが、事前に『TUE 略式申請(a-TUE)』が必要。
 - * 治療目的使用の許可が出ていても 1000ng/mL 以上は指定物質ではなく、陽性と疑われる分析結果として扱われる。
 - **ホルモテロール、テルブタリンの吸入は日本未発売。
- サルタノールインヘラー、ベネトリン吸入液、アイロミール、セレベントロタディスク、

セレベントディスクスの 5 製品だけが TUE 略式申請(a-TUE)をした上で使用可能。
サルブタモールは通常の用法・用量で使用した場合 1000ng/mL 以上になることはない。

- 糖質コルチコイドの吸入は事前に『TUE 略式申請(a-TUE)』が必要。
- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
一キサンチン誘導体一 テオフィリン	スロービッド(サンド)、テオドール(三菱ウェルファーマ-日研)、 テオロング(エーザイ)、ユニフィル(大塚)他
コリンテオフィリン	テオコリン(サンノーバーエーザイ)
アミノフィリン	アルピナ坐剤(久光)、キョーフィリン注射(杏林)、 ネオフィリン(サンノーバーエーザイ)他
一ロイコトリエン拮抗薬一 برانلカスト水和物	オノン(小野薬品)
モンテルカストナトリウム	キプレス(杏林)、シングレア(万有)
一抗コリン薬(吸入)一 臭化イプラトロピウム	アトロベントエロゾル(帝人ファーマ)
臭化オキシトロピウム	テルシガンエロゾル(日本ベーリンガー)

<使用可能薬例-(吸入 β_2 作用薬):事前に『TUE 略式申請(a-TUE)』が必要>

成分名	販売名(メーカー名)
硫酸サルブタモール	サルタノールインヘラー(GSK)、アイロミール(大日本住友)、 ベネトリン吸入液(GSK-第一三共)
キシナホ酸サルメテロール	セレベントロタディスク、セレベントディスクス(GSK)

(6) アレルギー治療薬

(注意)

- 糖質コルチコイドは競技会検査禁止物質。(WADA 禁止リスト S9.糖質コルチコイド類)
- 糖質コルチコイド入り点眼・点鼻は 2006.1.1 より事前の『TUE 略式申請(a-TUE)』が不要になった。
→糖質コルチコイドは投与形態により申請方法が異なる。経口使用、経直腸使用、
静脈内使用、筋肉内使用は TUE 標準申請、それ以外(関節内・関節周囲・腱周囲・
硬膜外・皮内注入および吸入)は TUE 略式申請(a-TUE)が必要となる。ただし、
皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止
されない。
- フェニルプロパノールアミンは 2004.1.1 より禁止物質からモニタリング物質に変更となり
使用可能であるが、検査結果は従来通り報告されることがある。
- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
一抗ヒスタミン薬一 塩酸ジフェンヒドラミン	ベナ(田辺)、レスタミンコーワ(興和)、ベナスミン注射(東和)、 レスミン注射(日本新薬-山形)
タンニン酸ジフェンヒドラミン	レスタミン A コーワ(興和)
塩酸ジフェニルピラリン	ハイスタミン注(エーザイ)

フマル酸クレマスチン	タベジール (ノバルティス)、テルギン G (高田-マルホ) 他
d-マレイン酸クロルフェニラミン	アレルギン (第一三共)、ネオレスタミンコーワ (興和)、クロール・トリメトン注 (シェリング・プラウ)、クロダミン (マルコ-日医工)、ヒスタール (日本ユニバーサル) 他
d-マレイン酸クロルフェニラミン	ポララミン (シェリング・プラウ) 他
塩酸プロメタジン	ヒベルナ (三菱ウエルファーマ)、ピレチア (塩野義) 他
ー抗アレルギー薬ー	
クロモグリク酸ナトリウム	インタール (アステラス) 他
トラニラスト	リザベン (キッセイ) 他
塩酸アゼラスチン	アゼプチン (エーザイ) 他
メキタジン	ゼスラン (旭化成ファーマ)、ニポラジン (アルフレッサ)、キタゼミン (大洋薬品) 他
フマル酸ケトチフェン	ザジテン (ノバルティス)、ジキリオン (テイコクメディックス-和光堂) 他
塩酸エピナスチン	アレジオン (日本ベーリンガー)、アレルナシン (森下仁丹-日本臓器) 他
塩酸フェキソフェナジン	アレグラ (サノフィ・アベンティス)
塩酸セチリジン	ジルテック (ユーシービー・ジャパン-第一三共、GSK)
塩酸オロパタジン	アレロック (協和発酵)
ベシル酸ペボタスチン	タリオン錠 (田辺製薬)
ロラタジン	クラリチン (シェリング・プラウ-塩野義)
ラマトロバン	バイナス (日本新薬-杏林)
برانルカスト水和物	オノン (小野薬品)
トシル酸スプラタスト	アイピーディ (大鵬) 他
エバステン	エバステル (大日本住友-明治製薬)
オキサトミド	セルテクト (協和発酵) 他

(7) 抗めまい薬 (乗り物酔い予防)

<使用可能薬例>

成分名	販売名 (メーカー名)
サリチル酸ジフェンヒドラミン・ジプロフィリン	トラベルミン (サンノーバー-エーザイ)
ジメンヒドリナート	ドラマミン (ファイザー)
ジフェンドール塩酸塩	セファドール (日本新薬) 他

(8) 胃腸薬 <①胃炎・胃潰瘍、②腹痛 (鎮痙薬・粘膜分泌抑制薬)、③総合健胃薬 (配合薬)、

④胃腸機能調整薬>

(注意)

- 局所麻酔薬 (オキセサゼイン等) は 2004.1.1 から使用可能となった。
- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名 (メーカー名)
① 胃炎・胃潰瘍	
ーH ₂ 受容体拮抗薬ー	
シメチジン	タガメット (大日本住友)、カイロック (藤本) 他
塩酸ラニチジン	ザンタック (GSK-第一三共) 他

ファモチジン	ガスター(アステラス)他
塩酸ロキサチジンアセタート	アルタット(あすか)他
－プロトンポンプ阻害薬－	
オメプラゾール	オメプラール(アストラゼネカ)、オメプラゾン(三菱ウエルファーマ)他
オメプラゾールナトリウム	オメプラール注(アストラゼネカ)
ランソプラゾール	タケプロン(武田)他
ラベプラゾールナトリウム	パリエット(エーザイ)
－酸中和薬－	
合成ケイ酸アルミニウム	アルミワイス(メルク)、合成ケイ酸アルミニウム(各社)他
乾燥水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	マーロックス(サノフィ・アベンティス-アステラス)、マルファ(東洋製化-小野)他
－粘膜抵抗強化薬－	
スクラルファート	アルサルミン(中外)他
ポラブレジンク	プロマック(ゼリア)
アルジオキサ	イサロン(あすか-武田)他
アズレン	アズノール(日本新薬)、ノズレン(日本ユニバーサル)他
アズレンスルホン酸ナトリウム・L-グルタミン	マーズレン S・マーズレン ES(寿-ゼリア)他
エカベトナトリウム	ガストローム(田辺)
メチルメチオニンスルホニウムクロリド	キャベジン U コーワ(興和)他
アルギン酸ナトリウム	アルロイド G(共成-カイゲン)他
－粘液産生・分泌促進薬－	
レバミピド	ムコスタ(大塚)
テプレノン	セルベックス(エーザイ)他
ブラウトール	ケルナック(第一三共)
－胃粘膜微小循環改善薬－	
塩酸ベネキサートベータデクス	ウルグート(塩野義)他
ソファルコン	ソロン(大正-大正富山)他
塩酸セトラキサート	ノイエル(第一三共)他
② 腹痛(鎮痙薬・粘膜分泌抑制薬)	
臭化ブチルスコポラミン	ブスコパン(日本ベーリンガー)他
臭化メチルオクタロピン	バルピン(第一三共)
臭化水素酸スコポラミン	ハイスコ(杏林)
ロートエキス	ロートエキス(各社)
臭化ブトロピウム	コリオパン(エーザイ)、ブトロパン(大洋薬品)
③ 総合健胃薬(配合薬)	
タカチアスターゼ・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム・炭酸水素ナトリウム・沈降炭酸カルシウム・チョウジ末・ウイキョウ末・ケイヒ末・ショウキョウ末・サンショウ末・オウレン末・カンゾウ末	S・M 散(第一三共)
炭酸水素ナトリウム・炭酸マグネシウム・沈降炭酸カルシウム・乾燥水酸化アルミニウムゲル・リカーゼ・ケイヒ末・ニガキ末・ショウキョウ末・ウイキョウ・カンゾウ末・オウバク末	つくし A・M 散(富山化学-大正富山)他
④ 胃腸機能調整薬	
ドンペリドン	ナウゼリン(協和発酵)他
メクロプラミド	エリーテン(日本化薬)、テルペラン(あすか)、プリンペラン(アステラス)他

(9) 総合消化酵素

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
濃厚膵臓性消化酵素・細菌性脂肪分解酵素・アスペルギルス産生消化酵素・繊維素分解酵素	ベリチーム(塩野義)
ジアスメン・ジアスターゼ・オノテース・モルシン・ボンラーゼ・セルロシン AP・パンクレアチン・ポリパーゼ・オノプローゼ A	タフマック E(小野)
ヒロダーゼ・マミターゼ・リパーゼ A・セルラーゼ AP3・濃厚パンクレアチン	ポリトーゼ(武田)

(10) 便秘治療薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—緩下剤— 酸化マグネシウム (略称:カマ、カマグ)	酸化マグネシウム(各社)、重質酸化マグネシウム(各社)、マグミット(協和化工)、マグラックス(吉田)他
カルメロースナトリウム(カルボキシメチルセルロースナトリウム)	バルコーゼ(サンノーバーエーザイ)、C.M.C「マルイシ」(丸石)
—刺激性下剤— ビサコジル	テレミンソフト坐薬 1号(サノフィ・アベンティス-サンド) テレミンソフト坐薬 3号(味の素-サンド)他
ピコスルファートナトリウム	ラキソベロン(帝人ファーマ)、ピコダルム(日新山形-ゼリア)、ピコベン(日本ユニバーサル)、チャルドール(大洋-テイコク)、スナイリン(アボット)他
センナエキス	アジャスト A コーワ(興和)他
センナ・センナジツ	アローゼン(科薬)他
センノシド	プルゼニド(ノバルティス)、センノサイド(各社)他
—その他— 炭酸水素ナトリウム・無水リン酸二水素ナトリウム	新レシカルボン坐剤(京都薬品-ゼリア)、インカルボン坐剤(大洋)

(11) 止痢・整腸薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—止痢薬— 塩酸ロペラミド	ロペミン(ヤンセン-大日本住友)他
タンニン酸アルブミン	タンナルビン(各社)、タンニン酸アルブミン(各社)
塩化ベルベリン	キョウベリン(大峰堂-日本化薬)、塩化ベルベリン錠(ジェイドルフ)

—整腸薬— ビフィズス菌	ビオスミン(ビオフェルミン-武田)、ビオフェルミン錠剤(ビオフェルミン-武田)、ビフィスゲン(日東-大日本住友)、ビフィダー(科研)、ラックビー(日研)他
耐性乳酸菌	アンチビオフィルス(日研-明治製菓)、エンテロノン-R(味の素-味の素ファルマ)、エントモール(アステラス)、ビオフェルミン R(ビオフェルミン-武田)、ラックビー-R(日研)、レベニン(わかもと)他
ラクタミン	強力アタバニン「イナバタ」(日東-大日本住友)、 ビオフェルミン(ビオフェルミン-武田)他
酪酸菌	ミヤ BM(ミヤリサン)他
乾燥酵母	乾燥酵母エビオス(アサヒ-田辺)、乾燥酵母(メルク)、ビタソート(丸石)他
—過敏性腸症候群治療薬— 臭化メペンゾラート	トランコロン(アステラス)、アテネコリン-M(鶴原)

(12) 高脂血症用薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—HMG-CoA 還元酵素阻害薬— プラバスタチンナトリウム	メバロチン(第一三共)他
シンバスタチン	リポバス(万有)他
フルバスタチンナトリウム	ローコール(ノバルティス-田辺)
アトルバスタチンカルシウム	リピートル(アステラス)
ピタバスタチンカルシウム	リバロ(興和-第一三共)
ロスバスタチンカルシウム	クレストール(アストラゼネカ-塩野義)
—フィブラート系— ベザフィブラート	ベザトール SR(キッセイ)、ベザリップ(中外)他
クリノフィブラート	リポクリン(大日本住友)他
クロフィブラート	ヒPOSEロール(扶桑)
—プロブコール— プロブコール	シンレスタール(第一三共)、ロレルコ(大塚)他

(13) 血圧降下薬<①Ca拮抗薬、②ACE阻害薬、③アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬、④α遮断薬>

(注意)

- すべての利尿薬は常時禁止。(WADA 禁止リスト S5.利尿剤と隠蔽剤)
- β遮断薬は競技により禁止。(WADA 禁止リスト P2.β遮断剤)
→WADA 禁止リストの P2.β遮断剤により 17 種目の競技において禁止。
- Ca拮抗薬、ACE阻害薬、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬は使用可能。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
① Ca拮抗薬	
—ジヒドロピリジン系— 第一世代 ニフェジピン	アダラート(バイエル)、エマベリン(高田-塩野義)、 セパミット(日本オルガノン)他

塩酸ニカルジピン	ニコデール(日本シエーリング)、ペルジピン(アステラス)他
第二世代	
ニルバジピン	ニバジール(アステラス)他
ニソルジピン	バイミカード(バイエル)他
塩酸マニジピン	カルスロット(武田)他
塩酸ベニジピン	コニール(協和発酵)他
塩酸バルニジピン	ヒポカ(アステラス)
第三世代	
ベシル酸アムロジピン	アムロジン(大日本住友)、ノルバスク(ファイザー)
ーベンゾチアゼピン系ー	
塩酸ジルチアゼム	ヘルベッサー(田辺)他
② ACE 阻害薬	
カプトプリル	カプトリル(第一三共-プリストル)他
マレイン酸エナラプリル	レニベース(万有)他
アラセプリル	セタプリル(大日本住友)他
塩酸デラプリル	アデカット(武田)他
シラザプリル	インヒベース(中外)他
リシノプリル	ゼストリル(アストラゼネカ)、ロンゲス(塩野義)他
塩酸ベナゼプリル	チバセン(ノバルティス)他
塩酸イミダプリル	タナトリル(田辺)
塩酸テモカプリル	エースコール(第一三共)
塩酸キナプリル	コナン(三菱ウェルファーマ)他
トランドラプリル	オドリック(サノフィ・アベンティス-日本新薬)、プレラン(中外)他
ペリンドプリルエルブミン	コバシル(第一三共)他
③ アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬	
カンデサルタンシレキセチル	フロプレス(武田)
ロサルタンカリウム	ニューロタン(万有)
バルサルタン	ディオバン(ノバルティス)
テルミサルタン	ミカルディス(日本ベーリンガー-アステラス)
オルメサルタンメドキシミル	オルメテック(第一三共)
④ α遮断薬	
メシル酸ドキサゾシン	カルデナリン(ファイザー)他
塩酸ブナゾシン	デタントール(エーザイ)
塩酸プラゾシン	ミニプレス(ファイザー)他

(14) 抗狭心薬

(注意)

- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ニトログリセリン	ニトロペン(日本化薬)、バソレーターRB2.5、軟膏、テープ(三和化学)、ミオコールスプレー(トーアエイヨー-アステラス)、ミリスロール注(日本化薬)、ニトロダーム TTS(ノバルティス)、ミリステープ(日本化薬)他

硝酸イソソルビド	ニトロール(エーザイ)、フランドル(トーアエイヨー-アステラス)、 カリアント(全星-メルク)他
----------	---

(15) 催眠・鎮静・抗不安薬

(注意)

- 国境を越えた移動には厳重な規制があるので要注意！
→入国する国の規制、また、日本国内へ持ち込む際の規制がある。
- フルニトラゼパム製剤(販売名:サイレース[®]、ロヒプノール[®]など)の米国への持ち込みは量に関係なく一切禁止。
→不明な点は各国大使館に問い合わせる。
- パフォーマンスの低下と、競技中の事故に注意！
→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ーベンゾジアゼピン系ー	
<u>超短期作用型</u>	
トリアゾラム	ハルシオン(ファイザー)他
酒石酸ゾルピデム	マイスリー(アステラス)
ゾピクロン	アモバン(サノフィ・アベンティス-中外、三菱ウェルファーマ)他
<u>短期作用型</u>	
ロルメタゼパム	エバミール(日本シエーリング)、ロラメット(ワイス-武田)
塩酸リルマザホン	リスミー(塩野義)他
フロチゾラム	レンドルミン(日本ベーリンガー)他
<u>中期作用型</u>	
フルニトラゼパム	サイレース(エーザイ)、ロヒプノール(中外)他
ニトラゼパム	ネルボン(第一三共)、ベンザリン(塩野義・武州)他
ロラゼパム	ワイパックス(ワイス-武田)他
プロマゼパム	セニラン(サンド)、レキシタン(中外-エーザイ)
フルラゼパム (塩酸フルラゼパム)	インスミン(杏林) ベノジール(協和発酵)、ダルメート(共和)他
アルプラゾラム	コンスタン(武田)、ソラナックス(ファイザー)他
<u>長期作用型</u>	
ジアゼパム	セルシン(武田)他
<u>超長期作用型</u>	
ロフラゼプ酸エチル	メイラックス(明治製菓)他
ーチエノジアゼピン系ー	
エチゾラム	デパス(三菱ウェルファーマ)他
クロチアゼパム	リーゼ(三菱ウェルファーマ)他
ーバルビツール酸系ー	
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ(田辺)
ーその他ー	
<u>短期作用型</u>	
ブロムバレリル尿素	ブロバリン(日本新薬)、ブロムワレリル尿素(各社)

(16) 抗精神病薬(悪心・嘔吐)

(注意)

- パフォーマンスの低下と、競技中の事故に注意！
→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
プロクロルペラジン	ノバミン(塩野義)
スルピリド	ドグマチール(アステラス)、アビリット(大日本住友)他
リスペリドン	リスパダール(ヤンセンファーマ)
オランザピン	ジプレキサ(イーライリリー)

(17) 抗うつ薬

(注意)

- パフォーマンスの低下と、競技中の事故に注意！
→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
マレイン酸フルボキサミン	デプロメール(明治製薬)、ルボックス(ソルベイ-アステラス)
塩酸パロキセチン水和物	パキシル(GSK)

(18) 抗てんかん薬

(注意)

- パフォーマンスの低下と、競技中の事故に注意！
→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
フェニトイン	アレビアチン(大日本住友)、ヒダントール(藤永-第一三共)他
フェノバルビタール	フェノバル(藤永-第一三共)、フェノバルビタール(各社)他
フェノバルビタールナトリウム	ルピアール坐薬(久光)、ワコビタール坐薬(和光堂)
バルプロ酸ナトリウム	セレニカR(日研-三菱ウェルファーマ)、デパケン(協和発酵)他
カルバマゼピン	テグレート(ノバルティス)他
ゾニサミド	エクセグラン(大日本住友)他

(19) 自律神経系作用薬

(注意)

- パフォーマンスの低下と、競技中の事故に注意！
→服薬による競技能力低下が考えられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
トフィソパム	グランダキシシ(持田)他

(20) 鉄欠乏性貧血薬

(注意)

- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
一経口用鉄剤ー 硫酸鉄	スローフィー(ノバルティス)、テツクール S(あすか)、フェロ・グラデュメット(大日本住友)
フマル酸第一鉄	フェルム(日医工-長生堂)
クエン酸第一鉄ナトリウム	フェロミア(サンノーバー-エーザイ)他
ー注射用鉄剤ー コンドロイチン硫酸・鉄コロイド	ブルターール(大日本住友-中外)他
含糖酸化鉄	フェジン(日医工)、テチプリン注(大洋)

(21) 痛風・高尿酸血症治療薬<①発作治療薬、②尿酸排泄促進薬、③尿酸生成阻害薬、

④尿アルカリ化薬>

(注意)

- プロベネシドは常時禁止物質。(WADA 禁止リスト S5.利尿剤と隠蔽剤)
- 痛風の治療薬に分類される薬は検査時に誤解を与えないように、使用した場合には必ず申告すること。
→ベンズブロマロンはプロベネシドと同じ尿酸排泄促進薬に分類されるが使用可能。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
① 発作治療薬	
コルヒチン	コルヒチン錠「シオノギ」(塩野義)
② 尿酸排泄促進薬	
ベンズブロマロン	ユリノーム(鳥居)、ムイロジン(寿)他
③ 尿酸生成阻害薬	
アロプリノール	リポール(日本シエーリング)、ザイロリック(GSK)他
④ 尿アルカリ化薬	
クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム	ウラリット(日本ケミファ)他

(22) 糖尿病用薬

(注意)

- インスリンは常時禁止。(WADA 禁止リスト S2.ホルモンおよび関連物質)
- インスリンを治療目的に使用する場合は、事前に『TUE 標準申請』が必要。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ースルホニルウレア系ー トルブタミド	ブタマイド(富山化学-大正富山)、ヘキストラスチノン(サノフィ・アベンティス)他
グリベンクラミド	オイグルコン(中外)、ダオニール(サノフィ・アベンティス)他

クロルプロパミド	アベマイド(小林化工)
グリクロピラミド	デアメリン S(杏林)
グリメピリド	アマリール(サノフィ・アベンティス)
ービグアナイド系ー 塩酸メトホルミン	メルビン(大日本住友)、グリコラン(日本新薬)他
ーインスリン抵抗性改善薬ー 塩酸ピオグリタゾン	アクトス(武田)
ー食後過血糖改善薬ー アカルボース	グルコバイ(バイエル)
ボグリボース	ベイスン(武田)他
ミグリトール	セイブル(三和化学)

(23) 抗菌薬・抗生物質

(注意)

- ほとんどの抗菌薬、抗生物質は使用可能。
- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ーペニシリン系ー アンピシリン	ソルシリン(武田)、ビクシリン(明治製菓)他
アモキシシリン	アモリン(武田)、サワシリン(アステラス)、 パセトシン(協和発酵)、ワイドシリン(明治製菓)他
アモキシシリン・クラブラン酸 カリウム	オーグメンチン錠(GSK)
塩酸タランピシリン	アセオシリン(長生堂)
ピペラシリンナトリウム	ペントシリン注射(富山-大正富山)他
トシル酸スルタミシリン	ユナシン錠(ファイザー)
ーセフェム系ー 第一世代	
セファレキシリン	レ-ケフレックス(塩野義)、ケフレックス(塩野義)、 ラリキシリン(富山-大正富山)、センセファリン(武田)他
セフロキサジン	オラスポア(アルフレッサ)他
セファクロル	ケフール(塩野義)他
第二世代	
塩酸セフォチアムヘキセチル	パンスポリン T(武田)
セフロキシムアキセチル	オラセフ(GSK)
第三世代(セファロスポリン系)	
セフテラムピボキシリン	トミロン(富山-大正富山)他
セフィキシム	セフspan(アステラス)他
セフジニル	セフゾン(アステラス)他
セフボドキシムプロキセチル	バナン(第一三共-GSK)他
セフチブテン	セフテム(塩野義)
塩酸セフカペンピボキシリン	フロモックス(塩野義)
セフジトレンピボキシリン	メイアクト(明治製菓)
ーアミノ配糖体系ー	
硫酸カナマイシン(略称:カナマイ)	カナマイシン(明治製菓)、硫酸カナマイシン(明治製菓)

ーテトラサイクリン系ー	
塩酸テトラサイクリン	アクロマイシン(科薬)
塩酸ミノサイクリン	ミノマイシン(ワイス-武田)他
塩酸ドキシサイクリン	ビブラマイシン(ファイザー)他
ーマクロライド系ー	
エリスロマイシン	エリスロシン(アボット)、エリスロマイシン(沢井)他
ロキシスロマイシン	ルリッド(サノフィ・アベンティス)他
クラリスロマイシン	クラリシッド(アボット)、クラリス(大正-大正富山)他
アジスロマイシン水和物	ジスロマック(ファイザー)
ジョサマイシン	ジョサマイシン(アステラス)他
(ケトライド系)	
テリスロマイシン	ケテック(サノフィ・アベンティス-アステラス)

(24) 化学療法剤

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ーニューキノロン系ー	
ノルフロキサシン	バクシダール(杏林-日清キョーリン)他
オフロキサシン	タリビッド(第一三共)他
レボフロキサシン	クラビット(第一三共)
エノキサシン	フルマーク(大日本住友)
トシル酸トスフロキサシン	オゼックス(富山化学-大正富山)、トスキサシン(アボット)
塩酸シプロフロキサシン	シプロキササン(バイエル)他
スパルフロキサシン	スバラ(大日本住友)
ガチフロキサシン水和物	ガチフロ(杏林-大日本住友)
塩酸モキシフロキサシン	アベロックス(バイエル-塩野義)
ーST合剤ー	
スルファメトキサゾール・トリメトプリム	バクタ(塩野義)、バクトラミン(中外)他

(25) 抗真菌薬

(注意)

- ほとんどの抗真菌薬は使用可能。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
イトラコナゾール	イトリゾール(ヤンセン)他
塩酸テルビナフィン	ラミシール(ノバルティス)他

(26) 抗ウイルス薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ーヘルペスウイルス感染症 治療薬ー	
アシクロビル	ゾビラックス(GSK)他

塩酸バラシクロビル	バルトレックス(GSK)
ーインフルエンザ治療薬ー	
塩酸アマンタジン	シンメトレル(ノバルティス)他
ザナミビル水和物	リレンザ(GSK)
リン酸オセルタミビル	タミフル(中外)

(27) ワクチン(保険適用外)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
インフルエンザ HA ワクチン	ビケン HA(阪大微研-田辺)、インフルエンザ HA ワクチン(各社)

(28) 経口避妊薬(保険適用外)

(注意)

- シンフェーズ T28(ファイザー-ツムラ)、ノリニール T28(科研)、オーソ M-21、オーソ 777-21(ヤンセン-持田)に含まれているノルエチステロン(17-エチニル-19-ノルテストステロン)は、体内でナンドロロンの代謝物の 19-ノルアンドロステロンに代謝されることがあり、分析機関から違反の結果として報告された場合、陽性と思なされる。(WADA 禁止リスト S1.蛋白同化剤)
→競泳ナショナルチームでは『使用を控えること』とされている。
- 既往症、喫煙により危険性あり。
- 性感染症の予防にはならない。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
エチニルエストラジオール・レボノルゲストレル	アンジュ 21、28(あすか)、トライディオール 21、28(ワイス-武田)、トリキュラー 21、28(日本シエーリング)、リビアン 28(アステラス)
エチニルエストラジオール・デソゲストレル	マーベロン 21(日本オルガノン)

(29) 卵胞、黄体、混合ホルモン

(注意)

- 卵胞ホルモンは経口避妊薬としても用いられる。
- 黄体ホルモン、卵胞及び黄体ホルモン配合剤は月経周期の移動、避妊にも用いられる。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ー卵胞ホルモンー 結合型エストロゲン	プレマリン(ワイス-武田)
ー黄体ホルモンー ジドロゲステロン	デュファストン(第一三共)
ー卵胞および黄体ホルモン 配合剤ー エチニルエストラジオール・ 酢酸エチノジオール	エデュレン(ファイザー)
ノルゲストレル・エチニルエスト ラジオール	ドオルトン(日本シエーリング)、プラノパール(ワイス-武田)

(30) 痔疾用薬

(注意)

- 多くの坐薬・軟膏には糖質コルチコイドなどの競技会禁止物質が含まれている。(WADA 禁止リスト S9.糖質コルチコイド)
 - 糖質コルチコイドは投与形態により申請方法が異なる。経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用は TUE 標準申請、それ以外(関節内・関節周囲・腱周囲・硬膜外・皮内注入および吸入)は TUE 略式申請(a-TUE)が必要となる。ただし、皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止されない。
- 似たような名前で処方異なるものに注意。ヒドロコルチゾン含有の紛らわしい薬。
 - (例)○ポステリザン(軟膏)、×強力ポステリザン(軟膏)、×ポステリザンF(坐薬)
 - 「ポステリザン軟膏」は使用可能であるが、「強力ポステリザン軟膏」、「ポステリザンF 坐薬」には糖質コルチコイドが含有されている。
- 糖質コルチコイド入り坐薬・注入軟膏は事前に医師による『TUE 標準申請』が必要。
 - 坐薬・注入軟膏は経直腸使用。
- 糖質コルチコイド入り軟膏は皮膚外用剤であるが、塗布の仕方により経直腸使用とみなされる可能性がある。

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ー経口剤ー	
メリロートエキス	タカベンス(高田)
メリロートエキス・ルチン	エスベリベン(サンド)
トリベノシド	ヘモクロン(天藤-武田)他
パラフレボン・センナ末・イオウ・酒石酸水素カリウム	サーカネッテン(日本新薬)
プロメライン・酢酸トコフェロール	ヘモナーゼ(ジェイドルフ-堀井、アイロム)
ー坐薬・軟膏ー	
大腸菌死菌製剤	ポステリザン(軟膏)(マルホ)
トリベノシド・リドカイン	ボラザ G(天藤-武田)他
シコンエキス・アミノ安息香酸エチル・塩酸ジブカイン・塩酸ジフェンヒドラミン・セトリミド	ボラギノール N(天藤-武田)
リドカイン・アミノ安息香酸エチル・次没食子酸ビスマス	ヘルミチン S(長生堂)
ロートエキス・タンニン酸	ロートエキス・タンニン(佐藤)
ー浣腸剤ー	
グリセリン	グリセリン浣腸(各社)

(31) 耳鼻咽喉科用薬

(注意)

- 多くの点鼻薬には、硝酸ナファゾリンなどの血管収縮剤や糖質コルチコイドなどの競技会検査禁止物質、またはその関連物質が含まれている。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤、S9.糖質コルチコイド類)
 - 糖質コルチコイドは投与形態により申請方法が異なる。経口使用、経直腸使用、

静脈内使用、筋肉内使用は TUE 標準申請、それ以外(関節内・関節周囲・腱周囲・硬膜外・皮内注入および吸入)は TUE 略式申請(a-TUE)が必要となる。ただし、皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止されない。

- 糖質コルチコイド入り点鼻薬は 2006.1.1 より TUE 略式申請(a-TUE)が不要になった。
- 硝酸ナファゾリンなど(イミダゾール誘導体)の血管収縮剤の点鼻などの局所使用は許される。しかし、何回も多量に使用して体内に吸収されると、ドーピング違反が疑われる可能性がある。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
ー血管収縮薬ー	
硝酸ナファゾリン	プリビナ(ノバルティス)他
硝酸テトラヒドロゾリン	ナーベル(日東メディック)他
塩酸トラマゾリン	トーク(アルフレッサ)
ーアレルギー性鼻炎治療薬ー	
クロモグリク酸ナトリウム	インタール(アステラス)他
フマル酸ケトチフェン	ザジテン(ノバルティス)他

(32) 眼科用薬<①感染症、②ビタミン類・疲れ目、③アレルギー性結膜炎、④その他>

(注意)

- 眼科用薬には、ナファゾリンなどの血管収縮剤や、糖質コルチコイドなどの競技会検査禁止物質または関連物質が含まれているものがある。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤、S9.糖質コルチコイド)
 - 糖質コルチコイドは投与形態により申請方法が異なる。経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用は TUE 標準申請、それ以外(関節内・関節周囲・腱周囲・硬膜外・皮内注入および吸入)は TUE 略式申請(a-TUE)が必要となる。ただし、皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止されない。
- 糖質コルチコイド入り点眼薬は 2006.1.1 より TUE 略式申請(a-TUE)が不要になった。
- ナファゾリンなど(イミダゾール誘導体)の血管収縮剤の点眼などの局所使用は許される。しかし、何回も多量に使用して体内に吸収されると、ドーピング違反が疑われる可能性がある。(WADA 禁止リスト S6.興奮剤)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
① 感染症	
ー抗生物質ー	
ラクチビオン酸エリスロマイシン・コリスチンメタンサルホン酸ナトリウム	エコリシン(参天)他
硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン(シェリング・プラウ)、リフトマイシン(わかもと)他
硫酸マイクロマイシン	サンテマイシン(参天)
ー抗菌薬ー	
レボフロキサシン	クラビット(参天)
オフロキサシン	タリビッド(参天)他
ー抗ウイルス薬ー	
イドクスウリジン	IDU 点眼液「科研」(科研)、I.D.U 点眼液「センジュ」(千寿-武田)

② ビタミン類・疲れ目	
フラビンアデニンジヌクレオチド	FAD(参天)、日点 FA(日本点眼薬)、ビタスト(千寿-武田)、フラビタン(トーアエイヨー-アステラス)他
シアノコバラミン	サンコバ(参天)、ソフティア(千寿-武田)他
③ アレルギー性結膜炎	
クロモグリク酸ナトリウム	インタール(アステラス)他
フマル酸ケトチフェン	ザジテン(ノバルティス)他
ベミロラストカリウム	アレギサール(参天)、ベミラストン(プリストル)他
塩酸レボカバステチン	リボスチン(ヤンセン-参天、日本新薬)
トラニラスト	リザベン(キッセイ)、トラメラス(日本点眼)他
④ その他	
ホウ酸・塩化ナトリウム・塩化カリウム・乾燥炭酸ナトリウム・リン酸水素ナトリウム	人工涙液マイティア(千寿-武田)
ヒアルロン酸ナトリウム	オペガン(生化学-参天)、オペリド(資生堂-千寿、武田)、ヒーロン(エイエムオー)、ヒアレイン(参天)他
プラノプロフェン	ニフラン(千寿-武田)他

(33) 口腔用薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—含嗽薬—	
アズレンスルホン酸ナトリウム	アズノール(日本新薬)、マズレニン G(丸石)他
アズレンスルホン酸ナトリウム・炭酸水素ナトリウム	含嗽ハチアズレ(東洋製化)他
ポビドンヨード	イソジンガーグル(明治製菓)他
—口腔内炎症治療薬—	
アズレンスルホン酸ナトリウム	アズノール ST(日本新薬)、アズレミック(東洋製化-小野)他
—殺菌消毒薬—	
塩化デカリニウム	SP トローチ明治(明治製菓)他

(34) 皮膚外用薬

(注意)

- 糖質コルチコイドは競技会検査禁止物質であるが、皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は禁止の対象にならない。(WADA 禁止リスト S9. 糖質コルチコイド類)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
—抗生物質製剤—	
硫酸フラジオマイシン	ソフラチュール(サノフィ・アベンティス)
硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン軟膏・クリーム(シェリング・プラウ)他
塩酸オキシテトラサイクリン・硫酸ポリミキシン B	テラマイシン軟膏(ファイザー)
—アトピー性皮膚炎治療薬—	
タクロリムス水和物	プロトピック軟膏(アステラス)

－外用抗ヒスタミン剤－ ジフェンヒドラミン	レスタミンコーワ軟膏(興和)他
－抗真菌薬－ 塩酸ネチコナゾール	アトラント(久光-三菱ウェルファーマ)
塩酸テルビナフィン	ラミシール(ノバルティス)他
塩酸ブテナフィン	メンタックス(科研)他
－非ステロイド性消炎鎮痛薬－ フェルピナク	ナパゲルン(ワイス-武田)他
ブフェキサマク	アンダーム(帝國製薬-テイコク)、サリベドール(メルク)他
－皮膚保護剤－ 亜鉛華軟膏 ヘパリン類似物質	亜鉛華軟膏(各社) ヒルドイド(マルホ)他
－消炎・鎮痛パップ剤－ インドメタシン	インサイドパップ(久光)、イドメシコーワパップ(興和)、 カトレップ(帝國製薬-大日本住友)他
ケトプロフェン	ミルタックス(埼玉第一-第一三共)、モーラス(久光)他
フルルビプロフェン	アドフィード(リードケミカル-科研)他
－その他－ マキサカルシトール	オキサロール(中外-マルホ)

(35) 消毒薬

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
グルコン酸クロルヘキシジン	ヒビテン(大日本住友)他
塩化ベンザルコニウム	オスバン(日本-武田)、チアミトール(丸石)、逆性石ケン(各社)他
ポビドンヨード	イソジン(明治製菓)、マイクロシールド PVP(ジョンソン・エンド・ジョンソン)他

(36) 電解質補液

(注意)

- 正当な医療行為を除いて、静脈内注入は禁止。(WADA 禁止リスト M2. 化学的・物理的操作)

<使用可能薬例>

成分名	販売名(メーカー名)
開始液(ブドウ糖 2.6%)	ソリタ-T1 号(味の素ファルマ)、ソルデム 1(テルモ)、 リプラス-1S(扶桑)他
維持液(ブドウ糖 4.3%)	ソリタ-T3 号(味の素ファルマ)、ソルデム 3A(テルモ)、 ハルトマン-G3 号(小林製薬)他
ブドウ糖加乳酸リンゲル液(ブドウ糖 5%)	ソララクト D(テルモ)、ラクテック D(大塚工場)、 ハルトマン D(小林製薬)
乳酸リンゲル液	ソリタ(味の素ファルマ)、ソララクト(テルモ)、ハルトマン液(ニプロファーマ)、ラクテック(大塚工場)、ラクトリンゲル液(扶桑)他

7. ドーピング検査 Q&A

財団法人 日本体育協会

- Q1. ドーピングとは何ですか？
- Q2. ドーピングは何故いけないのですか？
- Q3. 禁止薬物・禁止方法を教えてください
- Q4. ドーピング検査はどういうものですか？
- Q5. 競技外検査はどういうものですか？
- Q6. 治療のため、どうしても禁止物質を使用したいのですが？
- Q7. 競技会ドーピング検査はどのように行なわれますか？
- Q8. お茶やコーヒーに含まれるカフェインは大丈夫ですか？
- Q9. 市販の薬にも禁止物質は含まれていますか？
- Q10. 検査で陽性になったらどうなりますか？
- Q11. 風邪のときはどうしたらよいですか？
- Q12. 治療のために医師から薬を処方されていますが、大丈夫ですか？
- Q13. わからないときはどこに相談したらいいですか？

Q1 ドーピングとは何ですか？

- A1 ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、ルールで禁止されています。ルールでは禁止リストに示される物質や方法の使用がドーピングにあたります。ドーピング検査で禁止物質が検出されれば、治療目的であっても制裁が課せられることもあり、ルールをよく理解しておきましょう(Q12を参照)。

Q2 ドーピングは何故いけないのですか？

- A2 (1)競技者の健康を害する、(2)フェアプレーの精神に反する、(3)反社会的行為である、という理由で禁止されています。「ずる」くて「危険」な行為を容認することは健全なスポーツの発展を妨げます。

Q3 禁止薬物・禁止方法を教えてください

- A3 WADA(世界アンチ・ドーピング機構)禁止リストは次の四つに分類されています。(1)常に禁止される物質と方法(競技会検査および競技外検査)(2)競技会検査で(1)に加えて禁止される物質(3)特定競技で禁止される物質(4)指定物質。また、禁止されていないが乱用をモニターする物質のリストとして、(5)監視プログラムがあります。詳しくはリストを参照して下さい。

Q4 ドーピング検査はどういうものですか？

- A4 ドーピング検査は尿や血液を採取し、これを WADA 公認検査機関で分析します。ドーピング検査には「競技会検査」と「競技外検査」とがあります。国体ドーピング検査では、大会直前および大会期間中に両方の検査を行います。
禁止物質については、「競技会検査」ではすべてのものが対象となりますが、「競技外検査」では蛋白同化剤、ホルモン関連物質、ベータ 2 作用剤、抗エストロゲン作用剤、利尿剤、隠蔽剤が対象となります。

Q5 競技外検査はどういうものですか？

A5 トレーニング期間中の不正を防ぐため、また競技者のクリーンさを証明するために行なわれます。トレーニング期間中に事前の通告なしに実施される方法が国際標準ですが、採尿等の手続きは競技会検査と基本的に同じです。なお、国体ドーピング検査でも、平成18年度から事前の通知なしに実施されています。

Q6 治療のため、どうしても禁止物質を使用したいのですが？

A6 所定の用紙(標準申請書)で申請し、許可されれば(承認書が送られる)、使用できます。ただし、治療上必要であり、他に治療法がなく、使用しても競技力を高めないものに限定されています。

この他、ぜん息吸入薬(ベータ2作用薬)および副腎皮質ステロイドの局所使用(皮膚、目、耳、鼻、口腔内、歯肉、肛門周囲の局所使用は禁止ではなく、手続き不要)については、略式手続で申請します。この場合、申請書類に不備がなければ受信証明書が送られ、すぐに使用できます。書類は、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)TUE委員会へ提出します。所属の競技団体または都道府県体育協会(日本体育協会)を経由して提出することも可能です。

Q7 競技会ドーピング検査はどのように行なわれますか？

- A7 (1)通告:検査対象者は競技終了後に担当役員から通告されます。
(2)受付:通告されたら、決められた時間までにドーピング検査室に行かなければなりません。検査を拒否するとドーピング検査陽性とみなされます。検査室には1人の付き添いが認められます。
(3)採尿:採尿容器を選び、同性の係員の立会いのもとにトイレで採尿します。
(4)分注・封印:検体容器を選び、尿をA・B二つの検体容器に分注し、封をします。
(5)薬物の申告:7日以内に使用した薬物を申告します。
(6)署名:検査用紙の記載内容、手続きに問題がなかったかを確認して署名します。検査用紙控えを受け取り保管しておきます。

Q8 お茶やコーヒーに含まれるカフェインは大丈夫ですか？

A8 カフェインは、2004年以降の禁止リストにおいて禁止物質からはずれ監視プログラムに移行しています。したがって、お茶やコーヒーに特別の注意をはらう必要はなくなったといえます。ただし、カフェインなどは監視対象としてモニターされ、その結果によって再び禁止される可能性もあり、注意しておきたいところです。

Q9 市販の薬にも禁止物質は含まれていますか？

A9 市販の総合感冒薬のほとんどにはエフェドリンなどの禁止物質が含まれています。葛根湯など一部の漢方薬には麻黄を含むものがありますが、麻黄には禁止物質のエフェドリンが含まれています。また、市販の胃腸薬の中には禁止物質の興奮剤ストリキニーネ(ホミカ)を含むものもあり、要注意です。

強精剤の一部には禁止物質のメチルテストステロン(蛋白同化剤)が含まれています。海外で栄養補助食品として市販されているDHEA(デヒドロエピアンドロステロン)、アンドロステンジオンは禁止物質です。また、鼻炎用薬、痔の薬には副腎皮質ステロイドを含むものも多く、注意が必要です(Q6参照)。

海外で市販されている鼻づまりの吸入薬の中には、デソキシエフェドリン(覚醒剤)の含まれているものがあり、ドーピングだけではなく日本国内への持ち込みも禁止です。

市販の薬や栄養補助食品を使用する際には必ず成分を確認し、ドーピングに詳しいドクターに相談して下さい。

Q10 検査で陽性になったらどうなりますか？

A10 A 検体から禁止物質が検出され、本人が認めればドーピング検査陽性となり、制裁が課されます。

本人が要求すればB 検体の確認検査が行なわれます。B 検体もA 検体と同じ所見であればドーピング検査陽性となり制裁が課されますが、制裁を決定する前に本人には弁明の機会が与えられます。

制裁には成績・記録の抹消、資格停止などがあります。また、選手以外にもサポートスタッフなど違反に関与した者に制裁がかせられることがあります。

Q11 風邪のときはどうしたらよいですか？

A11 症状に応じて禁止物質でない薬がありますから、医師から適切な処方を受けて下さい。

競技会と3 日以上期間があていれば、市販の総合感冒薬でも服用できます。適切な判断が下せるのであれば、心配ありません。

Q12 治療のために医師から薬を処方されていますが、大丈夫ですか？

A12 病気の治療薬にも禁止物質があります。たとえば、(1)ぜん息の内服薬・吸入薬、(2)痛風でのプロベネド(尿酸排泄剤)、(3)高血圧のベータ遮断剤・利尿剤などです。

処方される薬については主治医から良く説明を受けて、薬物名を記録しておきます。一般の医師で判断に迷う場合は、ドーピングに詳しいスポーツドクターにチェックしてもらいます。

通常は禁止物質以外の薬で十分治療できます。治療のために禁止物質がどうしても必要な特殊な場合には、禁止物質の治療目的使用の適用措置(TUE)に則って所定の書式で申請し、認められれば使用できます。

Q13 わからないときはどこに相談したらいいですか？

A13 ドーピングコントロールは競技によって異なるところもあります。まず、所属する競技団体の医事委員会に問い合わせして下さい。

また、国体選手であれば、都道府県体育協会に問い合わせして下さい。

8. 治療目的使用の適用措置(TUE)

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

ドーピング禁止物質・禁止方法であっても、事前に所定の手続きによって TUE が認められれば、例外的に使用することが出来ます。ただし、TUE が承認されていないければ、医療上の理由でも禁止物質を使用すれば「ドーピング違反」と判断されることがあるので、十分注意して手続きを行ってください。

TUE には、次の二種類があり、扱いが異なります。

	1.標準申請	2.略式申請
対象物質及び方法	禁止物質及び禁止方法一般	吸入ベータ2作用薬として 1. アイロミールエアゾール 2. サルタノールインヘラー 3. セレベントロタディスク 4. セレベントディスクス 5. ベネトリン吸入液 糖質コルチコイドの局所使用(皮膚、目、耳、鼻、口腔内、歯肉、肛門周囲の局所使用をのぞく)
提出書類	標準申請書	略式申請書
提出期限	競技会の21日前迄	常時受付
認可	JADA TUEC の承認をもって発効	不備の無い申請書を JADA TUEC が受理した段階で発効。書類に不備があれば、再申請が必要となる。
提出先	競技者は、(財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)TUE 委員会(TUEC)宛に直接提出する。 但し、競技者の責任において、所属の競技団体または都道府県体育協会を経由して JADA TUEC に提出することも可能です。	

1. 標準申請

1) 対象となる禁止物質・禁止方法

以下の三条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 治療上使わざるをえない(使用を中止すると健康上重大な障害を及ぼすことが予測される)
- (2) 他に代替療法がない
- (3) 治療上使用した結果、競技力を向上させない

2) 申請手続き

標準申請書を手し、治療を担当している医師に以下の事項を記入してもらいます。

(1) 診断内容

診断書のみならず詳細な医療記録や、血液検査やレントゲン診断の検査結果のコピーを申請書のほかに必ず提出すること

- (2) 薬剤の名前(一般名で記入)、使用量、使用経路、使用頻度、使用期間
- (3) 代替療法のない理由
- (4) 過去における TUE 申請実績の有無

3) 提出期限

標準申請書は、競技会の21日前までに JADA に届く必要があります。

4) 申請書の審査

JADA・TUE 委員会において、提出された申請書にもとづき使用の可否を審査します。

5) 承認

使用が認められると、JADA から「治療目的使用の承認書」が発行されます。競技者はこの承認書をいつでも必ず携行して下さい。

2. 略式申請

1) 対象となる禁止物質

(1) ベータ2作用薬

◇ 喘息及び運動誘発性喘息の予防及び治療を目的に、吸入に限って次の4種のベータ2作用薬が使用できます。

1. サルブタモール(日本で入手可)
2. サルメテロール(日本で入手可)
3. テルブタリン
4. フォルモテロール

◇ 日本で入手できる商品は次の5品です。

1. アイロミールエアゾール(大日本)
2. サルタノールインヘラー(GSK)
3. セレベントロタディスク(GSK)
4. セレベントディスク(GSK)
5. ベネトリン吸入液(三共)

〈注意〉

- あくまで吸入に限られ、内服などは認められません。
- ベータ2作用薬であっても、上記にあげた以外の薬剤は認められません。

(2) 糖質コルチコイドの局所使用

下記のものを除いて、それ以外の使用経路(関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内注入および吸入)はTUE略式申請の対象となります。皮膚、目、耳、鼻、口腔内、歯肉、肛門周囲の局所使用は2007年禁止リストでは除外され、TUEがなくても使用できます。尚、糖質コルチコイドの経口使用、経直腸使用、静脈内使用または筋肉内使用は禁止されています。使用する場合は、標準申請を行ってください。

2) 申請手続き

略式申請書入手し、治療を担当している医師に以下の事項を記入してもらいます。

(1) 略式申請書には「吸入によるベータ2作用薬」および「非全身的使用経路による糖質コルチコイド」のチェック欄があります。いずれかを選択してチェックします。

(2) 診断内容

(3) 薬剤の名前(一般名で記入)、使用量、使用経路、使用頻度、使用期間

3) 提出期限

大会直前まで受け付けますが、事前に申請できるものはなるべく早く手続きをして下さい。緊急治療で使用する場合には、大会期間中でも受け付けることがあります。

4) 略式申請の審査

○ 書式が整い内容に問題がなければ、申請書がJADAに受理された時点で申請内容は有効となります。

○ 書式あるいは申請内容が条件を満たしていない場合、申請書は申請者に返却されず。書式を整え、再度申請してください。空欄がないよう、全ての項目を記入してください。

5) 受信の連絡

○ JADAが略式申請書を受け取った証として「受信証明書(略式申請)」が発行され、競技者及び競技者の所属する競技団体へ送られます。

〈注意！〉

手続の詳細な手順や申請する上で注意すべき点などについては、JADA 国体選手必携書でご確認下さい。

9. 参考: JADA 標準/略式 TUE 申請書様式

—標準 TUE 申請書—

【JADA標準TUE申請書】

(TUE Application Form of the Japan Anti-Doping Agency)
 Therapeutic Use Exemption



国際的レベル競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、
 すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。
 (Please complete all sections in capital letters or typing)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information)

姓 (Surname) :	(漢字)	名 (Given Name) :	(漢字)	(ローマ字)
女性 (Female) <input type="checkbox"/>	男性 (Male) <input type="checkbox"/>	生年月日 (Date of Birth) :	日 (d)	月 (m) 19
年 (y)				
現住所 (番地、町・字・村・区) (Address) :				
市・郡 (City) :	国 (Country)	郵便番号 (Postcode)		
TEL : +81-	E-mail:			
競技 (Sport) :	種目・ポジション (Discipline/Position)			
所属国内中央競技団体 (National Sport Organization) :				
障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) :				

2. 医学的情報 (Medical Information)

十分な医学的情報を伴う診断内容 (p3の6.注を参照)
 (Diagnosis with sufficient medical information-see note 1) :

禁止されていない薬剤で治療可能な場合は、禁止薬剤の使用を希望する医学的正当性を記載してください。
 (If a permitted medication can be used to treat the medical condition, provide clinical justification for the requested use of the prohibited medication)

3. 薬剤使用の詳細 (Medication details)

禁止物質 (Prohibited Substance(s)) 一般名 (Generic name)	使用量 (Dose)	使用経路 (Route)	使用頻度 (Frequency)
1.			
2.			
3.			
4.			

↓ (記入しない)

極秘資料
 STRICTLY CONFIDENTIAL
 p1/3

申請第 _____ 号
 (Application No)

使用予定期間 (Intended duration of treatment) 該当箇所にチェック・記入 (Please tick appropriate box)	1度だけ (once only) : <input type="checkbox"/> または期間 (週または月単位) or duration (week /month) : _____	緊急時 (emergency) : <input type="checkbox"/>
あなたは、以前にTUE申請をしたことがありますか Have you submitted any previous TUE application		
		はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
申請した薬剤名 (for which substance?) : _____		
申請先 (To whom?) : _____		申請日 (When?) : _____
判定 (Decision) : 承認 (Approved) <input type="checkbox"/> 非承認 (Not approved) <input type="checkbox"/>		

4. 医師の宣誓 (Medical practitioner's declaration)

私は上記の治療が医学的に適切であり、禁止リストに掲載されていない代替の薬剤では、この医学的狀態に対して不十分であることを認証します
(I certify that above-mentioned treatment is medically appropriate and that the use of alternative medication not on the prohibited list would be unsatisfactory for this condition.)

氏名 (Name) : _____

専門医療分野 (Medical speciality) : _____

現住所 (Address) : _____ 郵便番号 (Postcode)

Tel: +81- _____ Fax: _____
(International cod)

E-mail: _____

医師の署名 (Signature of Medical Practitioner): _____

日付 (Date) _____ 日 (d) _____ 月 (m) 200_____ 年 (西暦) (y)

5. 競技者の宣誓 (Athlete's declaration)

私は _____ は、上記1の記載が真正であること、WADA禁止リストの物質又は方法の使用許可を申請していることを証明します。規程の定めに基づき、関係当事者のみ、すなわち、私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関、WADA職員、WADA-TUEC (治療目的使用の適用措置委員会) 及び他のアンチ・ドーピング機関、私が所属する国内競技団体及び都道府県体育協会に対して、個人的な医療情報が供与されることを認めます。私は、私の代わりに私自身の医療情報を取得できるこれらの機関の権利を取り消したいと考える場合、担当医と本申請を行ったアンチ・ドーピング機関に対して、その旨を書面で通知しなければならないことを理解しています。私は、また、私の個人的な医療情報の供与に対する同意を取り消す場合、TUEの付与又は更新は包括的な医療情報の開示なしにはできないため、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

私は、ドーピングの検出、抑止及び防止のために、統一されて調整された効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを確立するには、TUE申請に関するすべてのデータについてアンチ・ドーピング運営・管理システム (ADAMS) による処理 (例えば、送信、開示、使用及び保存) が必要であることを理解しています。私が本書に署名することは、十分に説明を受けていること、及び、かかるデータ処理に明確に同意していることを示します。

私は、漏れなく記入された最新申請書式及び当該申請に関するすべての関連書類が正式に提出された後にのみ、私自身又は私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関によってTUE申請が行われたと認識されるものであることを、理解し、同意します。

私は、認可されたアンチ・ドーピング機関、WADA及び治療目的使用の適用措置委員会が、ADAMSにより私のTUE関連データにアクセスできることを、理解し、同意します。

私は、TUEが付与された場合、かかるTUE及び関連情報は、最低8年間ADAMSに電子的に保存され、かかる8年の期間には、規程に定められたアンチ・ドーピング規則の違反に対する手続が開始され得ることを、理解し、同意します。

WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用の適用措置委員会は、私のいかなるTUE関連情報も、規程に従いこれら機関内の知る必要のある者の範囲を超えて、開示することはありません。

↓ (記入しない)

極秘資料
STRICTLY CONFIDENTIAL
p2/3

申請第 _____ 号
(Application No)

免責

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理に関連して生ずる、私の有しうる、すべての請求、要求、責任、損害、経費及び費用から、WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用の適用措置委員会をここに免責します。

同意の取り消し

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理についての同意を、いつでも取り消すことができることを理解しています。私は又、かかる同意の取り消しの結果として、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

I, _____ certify that the information under I. is accurate and that I am requesting approval to use a Substance or Method from the WADA Prohibited List. I authorize the release of personal medical information to the relevant parties only i.e. to my Anti-Doping Organization(ADO)as well as to WADA staff, to the WADA-TUEC(Therapeutic Use Exemption Committee), to other ADO, to the relevant National Federation and to the relevant Prefectural Sports Association under the provisions of the Code. I understand that if I ever wish to revoke the right of these organizations to obtain my health information on my behalf, I must notify my medical practitioner and my ADO in writing of that fact. I also understand that if I withdraw my consent to the release of my personal medical information, I may not receive approval for a TUE or the renewal of an existing TUE, since no TUE can be granted or renewed without the disclosure of comprehensive medical data.

I AM AWARE THAT AN APPLICATION FOR A TUE REQUIRES THE PROCESSING(FOR EXAMPLE TRANSMISSION, DISCLOSURE, USE AND STORAGE)OF ALL DATA PERTAINING TO SUCH APPLICATION THROUGH THE ANTI-DOPING ADMINISTRATION AND MANAGEMENT SYSTEM(ADAMS)TO ENSURE HARMONIZED, COORDINATED AND EFFECTIVE ANTI-DOPING PROGRAMS FOR DETECTION, DETERRENCE AND PREVENTION OF DOPING. SIGNING THIS FORM WILL INDICATE THAT I HAVE BEEN SO INFORMED AND THAT I GIVE MY EXPRESS CONSENT TO SUCH PROCESSING OF DATA.

I understand and agree that my application for a TUE will only be considered following the formal submission, by myself or by my ADO, of the present completed application form, as well as all relevant documents related to the application.

I understand and agree that my TUE related data will be made accessible through ADAMS to the authorized ADO, to WADA and to the Therapeutic Use Exemption Committee.

I understand and agree that if a TUE is granted, such TUE and the related information will be stored electronically in ADAMS for a minimum period 8 years, the period of 8 years being the period within which an action can be commenced following a violation of an anti-doping rule contained in the Code.

WADA, Anti-Doping Organizations and Therapeutic Use Exemption Committee will not disclose any of my TUE related information beyond those persons within their organization with a need to know according to the Code.

RELEASE

I hereby release WADA as well as ADOs and TUE Committees from all claims, demands, liabilities, damages, costs and expenses that I may have arising in connection with the processing of my TUE related data through ADAMS.

WITHDRAWAL OF CONSENT

I understand that I may at any time revoke my consent for the processing of my TUE related data through ADAMS. I also understand that as a consequence of such withdrawal of consent, I will not receive approval for a TUE or a renewal of an existing TUE.

競技者の署名：名字 _____ 名前 _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Athlete's Signature) (Last Name) (First Name) (Date) (d) (m) (y)

競技者が未成年の場合、または署名に障害のある競技者の場合は、当該親権者／保護者の署名と署名年月日を以下に記入してください。
(If the athlete is a minor or has a disability preventing him/her to sign this form, a parent or guardian shall sign together with or on behalf of athlete.)

親権者／保護者の署名：名字 _____ 名前 _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Parents/Guardian's signature) (Last Name) (First Name) (Date) (d) (m) (y)

6. 注 (Notes) :

注1 Note 1	診断内容 (Diagnosis) 診断内容を確認できる証明書を添付して、本申請書とともに提出しなければならない。この医学的証明書には、これまでの病歴、診療所見、検査結果及び画像所見をもれなく盛り込むこと。可能であれば、報告書又は書簡の写しを添付する。証明書の内容は、临床上可能な限り客観的なものとし、立証不可能な状況にある場合には、他の中立的医師の診断書を本申請書の参考資料にすることができる。(Evidence confirming the diagnosis must be attached and forwarded with this application. The medical evidence should include a comprehensive medical history and the results of all relevant examinations, laboratory investigations and imaging studies. Copies of the original reports or letters should be included when possible. Evidence should be as objective as possible in the clinical circumstances and in the case of non-demonstrable conditions independent supporting medical opinion will assist this application.)
--------------	---

不備な申請書は差し戻されるので、完全な申請書にして再提出の必要がある。

(Incomplete Applications will be returned and will need to be resubmitted)

完成させた申請書を、あなたが所属する中央競技団体を通じて日本アンチ・ドーピング機構に提出し、記入済み申請書のコピー1部を大切に保管しておくこと。(Please submit the completed form to the Japan Anti-Doping Agency and keep a copy of the completed form for your records.)

極秘資料
STRICTLY CONFIDENTIAL
p3/3

↓ (記入しない)
申請第 _____ 号
(Application No)

—略式 TUE 申請書—

【JADA略式TUE申請書】

(ATUE Application Form of the Japan Anti-Doping Agency)
 Abbreviated Therapeutic Use Exemption



国際的レベル競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、
 すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。
 (Please complete all sections in capital letters or typing)

吸入によるベータ2作用剤 (beta-2 agonists by inhalation) <input type="checkbox"/>	非全身的使用経路による糖質コルチコイド (glucocorticosteroids by non-systemic routes*) <input type="checkbox"/>
--	--

*経口、直腸内、静脈内、筋肉内以外の全ての使用経路を意味する。経皮的糖質コルチコイドの使用は、TUE申請を必要としない。(All routes other than orally, intravenously and intramuscularly. Dermatological glucocorticosteroids do not require any TUE.)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information)

姓 (Surname) :		名 (Given Name) :	
(漢字)	(ローマ字)	(漢字)	(ローマ字)
女性 (Female) <input type="checkbox"/>	男性 (Male) <input type="checkbox"/>	生年月日 (Date of Birth) :	日 (d) 月 (m) 19 年 (y) (西暦)
現住所 (番地、町・字・村・区) (Address) :			
市・郡 (City) :	国 (Country)	郵便番号 (Postcode)	<input style="width:100px;" type="text"/>
TEL : +81-	E-mail:		
(International code)			
競技 (Sport) :	種目・ポジション (Discipline/Position)		
所属国内中央競技団体 (National Sport Organization) :			
障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) :			

2. 医学的情報 (Medical Information)

診断内容 (Diagnosis) : _____ _____ _____ _____
注意 如何なるATUEも、ADOまたはWADAにより随時見直される可能性がある。 (N.B. Any ATUE may be reviewed at any time, by the ADO and/or WADA)

極秘資料
 STRICTLY CONFIDENTIAL
 p1/3

↓ (記入しない)
 略申第 _____ 号
 (Application No)

免責

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理に関連して生ずる、私の有しうる、すべての請求、要求、責任、損害、経費及び費用から、WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用の適用措置委員会をここに免責します。

同意の取り消し

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理についての同意を、いつでも取り消すことができることを理解しています。私は又、かかる同意の取り消しの結果として、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

I, _____ certify that the information under I. is accurate and that I am requesting approval to use a Substance or Method from the WADA Prohibited List. I authorize the release of personal medical information to the relevant parties only i.e. to my Anti-Doping Organization(ADO)as well as to WADA staff, to the WADA-TUEC(Therapeutic Use Exemption Committee), to other ADO, to the relevant National Federation and to the relevant Prefectural Sports Association under the provisions of the Code. I understand that if I ever wish to revoke the right of these organizations to obtain my health information on my behalf, I must notify my medical practitioner and my ADO in writing of that fact. I also understand that if I withdraw my consent to the release of my personal medical information, I may not receive approval for a TUE or the renewal of an existing TUE, since no TUE can be granted or renewed without the disclosure of comprehensive medical data.

I AM AWARE THAT AN APPLICATION FOR A TUE REQUIRES THE PROCESSING(FOR EXAMPLE TRANSMISSION, DISCLOSURE, USE AND STORAGE)OF ALL DATA PERTAINING TO SUCH APPLICATION THROUGH THE ANTI-DOPING ADMINISTRATION AND MANAGEMENT SYSTEM(ADAMS)TO ENSURE HARMONIZED, COORDINATED AND EFFECTIVE ANTI-DOPING PROGRAMS FOR DETECTION, DETERRENCE AND PREVENTION OF DOPING. SIGNING THIS FORM WILL INDICATE THAT I HAVE BEEN SO INFORMED AND THAT I GIVE MY EXPRESS CONSENT TO SUCH PROCESSING OF DATA.

I understand and agree that my application for a TUE will only be considered following the formal submission by myself or by my ADO, of the present completed application form, as well as all relevant documents related to the application.

I understand and agree that my TUE related data will be made accessible through ADAMS to the authorized ADO, to WADA and to the Therapeutic Use Exemption Committee.

I understand and agree that if a TUE is granted, such TUE and the related information will be stored electronically in ADAMS for a minimum period 8 years, the period of 8 years being the period within which an action can be commenced following a violation of an anti-doping rule contained in the Code.

WADA, Anti-Doping Organizations and Therapeutic Use Exemption Committee will not disclose any of my TUE related information beyond those persons within their organization with a need to know according to the Code.

RELEASE

I hereby release WADA as well as ADOs and TUE Committees from all claims, demands, liabilities, damages, costs and expenses that I may have arising in connection with the processing of my TUE related data through ADAMS.

WITHDRAWAL OF CONSENT

I understand that I may at any time revoke my consent for the processing of my TUE related data through ADAMS. I also understand that as a consequence of such withdrawal of consent, I will not receive approval for a TUE or a renewal of an existing TUE.

競技者の署名：名字 _____ 名前 _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Athlete's Signature) (Last Name) (First Name) (Date) (d) (m) (y)

競技者が未成年の場合、または署名に障害のある競技者の場合は、当該親権者／保護者の署名と署名年月日を以下に記入してください。
(If the athlete is a minor or has a disability preventing him/her to sign this form, a parent or guardian shall sign together with or on behalf of athlete.)

親権者／保護者の署名：名字 _____ 名前 _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Parent's/Guardian's signature) (Last Name) (First Name) (Date) (d) (m) (y)

不備な申請書は差し戻されるので、完全な申請書にして再提出の必要がある。

Incomplete Applications will be returned and will need to be resubmitted

完成させた申請書を、あなたが所属する中央競技団体を通じて日本アンチ・ドーピング機構に提出し、記入済み申請書のコピー1部を大切に保管しておくこと。(Please submit the completed form to the Japan Anti-Doping Agency and keep a copy of the completed form for your records.)

極秘資料
STRICTLY CONFIDENTIAL
p3/3

↓ (記入しない)

略申第 _____ 号
(Application No)

10. よくある質問(医薬品の使用可否検索の手順について)

Q.

ドーピング禁止薬に関する問合せがあったときは、どのような手順で使用の可否を調べればよいのですか？

A.

本書は、使用可能薬を一般用医薬品・医療用医薬品に分け、さらにそれぞれ薬効群別に細分しており、使用可能薬を探す上で利便性の高いものとなっています。一方、ある医薬品が使用できるのかできないのかは、索引を使うことで手軽に検索することが出来ます。本書の使用に慣れるまでは、下記のような流れでの検索をお勧めします。

- ① 選手・コーチ等からドーピング禁止薬に関する質問を受けた場合には、まず本書 78 ページの『索引(使用可能リスト掲載医薬品の一覧(50音順))』を開き、該当の医薬品名があるかどうかをご確認ください。後発医薬品の場合には、先発品の販売名か一般名で検索して下さい。



- ② 索引に該当の医薬品がある場合には、そのページの内容や注意をご確認の上、質問者にご回答下さい。



- ③ 索引に該当の医薬品がない場合には、本書 4 ページからの『2007 年 WADA 禁止リスト掲載のドーピング禁止薬物の作用と禁止医薬品例』で、該当の医薬品が禁止物質に該当するかどうかをご確認下さい。成分が禁止リストに掲載されていた場合には、使用不可の旨をご回答下さい。



- ④ 該当の医薬品が索引にも禁止リストにも掲載されていない場合、秋田国体に関する質問の場合には、本書 73 ページの『ドーピング禁止薬/問合せ専用用紙』を秋田県薬剤師会宛に FAX でお送り下さい。それ以外の場合には、77 ページの『薬剤師会ホットライン用問合せ用紙』を、最寄りの薬剤師会ホットライン(76 ページ)宛に FAX でお送り下さい。



- ⑤ FAX 送信後は、医薬品の内容を確認して、出来るだけ速やかにご回答致します。

なお、医薬品の内容によっては、日本体育協会スポーツ科学研究室への問合せを実施致します関係上、回答にお時間がかかることがあります。どうぞ、ご了承下さい。

医薬品使用の可否の検索手順は、次ページにフローチャートでも示しております。本ページの内容と合わせてご参照下さい。

11. WADAドーピング・クイズ

Q.1: 競技者は口や皮膚から、もしくは注射で体内に取り入れるものに関して、最終的な責任がある。

答え: ○

解説: すべての競技者は選手生命を危うくしないためにも、不明な点に対しては積極的に質問をする必要があります。薬品に関して疑問があれば、どんなことでも質問をすること！薬品の内容物が不明であったり、禁止物質が含まれているかどうか分からない場合には、口にしない様にして下さい！

Q.2: ドーピング検査の対象はオリンピック、パラリンピック、世界選手権でに出場する競技者のみである。

答え: ×

解説: 大多数の国、また国際競技連盟では独自のアンチ・ドーピング・プログラムを実践しています。そのため、国内レベルの選手であっても競技会時または、競技会以外の練習場や自宅などでも検査対象となり得ます。

Q.3: WADAは何の略でしょうか？

①World Anti-Doping Administration

②World Anti-Doping Agency

答え: World Anti-Doping Agency

解説: WADA(世界アンチ・ドーピング機構)の役割は、国際レベルでのスポーツにおけるドーピング撲滅をあらゆる方法で推進し、調整することです。

Q.4: 競技会検査のドーピング検査対象に選ばれたことの通告を受けたら、1名の代理人とドーピング検査室に同行することが認められている。

答え: ○

解説: 競技者は1名の代理人とドーピング検査室に同行することが認められています。通常はチームドクターか、コーチが代理人となります。代理人は検体採取以外の全ての工程を確認します。また競技者は必要に応じて通訳の同伴を求めることも可能です。

Q.5: 自国で使用が認められている薬品は、同じブランドのものであれば海外で購入しても問題なく使用できる。

答え: ×

解説: 薬品によっては別の国で購入した場合、成分がわずかであれ異なる場合があります。場合によっては、禁止物質が使用されていることも有り得ます。成分を必ず確認し、海外で購入した薬品を使用する際には、必ず担当の医師、チームドクター等に相談してください。

Q.6: 競技者が1年間に受ける検査回数の上限は？

a. 2

b. 5

c. 20

d. 制限なし

答え:d(制限なし)

解説:競技会検査・競技外検査、ランダム・ターゲット検査について、一人の競技者が一年間に受ける検査の回数に制限はありません。

Q.7:スポーツにおける禁止物質や方法の検出のための尿検体の分析は、設備の整った分析機関であればどこでも行うことができる。

答え:×

解説:スポーツにおける禁止物質や方法の検出のための尿検体の分析は、WADA の厳格な基準を満たし、認定を受けた分析機関においてのみ行うことができます。

Q.8:栄養サプリメントは薬局で購入したものであれば、スポーツでも認められている。

答え:×

解説:サプリメントの摂取は選手自身のリスク管理となります。多くのサプリメントは禁止物質を含んでいます。多くの国では、サプリメント製造会社は法の規制を受ける対象になっていないので、製品に何が含まれているか完全に確認し、把握することが重要です。うまい話には必ずウラがあるものです。安易な方法・物質は多くの場合は禁止されています。サプリメントを摂取するのではなく、栄養管理プログラムを取り入れましょう。

Q.9:障害を持つ競技者は必要な薬であればどんな薬でも使用してよい。

答え:×

解説:障害のある競技者も同じ禁止リストを守らなければいけません。しかし、障害の性質により、特定の薬品が必要である場合は、IPC 医事委員会が自国のアンチ・ドーピング機構に TUE(治療目的使用の適用措置)を申請することが出来ます。TUE は審査を経て付与されます。

Q.10:検査対象となった競技者がドーピング陽性となることを避けるために他人の尿とすり替えることは容易である。

答え:×

解説:検査基準が遵守されていれば、競技者は検査通告を受けてから検査終了するまで常にドーピング・コントロール・オフィサーに付き添われることとなります。尿検体採取作業は常にドーピング・コントロール・オフィサーによって監視されており、尿検体の改ざんは非常に困難といえます。

Q.11:風邪を引いたり、インフルエンザにかかっているときは、治療のためにはどのような薬をとることも許される。

答え:×

解説:風邪を引いたり、インフルエンザにかかったり、花粉症になったときも、禁止物質が含まれていないことが確認できないどんな薬や物質もとってはいけません。これは市販の薬品であっても、担当医が処方する薬品でも同様です。陽性結果は陽性結果であり、どのような事情も考慮されません。

Q.12:陽性結果の出た競技者に禁止物質の摂取を勧めたり、その使用を援助したコーチもしくは担当医は、制裁の対象となる。

答え:○

解説:競技者に禁止物質や方法の使用を勧めたり、その使用を援助することは違反行為とみなされ制裁が課されます。

Q.13:ドーピング・コントロール・オフィサーは到着数時間前に検査を行うことを競技者に通告しなければならない。

答え: ×

解説: 可能な限り、テストは通告なしで行われます。これはドーピング・コントロール・オフィサーはいつでもどこでも検査を行うことができることを意味しています。しかし、ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者に不必要に迷惑をかけないために臨機応変に対応することが望まれます。

Q.14: 一旦、検体が密封され、書類が完成した後に、開封しようとしたり、何かを混入させるを試みたり、検体に手を加えようとすれば、その形跡は明確に判別できる。

答え: ○

解説: 検体に手を加えられることがないことを確信してください。加えて、分析機関に疑わしい検体が到着した場合には、分析を行う前に報告を行うことになっています。

Q.15: 競技者は忙しいという理由からドーピング検査を拒否することが出来る。

答え: ×

解説: ドーピング検査拒否は陽性結果と同様の制裁が課されます。もし通知されたときに競技者が検査を拒否する場合、通告書に拒否の理由を記入し、直ちに所属競技団体に報告しなければなりません。

Q.16: 要請されれば、コーチはドーピング検査室に競技者と同行できる。

答え: ○

解説: 全ての競技者がドーピング検査室に代理人を同行する権利を有しています。

Q.17: 検査の際、たとえサンプルキットが汚れていたり、手を加えられている様に見えても、最初に手に取ったサンプルキットを使わなければならない。他のサンプルキットと取り替えてもらうことはできない。

答え: ×

解説: 競技者にはサンプルキットの選択権が与えられています。もし最初に選んだサンプルキットが気に入らなければ、別のものに変えてもらうことを依頼すべきであり、その依頼は認められています。

Q.18: 競技者は担当医に自分が競技者であり、ドーピング検査対象となりうる身であり、禁止物質を使ってはいけないことを伝えなければならない。

答え: ○

解説: 競技者の担当ドクターは、禁止リストに挙げられている物質以外の薬品を処方しなければならないということを知っていることが大切です。もしこれが不可能である場合、薬を使用する前に国際競技連盟か、国内競技団体もしくは国内アンチ・ドーピング機構を通じて TUE (治療目的使用の適用措置) の申請をしなければなりません。この手順は緊急の場合にも適用されることを担当のドクターは知っておく必要があります。

Q.19: もし必要な尿検体の量 (75-100mL) を提出することができなければ、追加で血液検体の提出を求められる。

答え: ×

解説: 尿検体が必要な量に満たない場合、一旦、部分尿として封印、記録されます。尿意を催すまで待った後、必要量に達するまで新たな尿検体を提出することになります。

Q.20: 時には禁止物質を使ってでも勝たなければならない。

答え: ×

解説: 勝つために禁止物質を使ったとしても、ベストを尽くしたとはいえず、勝利したとはいえません。不正行為は自分自身にとってもライバルにとってもスポーツ精神を損なうものです。

Q.21: 何が含まれているかわからなくても、信頼している人からであれば薬をもらってもよい。

答え: ×

解説: 競技者は体内に入れるものについて常に把握していなければなりません。何が含まれているかを知らずに薬を取ることはドーピング検査で陽性となり、また健康が損なわれる可能性があります。

Q.22: ドーピング・コントロール・オフィサーが競技外検査のために自宅にやってきた場合、お茶を出すためにあなた一人で部屋を出たり、一人でお使いに出かけたりすることが出来る。

答え: ×

解説: 検体の完全性を守るためにも常にドーピング・コントロール・オフィサーの視界にすることが重要です。もし部屋を出なければならない場合は、ドーピング・コントロール・オフィサーに事情を説明し、同行をしてもらうことになります。

Q.23: 1週間前に競技外検査を受けていたら、次の検査までは数週間はある。

答え: ×

解説: 数週間の猶予があるかもしれないし、数日、数時間の可能性もあります。短期間に 2 回以上の検査をすることによって、不正行為を'できる'と思わせない効果が期待できます。

Q.24: チームドクターが薬を処方し、ドーピング検査で陽性となった場合は、担当のチームドクターの責任であり、競技者の責任は問われない。

答え: ×

解説: 担当チームドクターは、間違った助言を与え不適切な治療を行ったとして制裁の対象となる可能性があります。競技者が摂取するもしくは皮膚などに塗るものに関する最終的な責任は競技者自身にあります。

Q.25: あなたもドーピング検査の対象となりうる。

答え: ○

解説: 国内トップレベルまたは、国際レベル選手として、任意抽選ではなく意図的にあなたの名前が検査対象者として選出されるかもしれません。これはドーピングをしていないということを証明する良い機会でもあります。

Q.26: もしドーピング・コントロール・オフィサーが身分証明書を持っていない場合、検査を拒否できる。

答え: ○

解説: ドーピング・コントロール・オフィサーは、ドーピング検査を行う正当な権限を有していること、及び認可された検査機関に所属していることを示す身分証明書を示すことを義務づけられています。もしこれらの提示がない場合は、通告書にこの旨を記載し、署名のうえ、競技者用の控えを保管し、直ちに所属競技団体に連絡してください。

Q.27: 分析機関では検体が誰のものか知ることができる。

答え: ×

解説: 分析機関に検体とともに送られる書類には競技者の個人情報はありません。分析機関に伝えられる情報は、競技種目、大会名、性別、競技団体、検査日時のみです。

Q.28: ドーピング検査を受けた際には、ドーピング・コントロール・オフィサーがすべての書類を所持し、競技者は後日控えを受け取る。

答え: ×

解説: 検体を提出し、公式記録書への記入が終了したら、ドーピング・コントロール・オフィサーは公式記録書と通告書の控えを競技者に渡さなければなりません。競技者はそれらの書類を自身の記録として大切に保管する必要があります。

Q.29: 休暇中は、居場所情報を提出する必要はない。

答え: ×

解説: 競技者は休暇中でも、ドーピング検査が行われることになった場合に、ドーピング検査機関が連絡をとれるように居場所情報を提出しなければなりません。

Q.30: 蛋白同化ステロイド (Anabolic Steroids) はスポーツにおいて常に禁止されており、ほとんどの国では違法である。蛋白同化ステロイドの使用は以下のような副作用をもたらす:

- a. 男性の女性化(女性的乳房)・女性の男性化
- b. 肝臓疾患・心臓疾患
- c. 暴力的興奮
- d. 上記すべて

答え: d(上記すべて)

解説: 蛋白同化ステロイドは筋肉の増強作用がありますが、命に関わる副作用があることも確認されています。蛋白同化ステロイドの使用は、健康を害するだけでなく、競技者が自分の本来の能力を認識することなく、自分自身を騙していることとなります。

Q.31: TUE(治療目的使用の適用措置)によって、競技者は深刻な病状の治療として、禁止物質の使用を申請することができる。TUE は、禁止物質が健康に支障をきたさないこと、競技能力の強化が生じないこと、他に治療薬・方法がないことを条件に付与される。

TUE とは:

- A. Therapeutic Use Exemption
- B. Therapeutic Use Equipment

答え: A(Therapeutic Use Exemption)

解説: 国際レベルの競技者は、国際競技連盟に TUE を提出する必要があります。国内レベルの選手は国内のアンチ・ドーピング機関に提出してください。TUE は、特定の物質とそれに定められた用量、及び決められた期間について付与されます。

Q.32: ヒト成長ホルモン (Human Growth Hormone: hGH) は骨の伸長や筋肉の成長で知られており、その使用はスポーツにおいて常に禁止されており、違反である。一般に知られている hGH の副作用は:

- a. 心臓血管疾患
- b. 筋肉痛・関節痛; 臓器肥大
- c. 糖尿病

d. 上記すべて

答え:d(上記すべて)

解説: 現在ヒト成長ホルモン(Human Growth Hormone:hGH)は検出することが可能です。

Q.33: 禁止物質リストには、どの物質・方法が競技会検査と競技外検査で禁止されているかが明記されている。

答え:○

解説: 禁止リストは毎年禁止リスト委員会で協議され、1月1日に最新版が発効します。すべての競技者は最新の情報を知っておく必要があります。最新のリストはWADAのホームページで手に入れることができます。www.wada-ama.org

Q.34: 競技者が誤って禁止物質を使用してしまった時に、すぐにドーピング検査員にそのことを伝え、フォームに記載してもらえば、何の問題もない。

答え:×

解説: 世界アンチ・ドーピング規程は厳格な信頼性のもと運用されており、もし禁止物質が競技者の体内から発見されたら、競技者は責任を取らなければなりません。

Q.35: インペイザイとはなんですか。

- a. 競技者が禁止物質を使用するのを手伝う人
- b. 禁止物質の使用を隠すために使われる物質、もしくは方法
- c. 選手の代理人
- d. ドーピング検査キットの蓋をくっつける粘着剤

答え:b

解説: 隠蔽剤とは、禁止物質の使用を隠すために、ドーピング検査の尿その他の検体を変化させる目的で使用される物質もしくは方法です。

Q.36: たとえ怪我のため競技に参加していなくても、所属団体がドーピング検査のために自分の居場所を知る必要があるかもしれないので、居場所情報を提出しなければならない。

答え:○

解説: 競技者として、たとえ怪我や病気で競技に参加していなくても、アンチ・ドーピング機関がいつでも、どこでも居場所を確認できるように居場所情報を提出しなければなりません。

Q.37: 競技者として、予定が変更になった場合、提出済みの居場所情報の場所にいないということを担当アンチ・ドーピング機関に連絡する責任がある。

答え:○

解説: 競技者が自分の居場所情報を更新せず、もし検査が計画されて競技者の居場所が確認できなかった場合、制裁が課される可能性があります。

Q.38: 現在ヒト成長ホルモン(Human Growth Hormone:hGH)を検出する検査が存在する。

答え:○

解説: 2004年以來ヒト成長ホルモン検出のための血液検査が行われており、より多くの競技外および競技会検査で検査が実行されつつあります。

Q.39: もしドーピング検査で血液が採取されたら、失神したり、気分が悪くなるかもしれない。

答え:×

解説:血液検査では、ほんの少量の血液(リップスティックの量程度)が採取され、競技能力には問題がない量とされています。また、看護師や採血医など専門家が待機しており、相談を受け付けます。

Q.40:ドーピング検査で尿検体を採取する際に、男性または女性いずれかのシャペロン[※]が監視する。

答え:×

解説:検体採取を監視するシャペロンは必ず競技者と同性でなければなりません。

※:検査に付き添う人

Q.41:競技者がドーピング検査の検体採取セッションに疑問がある場合は、いつ確認すれば良いのでしょうか?

- a. ドーピング検査後いつでも
- b. ドーピング検査中
- c. 世界アンチ・ドーピング機構に手紙を送る

答え:b(ドーピング検査中)

解説:競技者はドーピング検査中にドーピング検査員に対して、気になることがあればいつでも質問してください。競技者には検体採取に関して知りたいことを知る権利があり、ドーピング検査がどのように行われたかに関して、気になる点があればそれを記録することが可能です。

Q.42:試合に参加していなくても、ドーピング検査の対象になる。

答え:○

解説:チーム名簿に名前が載っていれば、実際に試合に参加したか否かに関わらず、ドーピング検査の対象になります。

Q.43:世界アンチ・ドーピング規程の目的はなんですか。

- a. 競技者の基本的な権利である、ドーピングのないスポーツに参加する権利を守るため
- b. 競技者の健康、公平さ、平等を推進するため
- c. 国際レベルでの調和のとれた、効率的なアンチ・ドーピング・プログラムを確保するため
- d. 上記のすべて

答え:d(上記のすべて)

解説:世界アンチ・ドーピング規程は、スポーツにおける世界アンチ・ドーピング・プログラムの基礎となる普遍的な文書です。

Q.44:ドーピング検査で陽性となった場合、競技者には以下の権利がある:

- a. B 検体の分析
- b. B 検体の開梱および分析に競技者本人もしくは代理人が同席できる
- c. 分析関連書類一式を請求できる
- d. 上記すべて

答え:d(上記すべて)

解説:世界アンチ・ドーピング規程は競技者の権利が確保されることを目的としています。

Q.45:居場所情報を検査機関に提出することで、すべての競技者がドーピング検査の対象となり、平等な競技条件を確保することができる。問題:誰が居場所情報を閲覧できるか。

- a. 競技者の情報は公になり、一般の人や報道関係者も含め興味のある人は誰でも

- b. 一般の人や報道関係者は閲覧できませんが、アンチ・ドーピング機関で働いている人なら誰でも
- c. これらの情報は常に厳格な守秘義務のもと扱われ、アンチ・ドーピング機関の検査立案担当者だけ閲覧できる
- d. 上記のいずれでもない

答え:c

解説:すべての居場所情報は厳格な守秘義務によって守られ、ドーピング検査のためだけに利用されます。関連のなくなった情報はすべて破棄されます。

Q.46:どれくらいの頻度で禁止物質リストは改訂されますか。

- a. 毎月
- b. 毎年
- c. オリンピック・パラリンピックの前
- d. 改訂されない

答え:b(毎年)

解説:禁止物質リストは毎年禁止リスト委員会で協議され、1月1日に最新版が発効します。すべての競技者は最新の情報を知っておく必要があります。最新のリストはWADAのホームページで手に入れることができます。www.wada-ama.org

詳細につきましては、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)ホームページをご覧ください。

12. 秋田わか杉国体ホットラインサービス

(ドーピング禁止薬に関する問合せサービスシステム)

1. 期間：平成19年4月1日から「秋田わか杉大会」終了時まで

国民体育大会：平成19年 9月29日～10月 9日

障害者スポーツ大会：平成19年10月13日～10月15日

2. 受付時間：AM 9：00 ～ PM 5：00 (土曜・休祭日はお休みです。)

下記電話は担当者への転送電話となっています。大会期間中は電話で24時間対応をしていますが、回答に時間がかかる場合があります。電話番号非通知設定では転送されませんので、通知設定でおかけ下さい。

3. 問合せ先：(社) 秋田県薬剤師会 医薬品情報センター

電話番号：018-834-8931

FAX 番号：018-835-2576

E-mail：info@akiyaku.or.jp

ホームページ：http://www.akiyaku.or.jp

4. お問い合わせ方法

専用用紙によるFAX送信

5. 回答方法

FAXによる回答

- 問い合わせは、原則としてFAXでお願いします。また、ご回答も原則としてFAXでさせていただきます。
- 内容により、(財)日本体育協会スポーツ科学研究室へ問い合わせますので、回答に2～3日かかる場合があります。
- 原則として、秋田わか杉国体選手へ販売する薬剤に関する問合せを対象としています。その他のドーピング禁止薬等に関する問合せについては、76ページに掲載の薬剤師会ホットラインも合わせてご利用下さい。また、選手自身が使用する薬剤に関して選手から質問された場合には、行き違いなどで後からトラブルとなることもありますので、チームドクターに相談するように指導してください。

コピーしてご使用ください

ドーピング禁止薬／問合せ専用用紙

FAX番号： 018-835-2576

(社) 秋田県薬剤師会 医薬品情報センター 宛

氏名：

所属：

電話番号：

FAX番号：

問合せ薬物名（会社名）

- ・薬物名はフルネームで正確に記載してください。
- ・効能書きなどの参考資料がありましたら同時に送信してください。

1.	()
2.	()
3.	()
4.	()
5.	()
6.	()

連絡：

コピーしてご使用ください

購入医薬品等記載シート

薬等を販売した際、選手に渡してください。
下記の品を販売しました。

--

年 月 日

薬 局 名：
管理薬剤氏名：
住 所：
電 話 番 号： ()

- 選手必携書に購入品の名前と服用年月日、服用量をお書きください。
- 医薬品等の説明書や箱は捨てずにお持ちください。

コピーまたは切り取ってご送付ください

秋田わか杉国体アンチドーピング活動に関するアンケート

アンチドーピング活動の状況を把握するためのアンケートを実施します。ご協力ください。

支部名	
薬局名（回答者名）	薬局（ ）
電話番号・FAX 番号	・

1. 何人の国体選手が薬局へこられましたか。 _____人

2. いつ、何について相談され、何を購入されましたか。

日付	相談項目	購入品目

3. 役に立ちました資料に○印をつけてください。

() はい : ガイドブック パンフレット その他 ()
() いいえ : 理由

4. 薬局に来られた選手、コーチから出された意見等がありましたら、ご記入ください。

--

5. 販売上、問題・課題等がありましたら、ご記入ください。

--

6. その他、アンチドーピング活動に対するご意見・ご感想をお知らせください。

--

◎ありがとうございました。

お手数ですが、FAXにより（社）秋田県薬剤師会までご提出願います。
（秋田県薬剤師会/FAX：018-835-2576）

切り取り線

13. 薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン

原則として、次ページの専用用紙を **FAX** でお送り下さい。

名称	電話番号	FAX番号
ほっかいどう・おくすり情報室	011-815-0093	011-831-6133
青森県薬剤師会薬事情報センター	017-742-8822	017-743-7075
岩手県薬剤師会くすりの情報センター	019-653-4591	019-653-4592
宮城県薬剤師会くすりの相談室	022-391-1175	022-391-6630
秋田県薬剤師会くすり110番	018-834-8931	018-835-2576
山形県薬剤師会 くすりの110番	023-622-3550	023-625-3970
茨城県薬剤師会 くすりの相談室	029-225-9545	029-227-2824
栃木県薬剤師会薬事情報センター	028-658-9877	028-658-9847
群馬県薬剤師会薬事情報センター	027-243-6650	027-243-6644
埼玉県薬剤師会情報センター	048-653-4466	048-667-5580
千葉県薬剤師会薬事情報センター	043-247-4401	043-247-4402
東京都薬剤師会 医薬品情報室	03-3295-9532	03-3295-2333
新潟県薬剤師会薬事情報センター	025-281-7730	025-281-7735
富山県薬剤師会 くすり相談	076-422-3111	076-422-3633
石川県薬剤師会薬事情報センター	076-231-6711	076-231-6721
福井県薬剤師会薬事情報センター	0776-61-6566	0776-61-6561
山梨県薬剤師会薬事情報センター	055-255-1507	055-254-3401
長野県薬剤師会医薬品情報室	0263-34-5511	0263-34-6177
岐阜県薬剤師会ぎふ薬事情報センター	058-247-5122	058-247-5757
静岡県薬剤師会医薬品情報管理センター	054-281-9998	054-203-2028
静岡県薬剤師会 高齢者くすりの相談室	054-281-9989	054-203-2028
愛知県薬剤師会 薬事情報室	052-683-1131	052-683-1135
三重県薬剤師会 薬の相談テレホン	059-228-1113	059-225-4728
滋賀県薬剤師会薬事情報センター	077-565-3535	077-563-9033
京都府薬剤師会薬事情報センター	075-525-1511	075-525-2332
大阪府薬剤師会 おくすり相談窓口	06-6947-0709	-
兵庫県薬剤師会薬事情報センター	078-341-6089	078-341-6099
奈良県薬剤師会薬事情報センター	0742-27-6072	0742-24-1291
和歌山県薬剤師会薬事情報センター	073-433-0166	073-424-3353
鳥取県薬剤師会薬事情報センター	0859-38-1411	0859-38-5758
岡山県薬剤師会薬事情報センター	086-294-9080	086-294-9056
広島県薬剤師会 お薬相談電話	082-545-1193	082-248-1904
山口県薬剤師会 くすりの相談室	083-923-1193	083-924-7704
徳島県薬剤師会薬事情報センター	088-655-0025	088-625-5763
高知県薬剤師会 会営調剤専門薬局	088-820-5011	088-820-5010
福岡県薬剤師会 くすりなんでもテレホン	092-271-1585	092-281-4104
佐賀県薬剤師会薬事情報センター	0952-23-8931	0952-23-8941
長崎県薬剤師会 薬相談窓口	095-846-5918	095-846-5918
熊本県薬剤師会医薬情報センター	096-351-5333	096-351-5357
大分県薬剤師会薬事情報センター	097-544-9512	097-544-8060
宮崎県薬剤師会薬事情報センター	0985-27-0129	0985-29-8127
鹿児島県薬剤師会薬事情報センター	099-257-2515	099-257-2516
沖縄県薬剤師会 おくすり相談室	098-855-1899	098-836-0999
日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	03-3353-2251	03-3353-8160

コピーまたは切り取ってご送付ください

ドーピング禁止薬に関する問合せ用紙(薬剤師会ホットライン用)

(社) 薬剤師会 薬事情報センター 宛

問 合 せ 日 時: _____ 年 月 日
所 属: _____ 氏 名: _____
電 話 番 号: _____ FAX 番 号 ※: _____

※ 回答はFAXで行いますので、FAX番号は必ずご記入下さい。

質問者の基本情報(該当するものに○をご記入下さい。)

① 質問者の分類(医師・薬剤師・看護師・AT・コーチ・選手・その他())

使用者の基本情報(該当するものに○をご記入下さい。)

- ① 薬物を使用する方の性別 (男性・女性)
② 薬物を使用する方の年齢 (10・20・30・40・50・60・70・80・90)才代
③ 薬物の使用状況 (未服用・服用中・過去に服用)

問合せ対象薬物

製品名(会社名)	備 考
1. ()	
2. ()	
3. ()	
4. ()	
5. ()	

※ 薬物名はフルネームで正確に記載してください。

※ 備考欄は、その薬物に関して特別な事項がある場合にご記入下さい。

切り取り線

14. 索引(使用可能薬リスト掲載医薬品の一覧表(50音順))

本ガイドブックに掲載されている医薬品のうち、使用方法を守り正しく使用した場合、特別な申請や手続きをすることなく使用できる医薬品を、50音順に並べたものです。索引の使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- ◇ 配合剤等の成分が単一ではない医薬品につきましては、販売名で検索してください。それ以外のものは、成分名と販売名のどちらでも検索できます。
- ◇ 成分等が変更になっている場合がありますので、索引にある医薬品につきましても必ず該当ページでご確認ください。

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類
A～Z	C.M.C「マルイシ」	38	医療用	(ア)	アセオシリン	44	医療用
	d-マレイン酸クロルフェニラミン	36	医療用		アセトアミノフェン	20, 21	一般用
	dl-マレイン酸クロルフェニラミン	36	医療用		アセトアミノフェン	32	医療用
	FAD	49	医療用		アゼブチン	36	医療用
	I.D.U点眼液「センジュ」	48	医療用		アセメタシン	33	医療用
	IDU点眼液「科研」	48	医療用		アダラート	39	医療用
	LLシロップ	32	医療用		アデカット	40	医療用
	L-ケフレックス	44	医療用		アテネコリン-M	39	医療用
	NewマイティアCL	29	一般用		アドフィード	50	医療用
	PL顆粒	32	医療用		アトラント	50	医療用
	S・M散	37	医療用		アトラントエース	31	一般用
	SPTローチ明治	49	医療用		アトルバスタチンカルシウム	39	医療用
	ア	アイスラプスプレー・ゲル	30		一般用	アトロベントエロゾル	35
アイビーティ		36	医療用	アネロンチュアブル	27	一般用	
アイブルーAG II		29	一般用	アバロンZ	23	一般用	
アイボンc		29	一般用	アビリット	42	医療用	
アイリスCL-Iネオ		29	一般用	アフロクアロン	33	医療用	
アイリスRinc		28	一般用	アベマイド	44	医療用	
アイロウAG		29	一般用	アベロックス	45	医療用	
亜鉛華軟膏		50	医療用	アマリール	44	医療用	
アカルボース		44	医療用	アミノフィリン	35	医療用	
アクディーム		34	医療用	アムロジン	40	医療用	
アクトス		44	医療用	アモキシシリン	44	医療用	
アクロマイシン		45	医療用	アモバン	41	医療用	
浅田飴のどクールスプレー		30	一般用	アモリン	44	医療用	
アシクロビル		45	医療用	アラセプリル	40	医療用	
アジスロマイシン水和物		45	医療用	アルギン酸ナトリウム	37	医療用	
アジャストAコーワ		38	医療用	アルサメック錠、細粒	23	一般用	
アスゲン点眼薬		29	一般用	アルサルミン	37	医療用	
アストミン		34	医療用	アルジオキサ	37	医療用	
アズノール		37, 49	医療用	アルタット	37	医療用	
アズノールST		49	医療用	アルタットA	23	一般用	
アスバラ目薬ソフト		29	一般用	アルピナ坐剤	35	医療用	
アスピーアイCA		29	一般用	アルピニーA坐剤	21	一般用	
アスピリン		20	一般用	アルブラゾラム	41	医療用	
アスピリン		32	医療用	アルボ	33	医療用	
アスベリン		34	医療用	アルミノプロフェン	33	医療用	
アズレミック		49	医療用	アルミワイズ	37	医療用	
アズレン		37	医療用	アルロイドG	37	医療用	
アズレンスルホン酸ナトリウム		49	医療用	アレギサル	49	医療用	

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類	
(ア)	アレギトール	26	一般用	(ウ)	ウラリット	43	医療用	
	アレグラ	36	医療用		ウルグート	37	医療用	
	アレジオン	36	医療用		エ	エアースロンパスEX	30	一般用
	アレビアチン	42	医療用			エージーアイズ	29	一般用
	アレルギール錠	26	一般用			エージーノーズ	26	一般用
	アレルギン	36	医療用			エースコール	40	医療用
	アレルナシン	36	医療用			エカベトナトリウム	37	医療用
	アレロック	36	医療用			エクセグラン	42	医療用
	アロエ(末・エキス)	25	一般用			エコリシン	48	医療用
	アロエ錠	25	一般用			エスエスブロン「カリュー」	22	一般用
	アローゼン	38	医療用			エスエスブロントローチ<クール>	30	一般用
	アロフト	33	医療用			エスベリベン	47	医療用
	アロプリノール	43	医療用			エチゾラム	41	医療用
	アンジュ21、28	46	医療用			エチニルエストラジオール	46	医療用
	安息香酸リザトリプタン	33	医療用			エデュレン	46	医療用
	アンダーム	50	医療用			エトドラク	33	医療用
	アンチビオフィルス	39	医療用			エノキサシン	45	医療用
	アンピシリン	44	医療用			エバステン	36	医療用
	アンピロキシカム	33	医療用			エバステル	36	医療用
	アンフェナクナトリウム	33	医療用			エバテックAクリーム・ゲル・ローション	30	一般用
アンブロン	34	医療用	エバミール	41		医療用		
アンメルツヨコヨコ	30	一般用	エビオス錠	24		一般用		
イ	イサロン	37	医療用	エビリゾール	33	医療用		
	維持液(ブドウ糖4.3%)	50	医療用	エフストリントローチ	23	一般用		
	イソジン	50	医療用	エマベリン	39	医療用		
	イソジンウォッシュ・きず薬・軟膏	30	一般用	エミネトン	27	一般用		
	イソジンうがい薬	30	一般用	エリーテン	37	医療用		
	イソジンガーゲル	49	医療用	エリスロシン	45	医療用		
	イチジク浣腸	25	一般用	エリスロマイシン	45	医療用		
	イドクスウリジン	48	医療用	塩化セチルピリジニウム	23	一般用		
	イドメシニコワパップ	50	医療用	塩化デカリニウム	49	医療用		
	イトラコナゾール	45	医療用	塩化ベルベリン	38	医療用		
	イトリゾール	45	医療用	塩化ベルベリン錠	38	医療用		
	イノセア胃腸内服液	24	一般用	塩化ベンザルコニウム	30	一般用		
	イノセアグリーン	24	一般用	塩化ベンザルコニウム	50	医療用		
	イノセアワンプロック	23	一般用	塩化リゾチーム	34	医療用		
	イノック下痢止め	25	一般用	塩酸アゼラスチン	36	医療用		
	イブ	20	一般用	塩酸アマンタジン	46	医療用		
	イブプロフェン	20	一般用	塩酸アモロルフィン	31	一般用		
	イブプロフェン	33	医療用	塩酸アンブロキシソール	34	医療用		
	イミグラン	33	医療用	塩酸イミダプリル	40	医療用		
	インカルボン坐剤	38	医療用	塩酸エピナスチン	36	医療用		
	インサイドパップ	50	医療用	塩酸エブラジノン	34	医療用		
	インスミン	41	医療用	塩酸エペリゾン	33	医療用		
	インタール	36, 48, 49	医療用	塩酸オキシテトラサイクリン	49	医療用		
	インダシン	33	医療用	塩酸オロパタジン	36	医療用		
	インテバン	33	医療用	塩酸キナプリル	40	医療用		
	インドメサルHi	30	一般用	塩酸ジサイクロミン	24	一般用		
	インドメタシン	30	一般用	塩酸ジフェニルピラリン	35	医療用		
	インドメタシン	33, 50	医療用	塩酸ジフェンヒドラミン	35	医療用		
	インドメタシンファルネシル	33	医療用	塩酸ジフェンヒドラミン	27	一般用		
	インヒベース	40	医療用	塩酸シプロフロキサシン	45	医療用		
インフリー	33	医療用	塩酸ジルチアゼム	40	医療用			
インフルエンザHAワクチン	46	医療用	塩酸セチリジン	36	医療用			
ウ	ウィズワン	25	一般用	塩酸セトラキサート	37	医療用		
	ヴィックスヴェボラップ	22	一般用	塩酸セフォチアムヘキセチル	44	医療用		
	ヴィックスメディケイテッドドロップC・L・O・R	23	一般用	塩酸セフカペンピボキシル	44	医療用		
	ウインダム	31	一般用	塩酸タランピシリン	44	医療用		
	宇津こども解熱坐薬	21	一般用	塩酸チアラミド	33	医療用		
	ウット	27	一般用	塩酸チザニジン	33	医療用		

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類	
(エ)	塩酸テトラサイクリン	45	医療用	(オ)	オラセフ	44	医療用	
	塩酸テモカプリル	40	医療用		オランザピン	42	医療用	
	塩酸デラプリル	40	医療用		オルヂス	33	医療用	
	塩酸テルピナフィン	31	一般用		オルメサルタンメドキシミル	40	医療用	
	塩酸テルピナフィン	45, 50	医療用		オルメテック	40	医療用	
	塩酸ドキシサイクリン	45	医療用		オロナインH軟膏	30	一般用	
	塩酸トラマゾリン	48	医療用		オロロックス	33	医療用	
	塩酸ニカルジピン	40	医療用		カ	開始液(ブドウ糖2.6%)	50	医療用
	塩酸ネチコナゾール	31	一般用			カイベールC	25	一般用
	塩酸ネチコナゾール	50	医療用			カイロック	36	医療用
	塩酸バラシクロビル	46	医療用			ガスター	37	医療用
	塩酸バルニジピン	40	医療用			ガスター10、ガスター10(散)	23	一般用
	塩酸パロセチン水和物	42	医療用			ガストール細粒	24	一般用
	塩酸ピオグリタゾン	44	医療用			ガストローム	37	医療用
	塩酸フェキソフェナジン	36	医療用			ガチフロ	45	医療用
	塩酸ブテナフィン	31	一般用			ガチフロキサシン水和物	45	医療用
	塩酸ブテナフィン	50	医療用			カトレップ	50	医療用
	塩酸ブナゾシン	40	医療用			カナマイシン	44	医療用
	塩酸フルラゼパム	41	医療用			カプトプリル	40	医療用
	塩酸プロムヘキシシ	34	医療用			カプトリル	40	医療用
	塩酸プロメタジン	36	医療用			カリアント	41	医療用
	塩酸ベナゼプリル	40	医療用			カルスロット	40	医療用
	塩酸ベニジピン	40	医療用			カルデナリン	40	医療用
	塩酸ベネキサートベータデクス	37	医療用			カルバマゼピン	42	医療用
	塩酸マニジピン	40	医療用			カルバミン酸クロルフェネシン	33	医療用
	塩酸ミノサイクリン	45	医療用			カルボキシメチルセルロースナトリウム	38	医療用
	塩酸メクリジン	26	一般用			カルボシステイン	34	医療用
	塩酸メトホルミン	44	医療用			カロナール	32	医療用
	塩酸モキシフロキサシン	45	医療用			乾燥酵母	24	一般用
	塩酸ラニチジン	23	一般用			乾燥酵母	39	医療用
	塩酸ラニチジン	36	医療用			乾燥酵母エビオス	39	医療用
	塩酸リルマザホン	41	医療用			含嗽ハチアズレ	49	医療用
	塩酸レボカバステチ	49	医療用			カンデサルタンシレキセチル	40	医療用
塩酸ロキサチジンアセター	23	一般用	含糖酸化鉄	43		医療用		
塩酸ロキサチジンアセター	37	医療用	感冒K	22		一般用		
塩酸ロベラミド	25	一般用	眼涼アルファースト	29		一般用		
塩酸ロベラミド	38	医療用	キ	キタゼミン		36	医療用	
塩酸ロメリジン	33	医療用		キプレス		35	医療用	
エンテロノン-R	39	医療用		キモタブ		34	医療用	
エントモール	39	医療用		キモタブS		34	医療用	
オ	オイグルコン	43		医療用	逆性石ケン	50	医療用	
	オーグメンチン錠	44		医療用	キャベジンUコーワ	37	医療用	
	オキサトミド	36		医療用	キョウベリン	38	医療用	
	オキサプロジン	33		医療用	強ミヤリサン(錠)	25	一般用	
	オキサロール	50		医療用	強カアタバニン「イナバタ」	39	医療用	
	オキシドール	30		一般用	キョーフィリン注射	35	医療用	
	オスバン	50		医療用	キョーリンAP2顆粒	32	医療用	
	オスバンS	30		一般用	ク	グアイフェネシン	34	医療用
	オゼックス	45		医療用		クールワン去たんソフトカプセル	22	一般用
	オドリック	40		医療用		クエン酸第一鉄ナトリウム	43	医療用
	オノン	35, 36		医療用		クラビット	45, 48	医療用
	オフロキサシン	45, 48		医療用		クラライトA	20	一般用
	オベガン	49		医療用		クラリシッド	45	医療用
	オペリード	49		医療用		クラリス	45	医療用
	オメブラール	37		医療用		クラリスロマイシン	45	医療用
	オメブラール注	37		医療用		クラリチン	36	医療用
	オメブラゾール	37		医療用		グランダキシ	42	医療用
	オメブラゾールナトリウム	37		医療用		グリクロピラミド	44	医療用
	オメブラゾン	37		医療用		グリコラン	44	医療用
	オラスポア	44		医療用		グリセリン	25	一般用

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類		
(ク)	グリセリン	47	医療用	(サ)	サリベドール	50	医療用		
	グリセリン洗腸	25	一般用		ザルトプロフェン	33	医療用		
	グリセリン洗腸	47	医療用		サロメチール	31	一般用		
	クリノフィブラート	39	医療用		サワシリン	44	医療用		
	クリノリル	33	医療用		酸化マグネシウム	38	医療用		
	グリベンクラミド	43	医療用		三共Z胃腸薬	23	一般用		
	グリメピリド	44	医療用		サンコバ	49	医療用		
	グルコバイ	44	医療用		ザンタック	36	医療用		
	グルコン酸クロルヘキシジン	30	一般用		サンテ40ハイ	28	一般用		
	グルコン酸クロルヘキシジン	50	医療用		サンテアルフリー新目薬	29	一般用		
	クレストール	39	医療用		サンテ抗菌新目薬	28	一般用		
	クロール・トリメトン注	36	医療用		サンテドゥ	28	一般用		
	クロダミン	36	医療用		サンテマイシン	48	医療用		
	クロチアゼパム	41	医療用		シ	ジアゼパム	41	医療用	
	クロフィブラート	39	医療用			シアノコバラミン	49	医療用	
	クロベラスチン	34	医療用			ジキリオン	36	医療用	
	クロモグリク酸ナトリウム	26	一般用			シグナル下痢止め	25	一般用	
	クロモグリク酸ナトリウム	36, 48, 49	医療用			ジクロフェナクナトリウム	33	医療用	
	クロルプロバミド	44	医療用			ジスロマック	45	医療用	
	ケ	結合型エストロゲン	46			医療用	ジドロゲステロン	46	医療用
		ケテック	45			医療用	ジヒデルゴット	33	医療用
		ケトプロフェン	30			一般用	ジフェニドール塩酸塩	36	医療用
		ケトプロフェン	33, 50			医療用	ジフェンヒドラミン	50	医療用
		ケフラル	44			医療用	ジブレキサ	42	医療用
		ケフレックス	44			医療用	シプロキサ	45	医療用
ケルナック		37	医療用	シメチジン		23	一般用		
ケンエーイオダイン		30	一般用	シメチジン		36	医療用		
ゲンタシン		48	医療用	ジメンヒドリナート		36	医療用		
ゲンタシン軟膏・クリーム		49	医療用	臭化イプラトロピウム		35	医療用		
コ		抗菌アイリスα	28	一般用		臭化オキシトロピウム	35	医療用	
		合成ケイ酸アルミニウム	37	医療用		臭化水素酸エトレトリブタン	33	医療用	
	コーセー感冒錠D	22	一般用	臭化水素酸スコボラミン		37	医療用		
	コーラック	25	一般用	臭化水素酸デキストロメトルファン		22	一般用		
	コーラックソフト	25	一般用	臭化水素酸デキストロメトルファン		34	医療用		
	コデミンGトローチ	23	一般用	臭化ブチルスコボラミン		24	一般用		
	こどもパブロン坐薬	21	一般用	臭化ブチルスコボラミン		37	医療用		
	こどもリングルサット	20	一般用	臭化フトロピウム		37	医療用		
	コナン	40	医療用	臭化メチルオクタトロピン		37	医療用		
	コニール	40	医療用	臭化メベンゾラート	39	医療用			
	コハク酸スマトリブタン	33	医療用	重質酸化マグネシウム	38	医療用			
	コバシル	40	医療用	酒石酸ゾルピデム	41	医療用			
	コバドリントローチS	23	一般用	硝酸イソソルビド	41	医療用			
	コバメタシンカプセル	33	医療用	硝酸テトラヒドロソリン	48	医療用			
	コランチルA顆粒	24	一般用	硝酸ナファゾリン	48	医療用			
	コリオバン	37	医療用	小児用バファリンC II	20	一般用			
	コリンテオフィリン	35	医療用	静脈血管叢エキス	28	一般用			
	コルヒチン	43	医療用	ジョサマイシン	45	医療用			
	コルヒチン錠「シオノギ」	43	医療用	シラザプリル	40	医療用			
	コンスタン	41	医療用	ジルテック	36	医療用			
	コンドロイチン硫酸・鉄コロイド	43	医療用	新エスタック「W」	22	一般用			
	サ	サーカネッテン	47	医療用	新エスタック12	22	一般用		
		サイレース	41	医療用	新エスピヤン抗菌目薬	28	一般用		
		ザイロリック	43	医療用	シングレア	35	医療用		
		酢酸エチノジオール	46	医療用	人工涙液マイティア	49	医療用		
		サクロンS	24	一般用	新サラリン	25	一般用		
		ザジテン	36, 48, 49	医療用	新三共胃腸薬〔細粒〕	24	一般用		
		サトラックス	25	一般用	新タカチア錠	24	一般用		
		サトラックスエース	25	一般用	シンバスタチン	39	医療用		
		ザナミビル水和物	46	医療用	新ピオフェルミンS錠・S細粒	25	一般用		
		サリチル酸メチル	30, 31	一般用	新ブロン液エース	22	一般用		

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類	
(シ)	シンメトレル	46	医療用	ソ	ゾーミグ	33	医療用	
	新ルピカブ	22	一般用		ゾニサミド	42	医療用	
	新レシカルボン坐剤	38	医療用		ゾピクロン	41	医療用	
	シンレスタール	39	医療用		ゾピラックス	45	医療用	
	新中外胃腸薬顆粒	24	一般用		ゾファルコン	37	医療用	
ス	水酸化マグネシウム	24	一般用	ソフィット・ソフィットピュア	25	一般用		
	スイマグ	24	一般用	ソフティア	49	医療用		
	スカイナーせき・たん用	22	一般用	ソフラチュール	49	医療用		
	スクラルファート	37	医療用	ソラナックス	41	医療用		
	スコルバダッシュクリーム	31	一般用	ソランタール	33	医療用		
	ストナアイビー	22	一般用	ソリタ	50	医療用		
	ストナ去たんカプセル	22	一般用	ソリタ-T1号	50	医療用		
	ストナコフ	23	一般用	ソリタ-T3号	50	医療用		
	ストマオフ糖衣錠	24	一般用	ソルシリン	44	医療用		
	スナイリン	38	医療用	ソルデム1	50	医療用		
	スバラ	45	医療用	ソルデム3A	50	医療用		
	スバルフロキサシン	45	医療用	ゾルミトリブタン	33	医療用		
	スマイルコンタクト	29	一般用	ソルラクト	50	医療用		
	スマリン「アルギー」CG	29	一般用	ソルラクトD	50	医療用		
	スヨロミン	27	一般用	ソレト	33	医療用		
	スリンダク	33	医療用	ソロン	37	医療用		
	スルピリド	42	医療用	タ	ダーゼン	34	医療用	
	スルファメトキサゾール・トリメプリーム	45	医療用		タイザー・タイザー小児用	26	一般用	
	スロービッド	35	医療用		耐性乳酸菌	39	医療用	
	スローフィー	43	医療用		大腸菌死菌製剤	47	医療用	
	セ	セイブル	44		医療用	タイヨウがいの薬	30	一般用
		セキトローチ	23		一般用	タイレノールA・FD	20	一般用
		ゼストリル	40		医療用	タイワケシノールトローチ	23	一般用
ゼスラン		36	医療用		タウリン坐薬	28	一般用	
セタブリル		40	医療用		ダオニール	43	医療用	
セニラン		41	医療用		タカチアスターゼN1	24	一般用	
ゼノールエクサムFX・SX		30	一般用		タカベンス	47	医療用	
セパミット		39	医療用		タガメット	36	医療用	
セピアARクール		29	一般用		タクロリムス水和物	49	医療用	
セファクロル		44	医療用		タケブロン	37	医療用	
セファドール		36	医療用		タナトリル	40	医療用	
セファレキシム		44	医療用		タフマックE	38	医療用	
セフィキシム		44	医療用		タベジール	36	医療用	
セフジトレンピボキシル		44	医療用		ダマリンエース	31	一般用	
セフジニル		44	医療用		タミナスA錠	26	一般用	
セフスパン		44	医療用		タミフル	46	医療用	
セフゾン		44	医療用		タリオン錠	36	医療用	
セフチブテン		44	医療用		タリビッド	45, 48	医療用	
セフテム		44	医療用		ダルメート	41	医療用	
セフテラムピボキシル		44	医療用	ダントローチL	30	一般用		
セフボドキシムプロキセチル		44	医療用	タンナルビン	38	医療用		
セフロキサジン		44	医療用	タンニン酸アルブミン	38	医療用		
セフロキシムアキセチル		44	医療用	タンニン酸ジフェンヒドラミン	35	医療用		
セラペプターゼ		34	医療用	チ	チアマトール	50	医療用	
セルシン		41	医療用		チールA	31	一般用	
セルテクト		36	医療用		チールメタシン・ゲル	30	一般用	
セルベックス		37	医療用		チバセ	40	医療用	
セレニカR		42	医療用		チャルドール	38	医療用	
洗眼アイリス		29	一般用		チルコチル	33	医療用	
センセファリン		44	医療用	ツ テ	つくしA・M散	37	医療用	
センナ成分		38	医療用		デアメリンS	44	医療用	
センナ成分		25	一般用		ディオネトローチ	23	一般用	
センノサイド		38	医療用		ディオバン	40	医療用	
センバア		26	一般用		テオコリン	35	医療用	
センバアS		26	一般用	テオドール	35	医療用		

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類	
(テ)	テオフィリン	35	医療用	(二)	日点FA	49	医療用	
	テオロング	35	医療用		ニトラゼバム	41	医療用	
	テグレート	42	医療用		ニトロール	41	医療用	
	テソゲストレル	46	医療用		ニトログリセリン	40	医療用	
	テタントール	40	医療用		ニトロダームTTS	40	医療用	
	テチプリン注	43	医療用		ニトロペン	40	医療用	
	テツクールS	43	医療用		ニバジール	40	医療用	
	テノキシカム	33	医療用		ニフェジピン	39	医療用	
	デバケン	42	医療用		ニフラン	33, 49	医療用	
	デバス	41	医療用		ニボラジン	36	医療用	
	デブレノン	37	医療用		乳酸リンゲル液	50	医療用	
	デプロメール	42	医療用		ニューロタン	40	医療用	
	デュファストン	46	医療用		ニルバジピン	40	医療用	
	テラナス	33	医療用		ネ	ネオフィリン	35	医療用
	テラマイシン軟膏	49	医療用			ネオヨジンうがいぐすり	30	一般用
	テリスロマイシン	45	医療用			ネオレスタミンコーワ	36	医療用
	テルギンG	36	医療用		ネルボン	41	医療用	
	テルシガンエロゾル	35	医療用		ノ	ノアルSG	28	一般用
	テルネリン	33	医療用			ノアルアレジー	29	一般用
	テルペラン	37	医療用			ノアルワンSG	28	一般用
テルミサルタン	40	医療用	ノイエル	37		医療用		
テレミンソフト坐薬1号	38	医療用	ノイロトピン	33		医療用		
テレミンソフト坐薬3号	38	医療用	ノーションホワイトジュニア	20		一般用		
ト	トーク	48	医療用	ノズレン		37	医療用	
	ドオルトン	46	医療用	ノドロップコフ		23	一般用	
	トーフチーム顆粒	32	医療用	ノバミン		42	医療用	
	ドグマチール	42	医療用	ノルゲストレル		46	医療用	
	トシル酸スプラタスト	36	医療用	ノルバスク	40	医療用		
	トシル酸スルタミシリン	44	医療用	ノルフロキサシン	45	医療用		
	トシル酸トスフロキサシン	45	医療用	ハ	ハイウルソ顆粒	24	一般用	
	トスキサシン	45	医療用		バイエルアスピリン	20	一般用	
	トフィソバム	42	医療用		バイシナルメディクール	29	一般用	
	トミロン	44	医療用		ハイスコ	37	医療用	
	トライディオール21、28	46	医療用		ハイスタミン注	35	医療用	
	トラニラスト	36, 49	医療用		バイナス	36	医療用	
	トラベルミン	27	一般用		ハイフスタンM	34	医療用	
	トラベルミン	36	医療用		ハイベン	25	一般用	
	ドラマミン	36	医療用		ハイベン	33	医療用	
	トラメラス	49	医療用		バイミカード	40	医療用	
	トランコロン	39	医療用	バキシル	42	医療用		
	トランドラプリル	40	医療用	バキソ	33	医療用		
	トリアゾラム	41	医療用	バクシダール	45	医療用		
	ドリエル	27	一般用	バクタ	45	医療用		
トリキュラー21、28	46	医療用	バクトラミン	45	医療用			
トリベノシド	47	医療用	バセトシン	44	医療用			
トルブタミド	43	医療用	バソレーター-RB2.5、軟膏、テープ	40	医療用			
ドンペリドン	37	医療用	バテックスID1.0%液・クリーム	30	一般用			
ナ	ナーベル	48	医療用	バナナ	44	医療用		
	ナイキサン	33	医療用	バファリン	32	医療用		
	ナイトール	27	一般用	バファリンA	20	一般用		
	内服ボラギノールEP	28	一般用	バブロンうがい薬	30	一般用		
	ナウゼリン	37	医療用	バブロン点鼻Z	26	一般用		
	ナザールブロック	26	一般用	バリエット	37	医療用		
	ナバゲルン	50	医療用	バルコーゼ	38	医療用		
	ナブメトン	33	医療用	バルサルタン	40	医療用		
	ナプロキセン	33	医療用	ハルシオン	41	医療用		
	ナポールSRカプセル	33	医療用	ハルトマンD	50	医療用		
	なみだロートコンタクト	29	一般用	ハルトマン-G3号	50	医療用		
	ニ	ニコデール	40	医療用	ハルトマン液	50	医療用	
ニソルジピン		40	医療用	ハルトレックス	46	医療用		

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類
(ハ)	バルビン	37	医療用	(フ)	フェリア	20	一般用
	バルプロ酸ナトリウム	42	医療用		フェルビナク	30	一般用
	パンシロンG	24	一般用		フェルビナク	50	医療用
	パンシロンH2ベスト	23	一般用		フェルム	43	医療用
	パンシロンN10	24	一般用		フェロ・グラデュメット	43	医療用
	パンシロントラベル	27	一般用		フェロミア	43	医療用
	パンスポリンT	44	医療用				
	パンテリンコーワ	30	一般用		ブスコバン	37	医療用
ヒ	ヒアルロン酸ナトリウム	49	医療用	ブスコバン錠	24	一般用	
	ヒアレイン	49	医療用	ブスコバンMカプセル	24	一般用	
	ピーエイ錠	32	医療用	フスタゾール	34	医療用	
	ヒーロン	49	医療用	フストジル	34	医療用	
	ピオスミン	39	医療用	フストレス	34	医療用	
	ピオフェルミン	39	医療用	ブスポンS	24	一般用	
	ピオフェルミンR	39	医療用	ブタマイド	43	医療用	
	ピオフェルミン止瀉薬	25	一般用	ブチスコミン	24	一般用	
	ピオフェルミン錠剤	39	医療用	ブテナロッククリーム	31	一般用	
	ピクシリン	44	医療用	ブドウ糖加乳酸リンゲル液(ブドウ糖5%)	50	医療用	
	ピケンHA	46	医療用	ブトロパン	37	医療用	
	ピコスルファートナトリウム	25	一般用	ブフェキサマク	50	医療用	
	ピコスルファートナトリウム	38	医療用	フマル酸クレマスチン	36	医療用	
	ピコダルム	38	医療用	フマル酸ケトチフェン	26	一般用	
	ピコベン	38	医療用	フマル酸ケトチフェン	36, 48, 49	医療用	
	ピコラックス	25	一般用	フマル酸第一鉄	43	医療用	
	ピサコジル	25	一般用	プラウノール	37	医療用	
	ピサコジル	38	医療用	プラタギン	26	一般用	
	ヒスタール	36	医療用	プラノバル	46	医療用	
	ヒストミン坐薬	21	一般用	プラノプロフェン	33, 49	医療用	
	ピソルボン	34	医療用	プラバスタチンナトリウム	39	医療用	
	ピタスト	49	医療用	フラビタン	49	医療用	
	ピタソート	39	医療用	フラビンアデニンジヌクレオチド	49	医療用	
	ピタバスタチンカルシウム	39	医療用	フランドル	41	医療用	
	ヒダントール	42	医療用	プラナルカスト水和物	35, 36	医療用	
	ヒビスコールS	30	一般用	ブリビナ	48	医療用	
	ヒビテン	50	医療用	プリンペラン	37	医療用	
	ビフィズゲン	39	医療用	フルカム	33	医療用	
	ビフィズス菌	25	一般用	ブルゼニド	38	医療用	
	ビフィズス菌	39	医療用	ブルタール	43	医療用	
	ビフィダー	39	医療用	フルニトラゼパム	41	医療用	
	ビブラマイシン	45	医療用	フルバスタチンナトリウム	39	医療用	
	ピペラシリンナトリウム	44	医療用	ブルフェン	33	医療用	
	ヒベルナ	36	医療用	フルマーク	45	医療用	
	ヒベンズ酸チペピジン	34	医療用	フルラゼパム	41	医療用	
	ヒボカ	40	医療用	フルルビプロフェン	33, 50	医療用	
	ヒボセロール	39	医療用	フレッシュアイAG	29	一般用	
	ヒポラール	33	医療用	プレマリン	46	医療用	
	ビュークリアALクール	29	一般用	ブレラン	40	医療用	
	ピリナジン	32	医療用	プロクロルペラジン	42	医療用	
	ヒルドイド	50	医療用	プロチゾラム	41	医療用	
	ピレチア	36	医療用	プロトピック軟膏	49	医療用	
	ピロキシカム	33	医療用	プロバリン	41	医療用	
	ピロットA錠	26	一般用	プロブコール	39	医療用	
	フ	ファミチジン	23	一般用	プロブレス	40	医療用
		ファミチジン	37	医療用	フロベン	33	医療用
		フェジン	43	医療用	フロマゼパム	41	医療用
フェナゾックスカプセル		33	医療用	フロマック	37	医療用	
フェントイン		42	医療用	フロムワレリル尿素	41	医療用	
フェノバル		42	医療用	フロメライン	34	医療用	
フェノバルビタール		42	医療用	フロモックス	44	医療用	
フェノバルビタールナトリウム		42	医療用	フロモバレリル尿素	41	医療用	

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類		
へ	ベイスン	44	医療用	(マ)	マレイン酸エナラプリル	40	医療用		
	ペオン	33	医療用		マレイン酸フルボキサミン	42	医療用		
	ヘキストラステノン	43	医療用		ミ	ミオコルスプレー	40	医療用	
	ベザトールSR	39	医療用			ミオナール	33	医療用	
	ベザフィブラート	39	医療用			ミカルディス	40	医療用	
	ベザリッブ	39	医療用			ミグシス	33	医療用	
	ベシル酸アムロジピン	40	医療用			ミグリトール	44	医療用	
	ベシル酸ベボタステチン	36	医療用			ミグレニン	32	医療用	
	ベナ	35	医療用			ミナルフェン	33	医療用	
	ベナスミン注射	35	医療用			ミニプレス	40	医療用	
	ベノジール	41	医療用			ミノキシジル	31	一般用	
	ヘパリン類似物質	50	医療用			ミノマイシン	45	医療用	
	ヘマニック	27	一般用			ミヤBM	39	医療用	
	ペミラストン	49	医療用			宮入菌末	25	一般用	
	ペミロラステカリウム	49	医療用			ミリステープ	40	医療用	
	ヘモクロン	47	医療用		ミリスロール注	40	医療用		
	ヘモナーゼ	47	医療用		ミルタックス	50	医療用		
	ヘモリンド舌下錠	28	一般用		ミルマグ液	24	一般用		
	ペリチーム	38	医療用		ム	ムイロジン	43	医療用	
	ペリンドプリルエルブミン	40	医療用			ムコサル	34	医療用	
	ベルジピン	40	医療用			ムコスタ	37	医療用	
	ヘルベッサー	40	医療用			ムコソルバン	34	医療用	
	ヘルミチンS	47	医療用			ムコダイ	34	医療用	
	ペレックス1/6顆粒	32	医療用		メ	メイアクト	44	医療用	
	ペレックス顆粒	32	医療用			メイラックス	41	医療用	
	ベンザブロクトローチ	23	一般用			メキタジン	26	一般用	
	ベンザリン	41	医療用			メキタジン	36	医療用	
	ベンズプロマロン	43	医療用			メジコン	34	医療用	
	ベントシリン注射	44	医療用			メジコンシロップ	34	医療用	
ベントバルビタールカルシウム	41	医療用	メシル酸ジヒドロエルゴタミン	33		医療用			
ホ	ボード錠	27	一般用	メシル酸ドキサゾシン		40	医療用		
	ボグリボース	44	医療用	メチルメチオニンスルホニウムクロリド		37	医療用		
	ボジナルEV顆粒	22	一般用	メクロプラミド		37	医療用		
	ボジナルM錠	26	一般用	メナミン		33	医療用		
	ポステリザン(軟膏)	47	医療用	メパロチン		39	医療用		
	ポビドンヨード	30	一般用	メピリゾール		33	医療用		
	ポビドンヨード	49, 50	医療用	メフェナム酸	33	医療用			
	ボラギノールM軟膏	28	一般用	メブロン	33	医療用			
	ボラギノールN	47	医療用	メリロートエキス	47	医療用			
	ボラザG	47	医療用	メルビン	44	医療用			
	ボラブレジンク	37	医療用	メロキシカム	33	医療用			
	ボララミン	36	医療用	メンタックス	50	医療用			
	ポリトーゼ	38	医療用	メンフラA	31	一般用			
	ポルタレン	33	医療用	モ	モービック	33	医療用		
	ポンタール	33	医療用		モーラス	50	医療用		
	マ	マーズレンES	37		医療用	モンテルカストナトリウム	35	医療用	
		マーズレンS	37	医療用	ヤ	ヤクルトBL整腸薬	25	一般用	
		マーベロン21	46	医療用		ユアシロップ12	22	一般用	
		マーロックス	37	医療用		ユナシン錠	44	医療用	
		マーロックスプラスチュアブル	23	一般用		ユニーサルファ目薬	28	一般用	
マイクロシールドPVP		50	医療用	ユニフィル		35	医療用		
マイスリー		41	医療用	ユリノーム		43	医療用		
マイティア抗菌目薬		28	一般用	ヨ		幼児用PL顆粒	32	医療用	
マキサカルシトール		50	医療用			ラ	ラクソベロン	38	医療用
マクサルト		33	医療用				酪酸菌	39	医療用
マグミット		38	医療用		ラクテック		50	医療用	
マグラックス		38	医療用		ラクテックD		50	医療用	
マスチゲン-S錠		27	一般用		ラクトミン		39	医療用	
マズレニンG		49	医療用	ラクトリンゲル液	50		医療用		
マルファ		37	医療用	ラダー-A	30	一般用			

	成分名・販売名	ページ	分類		成分名・販売名	ページ	分類	
(ラ)	ラックビー	39	医療用	(レ)	レボノルゲストレル	46	医療用	
	ラックビーR	39	医療用		レボフロキサシン	45, 48	医療用	
	ラノコナゾール	31	一般用		レリフェン	33	医療用	
	ラビネットP	30	一般用		レルパックス	33	医療用	
	ラベプラゾールナトリウム	37	医療用		レンズティアS	29	一般用	
	ラボナ	41	医療用		レンドルミン	41	医療用	
	ラマストンMXクリーム	31	一般用		ロ	ローコール	39	医療用
	ラマトロバン	36	医療用			ロートV40タウ	29	一般用
	ラミシール	45, 50	医療用			ロートエキス	37	医療用
	ラミシールATクリーム	31	一般用			ロートエキス・タンニン酸	47	医療用
	ラモンドール	22	一般用			ロキシスロマイシン	45	医療用
	ラリキシン	44	医療用			ロキソニン	33	医療用
	ランソプラゾール	37	医療用			ロキソプロフェンナトリウム	33	医療用
	ランツジールコーワ	33	医療用			ロサルタンカリウム	40	医療用
	リ	リアップ	31			一般用	ロスバスタチンカルシウム	39
リーゼ		41	医療用	ロヒプノール		41	医療用	
リザベン		36, 49	医療用	ロフラゼブ酸エチル		41	医療用	
リシノプリル		40	医療用	ロベミン		38	医療用	
リスパダール		42	医療用	ロペラマックサット		25	一般用	
リスペリドン		42	医療用	ロラゼパム		41	医療用	
リスマー		41	医療用	ロラタジン		36	医療用	
リバロ		39	医療用	ロラメット	41	医療用		
リビアン28		46	医療用	ロルカム	33	医療用		
リビトール		39	医療用	ロルノキシカム	33	医療用		
リフタマイシン		48	医療用	ロルメタゼパム	41	医療用		
リプラス-IS		50	医療用	ロレルコ	39	医療用		
リポール		43	医療用	ロンゲス	40	医療用		
リボクリン		39	医療用	ワ	ワイドシリン	44	医療用	
リボスチン		49	医療用		ワイパックス	41	医療用	
リボバス		39	医療用		わかもと整腸薬	25	一般用	
硫酸カナマイシン		44	医療用		ワクシニアウイルス接種家兎炎症皮膚抽出液	33	医療用	
硫酸ゲンタマイシン		48	医療用		ワクナガ胃腸薬U	24	一般用	
硫酸鉄		43	医療用		ワコビタール坐薬	42	医療用	
硫酸フラジオマイシン		49	医療用					
硫酸マイクロマイシン		48	医療用					
リリース錠		26	一般用					
リレンザ		46	医療用					
リングルアイビー		20	一般用					
リングルアイビージェルカプセル		20	一般用					
リン酸オセルタミビル		46	医療用					
リン酸コデイン		22	一般用					
リン酸コデイン		34	医療用					
リン酸ジヒドロコデイン		22	一般用					
リン酸ジメモルファン		34	医療用					
リン酸水素ナトリウム		49	医療用					
リンラキサー		33	医療用					
ル		ルピアール坐薬	42	医療用				
		ルボックス	42	医療用				
		ルリッド	45	医療用				
レ	レキソタン	41	医療用					
	レスタミンAコーワ	35	医療用					
	レスタミンコーワ	35	医療用					
	レスタミンコーワ糖衣錠	26	一般用					
	レスタミンコーワ軟膏	50	医療用					
	レスプレン	34	医療用					
	レスミン注射	35	医療用					
	レニベース	40	医療用					
	レバミピド	37	医療用					
	レフトーゼ	34	医療用					
	レベニン	39	医療用					

薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック 2007 年版

2007 年 6 月 1 日 発行

著 者

(社)日本薬剤師会 アンチ・ドーピングに関する特別委員会

工藤 義房、石井 甲一、藤垣 哲彦、奥田 秀毅、福島 紀子、石井 美江、
大石 順子、笠師 久美子、木下 力、寺澤 孝明、鳥海 良寛、畑中 範子、
本田 昭二、松岡 勲、松島 邦明、山田 雅也

(社)秋田県薬剤師会

(財)日本体育協会 アンチドーピング部会ドーピングデータベース作業班

植木 眞琴、伊藤 静夫、大石 順子、塚越 克己、寺澤 孝明、服部 光男、
矢地 孝、渡辺 一夫

協 力

秋田わか杉国体実行委員会

(財)秋田県体育協会 第 62 回秋田国体競技力向上対策局

(社)静岡県薬剤師会 (社)埼玉県薬剤師会 (社)岡山県薬剤師会 (社)兵庫県薬剤師会

編 集・発 行 (社)日本薬剤師会

〒160-8389 東京都新宿区四谷三丁目 3-1 富士・国保連ビル七階

電 話 03(3353)1170 FAX 03(3353)6270

E-mail di@nichiyaku.or.jp

印 刷 興和印刷株式会社
